

2月定例会予算特別委員会 部局別書面審査

京都府議会 2月定例会予算特別委員会部局別書面審査（2月19日～3月3日）での質疑・応答（大要）を紹介します。日本共産党の委員は次の通り。

- ・加味根史朗（京都市右京区）
- ・島田敬子（京都市右京区）
- ・山内佳子（京都市南区）
- ・西脇郁子（京都市下京区）＝幹事
- ・浜田良之（京都市北区）
- ・成宮真理子（京都市西京区）

目次

①総務部	・・・1
②知事直轄組織	・・・10
③農林水産部	・・・17
④建設交通部	・・・25
⑤文化環境部	・・・34
⑥健康福祉部	・・・43
⑦人事・監査委員	・・・55
⑧警察本部	・・・58
⑨商工労働観光部	・・・61
⑩教育委員会	・・・70
⑪府民生活部	・・・79
⑫政策企画部	・・・89

①総務部 2014年2月19日

島田敬子委員

米軍レーダー基地問題について

【島田】 米軍レーダー基地問題について、本会議の代表質問で知事は、安全安心の確保は前提と述べられました。これまでも、「国に確認をして条件が守られないなら、協力の撤回も辞さない」と述べてこられました。

さらに、住民への説明不足については、「防衛省に丁寧の説明をして下さいと申し上げた」と。つまり、説明不足を認められた答弁だったと思います。住民は、安全安心の問題を含め、依然として置き去りの状況であり、不安は広がっております。

2月5日の京丹後市基地対策調査特別委員会で、副市長は、「防衛省が、測量やボーリング調査の結果、地質が悪いため、少し工期時間が長くなると言っている」と答弁されております。

京都新聞が2月6日に報道し、加味根議員が総務調整課長にお聞きしたところ、「新聞の記事は全く承知していない。びっくりした。本日、近畿防衛局に問い合わせた。防衛局の回答は、ボーリング調査結果の内容は聞いていない。なぜ、京丹後市の副市長が、防衛局からと府が知らない事を述べたのか解らない。米軍施設の配置等もまだ明らかになっていない。」と答弁をされています。

そこで伺います。事実関係は、現在までの状況は、どのようになっているのですか。お答えください。

【総務部長】 本会議で知事からも答弁をさせていただきましたが、報道が出ました後、私どもとしても近畿地方防衛局の方へ確認を行いました。その結果、報道にあったような内容については、防衛局の方では承知していないということでございます。具体的に、米軍なりからその様な話も受けていないということでした。

一方で、私どもの方でも、京丹後市の方にも確認をしたわけですが、基地を置こうとしているところは、確かに現在は、田んぼ・畑ということですので、一般論で申しますと地盤があまり良くないということのようであり、それらを前提として、推察して、副市長の方でおっしゃったのではないかと、我々は考えているところです。

【島田】 地元の副市長の答弁と食い違うわけですね。「ボーリング調査の結果、地質が悪い。だから工期が長くなる可能性」とまで言及されておりまして、同じ確認で「聞いていない」という、防衛局からの答弁をいただいているというようなことは、到底理解できません。どこに情報の祖語があるのか。問題だと思う。再度、端的にお答えください。

【総務部長】 繰り返しますが、我々としましては、防衛局に確認をいたしまして、報道にあったような事実は、防衛局として把握していない、確認していないということでありまして、我々は、そのように考えております。

【島田】 特別委員会で副市長は、踏み込んで「住民が求めてきた電磁波測定や騒音、排水等の環境調査について、2月か3月の内にはやると述べておられますが、この計画はどうなっているのかお聞かせ下さい。

【副部長】 本日夜から、地元の区長会において調査内容等について説明をするという情報を得ておりますので、時期的には、2月下旬から3月中にかけて、電磁波の関係、騒音の関係、排水の関係、それと、説明会の時で住民の方から要望のありました磯焼けの調査、それも加えまして、防衛省の方で実施される。あとは、本日夜の住民さんの意見が出てくると思いますので、どこでやる、場所ですとか、時期ですとか、そういうのをふまえて防衛省の方で対応するというふうにお聞きしております。

【島田】 防衛省がやるという調査は、現況調査ですね。そして、事後も評価・判断をするために、比べるために、現況調査をするだけのものであって、Xバンドレーダー来ることについての、環境アセスメントのような影響調査をしっかりとするというのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

【副部長】 いわゆるアセス法については、米軍レーダーの事業規模、事業内容について、該当しておりませんので、環境アセスメントについてはされないということですので、我々としては、京丹後市と府の方から住民の要望の強かった3項目について、事前、事後においてしっかり調査をしてくれというように、この間、常に防衛省に要望を出しておったものでございます。

【島田】 ということは、現況調査程度の調査では、到底判断はできない。少なくとも、安全安心の判断が現時点で出来ないということだと思っております。住民団体の交渉の中で、近畿防衛局は4月着工前に、米軍が環境影響調査をやると述べておられます。この環境影響調査については、日本での米軍基地建設にあたっては、日本環境管理基準によって環境影響調査評価を義務付けられているものですが、にも関わらず、知事は要望、要請されておりませんし、公表も求めておられませんが、検討もしていないのでしょうか。いかがですか。

【副部長】 環境管理基準については、在日米軍が作成して、在日米軍が運用するということになっておりまして、政府の方の見解といたしましては、答える立場にないというのが、政府の方の見解です。そのため、防衛省なり京都府なり京丹後市の方で、米軍に対してしっかりと環境保全とか安全対策、それについては万全を期すようにということで、我々の方から求めているところです。

【島田】 近畿防衛局は、環境基準に基づいて調査をして、自然資源管理計画等の作成と環境保護の取り組みが実施されるが、住民への公表は調整中だと。防衛局は、それらが適切に実施されるように米軍に働きかけるとしてはいますが、必要に応じて、外務省、防衛省が参加をする日米合同委員会や、その下にある環境文化委員会の枠組みを通じて適切に対処されるもの。つまり、日本政府は日米合同委員会に参加をするわけで、となりますと、日本政府に対してきちっと要請をするということは、地方自治体の立場としても出来るわけです。国任せではいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

【副部長】 国に対しては、しっかりとやってくれというふうに、我々もちゃんと言っておりますので、政府は、とりあえず今の立場は、答える立場にないということですけども、防衛省と我々の方と一緒に、京丹後市も含めて一緒に、ちゃんとやるようにというのは要求しておりますので、その方向で調整されるものだと思います。

【島田】 現地からも、京都府からも、何度も防衛省等に要請をされても、肝心要のものは説明はなしということ。それで、2月5日に京丹後市の基地対策特別委員会で副市長は、安心安全について「動いていないので説明できない」「米軍の居住地も未定など動きがないので、予定した住民説明会は延期をする」と答弁されています。説明できないという問題でありまして、知事が言われたように、説明不足です。9月の時点で協力表明をしたことは、本当に遺憾であります。

実際に、青森県では、県が説明会を開催しましたが、府民に対して、府は一切説明をされておられません。地権者の同意だけ、用地交渉を進めたいから、地権者の同意だけ取って、地元住民には1回も説明がされていないということだと思っております。繰り返しますが、京丹後市の副市長も安心安全について、具体的に動いていないと、住民説明会はできないとおっしゃっているわけで、府が防衛省へ要請した文書の回答に、本当に協力できるだけの安心安全が担保されたのかということについては、担保がありません。一体、どんな担保があるのか、再度お答えください。

【副部長】 委員がおっしゃるように、今、米軍の方からいつごろ入ってくるとか、どこに住まれるかという情報は、今もってございません。説明ができないと言われたのは、そういう状況の中で、区長会サイドから、今のこういう状況の中で、いろいろ説明してもらっても混乱するので、そういう時期がきたらちゃんと説明してくれと、区長会の方から要望があったために、説明会を延期したというふうにお聞きしておりますので、ちゃんと、どこに建物を建てる、いつごろ来るという状況が連絡があれば、きっちりと説明会の方を対応させていただきたいと思います。それから、府としての説明会については、この間、機会あるごとに議会の方にも説明を申し上げておりますし、地元の方についても、ちゃんと防衛省の方で説明会を開催しているものでございます。

【島田】 京丹後市民はもとより、地権者のみに説明会をやったが、京丹後市民を含めて、府民には京都府として一切責任ある説明はされていないわけです。それで、京丹後市副市長の答弁のように安全安心の面が動いていないので、説明できないということでございまして、協力表明を判断するに至る説明が防衛省からもどこからもないという段階で早々に判断をしたことは、大変重大だというふうに思います。

基地対策室もつくられ、本府からも行っておられるわけで、情報をつかんでいると思うのです。昨年 11 月には、「米軍基地を憂う宇川有志の会」から 36 項目もの要望書が出され、今年 1 月 20 日には、漁業関係者、中浜ですとか船外機組合ですとか、関係者からも要望書が出されておりますが、放置されたままだと伺っております。これは、どのような対応をされているのでしょうか。対策室の動きも含めまして、現場の対応をどのように把握して対処されているかお答えください。

【副部長】 36 項目の内、ほぼ前半の 16 項目については、調査をいつごろやるか、誰がするかというような内容だったと思います。それについては、今晚の地元の区長会の方で説明されると伺っております。

残りの 20 項目につきましては、回答等を準備しておりましたけれども、区長会の方から、まだしてもらわなくてもいいという要望が出されたというふうにお聞きしておりますので、米軍が場所を決める、いつごろという工程表が示された時に、併せて住民の方に説明を行うというふうにお聞きしております。

【島田】 そこまで文章が整理されて、あとは区長会の要望に沿って順次やるということでしたら、その文書を資料として請求したいと思います。基地対策室の方にも行って、責任をもって対応されていることですので、その点、要望したいと思います。いかがですか。

【副部長】 文書は、まだございません。

【島田】 とうてい確約されたものではないと思います。土地交渉だけが進んで地元で説明をされておられませんし、安全安心対策で府がやるのは、警察官の増員くらいです。日米地位協定のもとで、米軍基地は、治外法権であって事件・事故が起こっても泣き寝入り。沖縄の現状が京丹後市で起こりはしないかと、本当に大きな不安が広がっております。住民を置き去りにして、説明も出来ないし、説明もしていない。そして、破格の土地借り上げ交渉が行われる。あるいは、ボウリング調査が行われる。さらには、パラボラアンテナや NTT の基地局も撤去されている。目に見える形で現場は、工事が進んでいることに、本当に大きな怒りがあがっております。どの点でも、安全安心からは程遠い、空手形だと思わなくてはなりません。住民の安全安心が守られなかったら撤回もあるとおっしゃったわけですが、もう一度、認識を伺いたいと思います。

【副部長】 住民サイドにきっちりと説明をしていくようにさせていただきます。

【島田】 住民は、府議会も含めて、京都府民全体であります。今、質疑をしているわけです。私どもの質問に答えて下さい。安全安心と判断するに足りる材料がない、空手形ではないか、知事が撤回も辞さないという構えなら、撤回するという判断に立つべきだと、府の見解を求めているわけですが、いかがでしょうか。

【副部長】 議会の方にもきっちりと説明させていただいて、安全安心が確保できるように進めてまいります。

【島田】 ですから、現時点で、安全安心への確証が示されていないわけですよね。解らないことだらけですよ。いかがか。

【副部長】 何も隠しているわけではないので、これからちゃんと米軍の方も資料を出してくると思いますので、それに対してはきっちりと対応していただきますし、我々が求めていることが出来ていないようであれば、知事も申しておりますように、きっちりと米軍、国等に対して要望なり、説明を求めていきたいと思っております。

【島田】 日米両政府が合意をしたのは、ちょうど1年前の2月22日か23日です。そして、「寝耳に水」と、当時知事もおっしゃっていました。新聞紙上で知って、9月19日、わずか半年余りで知事は、「安全安心が確保された」と協力表明をされたのは、本当に重大な問題です。ここに至っても、住民が安全安心と確認できる約束は一切ないし、説明がない。本当に、空手形だというふうに思いますし、知らされてないということで行きますと、知らせる気がないわけです。防衛省がアメリカへ要請しても、アメリカが答える気がないし、全く確約がないわけです。改めて、安全安心が確保できていないのに、頭ごなしのこの計画は、きっぱりと撤回を求めていただきたいと思います。義務付けられている環境影響評価は、アメリカ側もやっているとやっているわけで、日本政府が関与出来る問題であり、しっかりと発言をしていただいて、住民への公表も含めて、強く要望をしておきたいと思えます。

加味根史朗委員

消費税増税について

【加味根】 まず消費税増税についての影響についてお伺いします。先ほど総務部長は、法人2税に対する影響について明確なお答えがありませんでしたが、改めてその辺お聞きしたいと思います。

消費税が3%から5%に上がったきはどうか振り返ってみました。平成9年度に消費税は2%あがりました。そのとき平成10年度、次年度ですね、法人税率の引き下げもおこなわれましたが、平成9年度に比べまして法人2税は6%、61億円下がりました。平成11年度には34%391億円さがりました。それ以降も下がり続け景気が大きく後退しました。今回は3%ですので、法人2税の減収はそれ以上になるのではないかと感じるのですが具体的な見通しはどう考えておられますか。

【総務部長】 消費税率3%から5%に上がりました当時橋本内閣のときだったと思いますが、世界的な金融危機でもございまして全世界的に景気が失速する局面でもございました。そのような影響もございまして法人関係税収ですね消費税率引き上げ以降、大きく落ち込んだところでございます。

今回4月から5%から8%に上がりますけれども、現在の世界的な景気動向をみましても、堅調に成長を

続いているところでございます。そのような状況踏まえまして本府におきましても来年度消費税率引き上げの影響はあるものの、そういったなかでも法人2税で85億円増収となるような予算ということで見込んでいるところでございます。

【加味根】 来年度についてはそういうことなのかもしれませんが、再来年度大きな打撃が生まれるのではないかと思います。平成24年度の税務統計によりますと、府内の赤字企業は、36292社、74.6%もあるわけですね。これは25年度、今年度はどのようなことになっていくのでしょうか。どう、見込んでおられるのでしょうか。

【税務課長】 24年度の実績ですが、赤字の割合が約75%。ここ数年はそんなに大きくは変わっておりません。25年度については今は分からない。

【加味根】 それでは、その赤字企業が消費税増税された場合、どんな影響を受けると考えておられるのでしょうか。

【総務部長】 消費税引き上げにあたりましては、消費税分については適切な転嫁をということで全国的に適正転嫁対策を協力に進められておりますので、消費税分についてはきちんと転嫁なされるものであろうと考えております。

一方でこの3月末までの駆け込み需要とそれによる反動減が来年度初めのころには出てまいります。従いまして赤字の企業におかれましても、年度当初は若干の減収・減益、売り上げの減少というものが生じるかとは思いますが、ただ、国をあげて、府におきましても反動減対策、これについてはきちんとおこなっているところでございますのでその影響は年度前半には解消されるのではないかと考えております。

【加味根】 中小企業の40数社ですか、全国的な調査でも消費税転嫁できないと実態が明らかになっております。消費税あがってもなかなか転嫁できない企業がおおいのではないのでしょうか。赤字企業の場合、赤字であっても消費税は払わなければならなりませんので、益々苦境に立つということになっていくわけで、75%それ以上の京都の中小企業がそういう深刻な事態に陥るということを考えなければならない。

いまおっしゃった消費税増税に対する反動減をもたらさないという対策として経済対策が打ち出されたわけですが、執行ベースで1230億円、公共事業をおこなうと景気が下支えし浮揚しそして税収もそこそこ落ち込まずにいくのではないかとこう考えておられるのですか。

【総務部長】 消費税率引き上げによります反動減といたしましては、これはすでに12月の補正でお願いしております。まず公共事業の量を確保いたしましてしごとが事業者の方々に行き渡るような体制きちんととっておりますし、中小企業の反動減対策、商店街の反動減と、さらには中小企業におきまして、売り上げ増加もそうですし、融資によります経営の下支え、こういったものも今回の予算案のなかに盛り込んでいることとございますので、それら総合的に反動減対策きちんと乗り越えられるような対策、我々としてはうちだしているというつもりでございます。

【加味根】 公共事業がはたして京都の中小企業、特に建設業などに利益率を上げるような経営の好転をもたらしているのか言いますとね、現実にはそうじゃないということが先日の建設業協会の会長さんが建設交通常任委員会で参考人として出席をされて報告をされた中身であります。

ちょっと紹介しますと、百数十社の建設業界傘下の企業の状況ですけれども、完成工事高による営業利益率を報告をされました。平成 19 年度からマイナスの利益率が続いて、平成 24 年度ですが執行ベースで 1045 億円の公共事業がおこなわれた年度であります、その 24 年度も 117 社全体の平均でマイナス 1.49%の利益率と、利益がでていないのですよ。これが現実なんですね。こういう報告をされています。この事実をどう受け止めておられますか。

【部長】 府内の建設事業者の利益率については、我々のほうで承知はしていないのですけれども、我々としては昨年の 14 ヶ月予算、今年も 14 ヶ月予算という予算をこませていただくなかで、予算的にもまた繰り越し含めた執行ベースでみましても平年化して去年、平成 25 年 26 年、事業を発注できるよう体制を組んでおりますので、そういったなかからきちんとした利益率の下で、企業経営が成り立つような受注をしていただけるものと考えております。

【加味根】 利益率が上がるようにどうしたらいいのか、建設業協会の会長さんが委員会でも提案されておられました。落札率が全国で最低ランクにあると、この落札率を引き上げていただくこと。そのためにも最低制限価格を引き上げると、こういう取組と一体でなければ公共事業というのは、京都の建設関係の企業のみなさんに経営好転あるいは利益率をあげていくということにつながらないということですので、こういう対策を強く求めておきたいなと思います。

府債残高について

次に負債残高が 2 兆 196 億円、公債費が 1119 億円、京都府政史上過去最高の金額になっているのですが、昨年から比べても 36 億円増え、4 年前と比べて 220 億円も増えています。府民生活を守るための政策経費がこれで使えないわけじゃないのですが、自由度が制限されてくということになるわけで、財政が硬直化をするという傾向にあると言わざるをえないと思うのですけれども、公債費の今後の見通しですね、公債費プログラムたてておられますが、来年度から減っていくのですか。

【理事】 府債残高でございますが、公債費プログラムを策定いたしまして、公債プログラム上の臨財債等を除く府債残高につきましては、25 年度 26 年度と減少する見込みをたてているところでございます。

【加味根】 臨財債を除く負債残高がどうなのかということを開いたわけではございませんで、借金を返すための公債費、これは今回 1191 億円予算全体に占める割合も過去最高 13.3%となっておりますが、これが減っていくのですか。

【理事】 府債発行額の多くを臨財債が占めております。臨時財政対策債につきましては国の方の地財対策でどの程度発行は見込まれるかという見通しをたてるのは非常に難しいということで、今後公債そのものが増えていくのか減っていくのか、今時点で見込むのは困難かと思っております。

【加味根】 臨財債で借金を返済するための財源を地方交付税でみるということではありません。借金の返済は借金の返済として、毎年していくことになるわけで、公債費が一体どうなるのかということを開いているのですが。

【理事】 借金の返済イコール公債費だということでございます。

【かみね】26年当初で1191億円、公債費を計上されていますが、来年度から減っていくのですか。

【理事】公債費は要は負債発行額がどの程度の規模になるかということによって決まっています。今後府債発行額の多くを占める臨時財政対策債が今後どうなっていくのか、これは全国の地財対策が決まらないと見込むことは困難だということになっておりますので、公債そのものの予算が今後どうなるのかというのを見込むのは現時点では難しいです。

【加味根】わからないということですが、実際の経過はずっと公債費、借金替えしの予算は増え続けておると、この傾向は変わっていない、という事実がありますので、来年度以降も心配であります。自由裁量の政策経費はこれでは制限されていく傾向と言わざるをえないということは指摘をしておきます。

入札、府内企業への発注など

入札についてであります。平成24年度の5月から公契約大綱に基づく取組を開始をされました。公正な競争、地域経済の配慮、安心・安全の確保、こういうことで取り組んで行くということになっております。特に私は地域経済の配慮、この大綱で府内企業への発注を原則とします、ということですが、入札課がまとめておられるようですが、京都府が発注をする公共工事、これについてはこの3年間、府内企業への発注、そして具体的に中小企業への発注はどんなふうになっているのか。

【入札課長】府が発注する公共事業への府内発注の状況ですが、データをとりまとめているのが平成24年度分からでして、24年度は工事件数が1307件、そのうち府内に発注したものが1113件。85.2%、それからどうしても府内で受注できる業者がおらず、あるいは極端に少ないという場合府外に発注しておるわけですが、府外発注を認めたのは194件、14.8%でございます。

25年度は11月までの実績で工事件数が948件、府内発注は824件、86.9%、府外に入札参加を認めた件数は124件13.1%でございます。

【加味根】公契約大綱の進捗なり推進についてとりまとめているのは、総務部入札課ではないかと思いますが、所管は商工労働部ではありますけれども、官公需全体を少し見てみたのですが、府内中小企業への発注状況、あるいは府内企業への発注状況は、24年度の実績の資料をいただいているのですが、全体で府内事業者向けが75.1%、中小企業向けが76.1%ということで平成22年度の資料、平成20年度の資料を比べさせていただきますと、ずっと落ち込んでおります。

たとえば22年度の府内事業者向けの発注率は80.3%が75.1%になり、中小企業向け78.8%が76.1%と、下がっております。これ、公契約大綱を作って府内事業者に発注することを原則にと、そして地域経済に配慮ということで中小企業にも配慮するとなっているから増えているものと比較をしてみたら、逆に下がる傾向となっております。この事実はどうなのですか。

【入札課長】官公需の調査は商工労働観光部のほうでやっておりますし、私どものほうで詳しく承知をしておらないところですが、さきほど申し上げました府内発注の状況は建設事業にかかる分です。商工労働観光部のほうでとりまとめておられる、官公需はそういう工事関係も這入っておりますし、物品の調達であったりとか、役務の提供、京都府が発注する諸々のものがすべて含まれていると。いうふうに思っております。

その中で年によって、数字がやはり違ってくるとは思うのですが、工事であっても物品であっても京都府としてやはり府内の企業に発注をしていきたい、中小企業に発注をしていくと方針は変わっておりませんが、年々によってやはり発注する中身が変わってきますのでどうしても年によっては府外に発注せざるをえないものが出てくるばあいがあると思います。そういうことがありますので、年によっては率が増えたり減ったりというのはありうるのではないかと思います。

【加味根】 総務部の官公需の中小企業向け発注、24年度の実績みますと63.7%なんです。公契約大綱を作ったけれども、まともに府内事業者へ発注、中小企業者への発注を全庁的にしっかり取り組むとなっていないというふうに言わざるをえません。

そういう姿勢を転換をしていただくよう求めて終わります。

西脇郁子幹事

免許更新センター、地域防犯ステーション整備

【西脇】 運転免許センターと地域防犯ステーション整備事業にかかわって質問します。23年3月時点のホテル事業者の年間地代は更地区画の3.61%にたいしまして24年は3.22%と約0.4%と下がっておりますけれども、なぜ下がったのかお聞かせください。

【課長】 23年3月に出了た懇話会の中で年間地代が3.61%で、それから24年8月の鑑定結果が3.22%というお尋ねだと思うんですけど、23年3月のときは、ばくっとした概算とした形で評価を出しました。24年8月のときはこれを賃貸として年間地代という形できちっと整理をするということで綿密な形で出しておりますので、若干の低さというのはあるのですけれども24年8月の結果的には3.22%となっているのはそういう厳密な形で比較をしてやった結果だという風に認識をしております。

【西脇】 若干の低さとおっしゃったんですけど、この0.4%の差額で計算すると30年間で約4億5千万円の減額になるわけなんですよ。これどう考えてもホテル業者に配慮されたのかなとしか思えないような減額になっていると。ここは指摘をしておきたいと思います。京都駅の周辺地域ですけれども新たに高度集積土地緊急再生整備地域になるということで、しかも市立芸大が駅前周辺に移転をするということはお承知のことだと思いますけれども、周辺地域ではミニバブルがおきるのではないかと風言われていると思います。当然、七条署跡地の地価も今後大きく変動する可能性があると思いますけれども、その都度、この地代の変更の必要性がでてくるとおもいますが、それはどういう風になるのでしょうか。見直されるのか。

【課長】 3年ごとの見直しと言うのを事業者と結ぶことになっておりますので、そのあたりで見直しをはかっているという風な形になってまいります。

【西脇】 3年ごとの見直しではなくて、その都度大きな変動ですね。経済的、それからいろんな天変地異、想定外のこともあると思いますので、その都度適正に監視も議会にもきちんと方向をしていただくと。これはしっかりと求めておきたいと思います。

あらためまして常に経営状況とか、地価変動についてですね、いろいろと民間が経営するとそういうとこ

ろと一緒に公的なものも入るとなるという施設のあり方自身もこれはなかなか無理があるのではないかと思うわけなんです。安定的にその場所で経営、運営するということに関しましては、あらためて今回の場所、京都駅の一等地と。利便性のいい府民の財産でね。それが府民的な利活用よりも、この問題は 12 月府議会で加味根議員が指摘しておりましたけれども、国も京都市のところでも公的な利活用もすべきだとあったわけですけど、それをおして民間に一部財産を切り売りをしたと言う風な状況ですね。しかも長きにわたって安く貸すというあり方については問題ということ。これは指摘をさせていただいて終わります。

②知事直轄組織 2014 年 02 月 20 日

浜田良之委員

定住外国人支援について

【浜田】 定住外国人の支援の取り組みについてお聞かせください。国際交流関連の予算を見ますと、大学のまち京都留学生応援事業費は 24 年度が 965 万円、25 年度が 1594 万 8 千円、そして来年度が 2330 万 1 千円と、年々増えておりますけど、一方、国際センター運営費は、来年度 5106 万円 1 千円で 25 年度とは変わっていませんが、24 年度の 5240 万 8 千円からは、134 万 7 千円減っております。国際センターで行っていた相談窓口が昨年 3 月なくなっていますけれども、国際センターのやる取り組みというのはいろいろと課題が増えていると思っておりますけど、事業が後退しているのではと危惧しておりますが、いかがでしょうか。

【課長】 国際センターの事業につきましては現在、京都市内におきましては京都市の国際交流協会とも連携して生活相談を進めております。他方、国際センターの方にも留学生等支援員ということで、等がついておりますので広く留学生だけでなく外国籍の方の生活相談と日本でのキャリアの形成に取り組んでおるところでございます。生活相談につきましては現在、京都府国際センターのホームページで外国籍府民のための早引き生活情報というのを掲載しておりますが、現在開催しております外国籍府民共生施策懇談会のご意見も踏まえまして、さらに外国籍の方に使いやすい形でリニューアルをはかっておるところでございます。普及に関しましては日本語指導ボランティアなど外国籍の方を支援されている方、あるいは外国籍の方のコミュニティに働きかけまして広く普及をはかっているところでございます。

【浜田】 先月の総務・環境常任委員会に参考人として出席された京丹後市国際交流協会の副会長さんは、たとえば病院の窓口で専門用語がわからなかったために、治療が遅れたという例をだされておりましたが、実際にいろんな生活相談をする際に、そういう専門用語を含めたちゃんと通訳ができる人とかが配置されていないと、相談がそういう形で齟齬がおきることがあるわけですし、国際センターがやっておられた相談窓口は月曜から金曜まで日替わりで異なる言語で対応してやられましたけど、今いわれた市町村任せでそういう丁寧な対応ができるのか、そういう専門用語も訳せる通訳者を配置するということができるのかという点で危

惧をもつわけなんです、その点はどうでしょうか。

【課長】 医療問題につきましては、先ほど申し上げました京都府国際センターのホームページに医療のコーナー、項目がございましてそこで外国語で受診できる医療機関の情報とかあるいは私どもで平成 24 年 3 月に医療ガイドブックをやさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で作成いたしましたして、それを市町村、市町村の国際化協会、消防機関、医療機関に配布しておりまして活用しておりますし、現在、京都府、京都府国際センターのホームページにも掲載して広く広報して活用いただいているところでございます。

【浜田】 現実にはですね、この前の副会長さんの話によると実際医療現場の窓口で、専門用語がわからないために訳せなくて、結局治療が遅れたという事態がおこっているわけで、ホームページだとかガイドブックでね、それでこと済むならいいんですが、そうでないわけで現実に定住外国人が相談に行かれたときに対応できるように体制が絶対必要と思うので。この相談窓口がなくなりましたけれど、北部や南部で定期的にそういう相談会を開くということは言われていましたけれど、それを実践されていますか。

【課長】 現在計画しておりますのが、3月に北部と南部で出張相談をするということで国際センターの方で計画しているところでございます。

【浜田】 そのことは聞いているんですけど、去年の3月に相談窓口がなくなってですね、で、ようやく今年の3月に北部、南部1回だけやるという、年1回ですよ。いままでは毎日違う言語で相談窓口開いていたわけですから、きわめて不十分だと思いますので、これはぜひ強化を図っていただきたいとおもいます。

次に定住外国人が増えて子どもたちも増えるという状況のもとで、日本語教室の役割が非常に重要になっていると思います。さきほどの総務常任委員会での京丹後市の国際交流協会の副会長さんも言われておられましたけれど、京丹後市では日本語教室を開いておられますけど、360人の定住外国人に対してマンツーマンで対応されているので、すべての希望者に対応できていない。そもそも京丹後の場合は合併をされて、合併前は各町に日本語学校があったのが京丹後市になったがために一カ所になっているということもあると思いますけれども、そういう風にいわれておりました。ましてや京都府国際センターがだされている日本語教室マップを見ますと日本語教室そのものがない市町村が京丹後市より多くの定住外国人がいる亀岡市、長岡京市、向日市をはじめ14市町村もあります。少なくとも、すべての市町村に日本語教室が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【知事室長】 われわれ京都府、あるいは国際センター相談窓口含めて各市町村すべてになかなか行き届かせるというのは難しい問題がございまして。ですから国際センターの本来の使命から各市町村がまず国際化の協会等をボランティアも含めてがんばっていただいておりますけれども、そこにまず体制をつくるようなご支援をすることがまず必要ではないかということで、あくまでも市町村が主体的に取り組んでいただければ、地元の外国籍府民の方と接しておられるのは、各市町が窓口になっておりますのでその支援をまず中心的にする必要があるのではないかとということで今取り組んでおるところでございます。

【浜田】 確かに今、日本語教室を開かれているところはそれぞれの市町村の国際協力協会などがボランティアなどを組織してね、がんばってやられておられるわけですよ。しかし、その京丹後でいわれているようにがんばっているんだけど必要な希望に十分対応できていないということをおっしゃっているわけだか

ら、そこにたいする支援が京都府としっかりやられていないということだと思うので、それはしっかり支援をして、少なくともそれぞれの市町村で日本語教室も開かれるような、そういうことができるようにぜひ支援をお願いしたいと思います。

あわせて、定住外国人の子どもたちに、母国語で教育を受ける権利も保証する必要があります。中国残留孤児が多い南宇治中学などでは、中国語のできる教員が配置されているとお聞きしておりますが、この問題では府内全体では、どういう状況なのか、掌握されているならお聞かせください。

【課長】 詳細は存じておりません。

【浜田】 これ大事な問題だと思いますので、ぜひ教育委員会とも連携して各学校の現状などもつかんで頂いて必要な支援をぜひやる必要があると思います。

次にですね、在住外国人の防災対策ですね、これ、3・11以降、これも大きな問題になっておりまして、京都府国際センターが、「やさしい日本語」有志の会のみなさんらの協力も受けて行った、京都府外国人住民に向けた防災についてのアンケート調査がやられて去年の10月に報告書にまとめられました。私も見させていただきましたけれども、それによると、「防災訓練や防災講習会に参加したことがありますか」という質問に「ある」という方が34.5%、「ない」という方が65.5%でその理由として「そもそもそういうことが行われていることを知らない」が一番多く、二番目に「参加の仕方がわからない」、三番目が「参加しても日本語がわからない」という理由になっておりまして。また「避難所を知っていますか」という質問に、「知っている」方は46%、「知らない」方が54%、「災害時に避難する指定避難所が具体的にどこにあるか知っている」人はわずか24.5%でした。

こういうアンケート結果にもとづいて、地域の防災訓練への外国人の参加やそのための支援、避難先を知らせるための外国語の看板の設置などが必要と思いますが、こういう点はなにか検討されていますか。

【課長】 現在、外国籍の方向けの防災訓練につきましては、京都府国際センターを中心に研修を今年度7回、訓練を4回やっております。そのなかに9月1日に宮津市で実施されました京都府防災総合訓練にも参加しております。こうしたなかで地域のボランティアの方々とともに外国籍の方の災害時の支援についていろいろと研修・訓練を重ねておりまして災害時にはそういう対応がとれるようすすめているところでございます。

【浜田】 さきほど紹介した、このアンケートの結果を踏まえてなにか改善をしようとか、新たな対策をとろうとしているとか、なんか対策の会議をもたれるとか、そういうのはなにかないのですか。

【課長】 現在、国際課と国際センターそれから防災原子力安全課が連携しまして外国籍府民に対する災害発生時の態勢作りを検討しているところでございまして、具体的に災害時の危機対応マニュアルということで現在、台風・大雨編あるいは地震編ということで国際センターの方で、そういったものを作成しているところでございます。

【浜田】 今ずっとお聞きしておりまして、やっぱり京都府における国際交流というか、この前の総務常任委員会では多文化共生ということがかなり強調されておりましたけれど、そういうことにたいする位置づけがね、やっぱり非常に弱いんじゃないかと思います。

静岡県の話聞いたんですけど静岡県では、国際交流問題については、多文化共生課が担当していて、県

及び市町の国際交流協会と共同で、連絡会議や相談員研修会などを定期的に行われておられると聞いております。京都府の場合は、国際課が担当ですが、留学生対策以外の、定住外国人への対策は事実上、国際センターに丸投げされている状況ではないかと思っております。定住外国人や外国からの観光客もこれからいっそう増えてくるなかで、課題はさらに増えてくると思っております。位置づけをもっと高めるといふ風に思いますが、最後にその認識だけお聞きしたいと思います。

【室長】 京都府として外国籍府民共生施策懇談会を開催させていただいておりますが、有識者の方と先ほどご紹介がありました水野委員にもいろんなご意見をたまわっておりますのでございますけれども、その形でいろんな施策、たとえば先ほど申しました医療のハンドブックとか、あるいはこれは国際センターでございまして防災のハンドブックといったものを作っているところでございます。課の体制云々の話がございますけれども、国際課として補えないところは、フレキシブルにできるところは国際センター両方補完しながらやっておりますのでございましてとくに新たな課題をつくる課を、体制をつくる必要は今のところ考えておりません。まず先ほども申し上げたんですけれど、あくまでも市町村ですね、中心にやっていただきたい。で、われわれはその支援をさせていただきたい。それ以前の問題として、たとえばアンケートの結果でよく十分にわかっておられないことには、根本的には地域のコミュニティーが必要だと思います。そういったことも含めまして、われわれは市町村にたいして十分に今後とも支援していきたいという風に思っております。

【浜田】 市町村中心にと言われましたが、静岡県の場合でも県が市町村にたいするかなり強力な支援をされているわけで、ぜひそこは位置づけを高めていただきたいということをお願いして終わります。

山内佳子委員

府職員の長時間労働について

【山内】 本府の職員の長時間労働について伺います。昨年度の月 60 時間以上の時間外勤務ですが、何人か。それから月 100 時間を時間外勤務があったのが延べ人数で何人か、教えていただきたいと思っております。

【職員長】 昨年度の時間外の状況で、まず 60 時間以上の時間外をした職員は延べ人数で 1444 人、実でいきますと 557 人。それから 100 時間以上につきましては延べで 282 人実人数で 142 人という状況でございます。

【山内】 22 年度の数字がありましたが、22 年度は月 60 時間以上の時間外勤務が 1008 名ということで、今 1444 名ということですから 40%以上増加をしている。しかも月 100 時間を越える残業があったというかたが、282 人ということで長時間労働が深刻な状況になっているのではないかと思うわけですが、月平均の時間外勤務の状況はここ数年、経年でどういう風になっているのか、教えて頂きたいと思っております。

【職員長】 月平均の一人当たりの時間外の状況ですが、経年でいきますと 22 年度でいきますと平均で 10.7 時間、23 年度が 12.2 時間、そして 24 年度 11.6 時間という状況になっております。

【山内】 ノー残業デーを設けたり、長時間労働をやめようといろいろなお取組みをされていてもなお、まだこういう実態があるということで、こうした長時間労働の原因はどこにあるかと考えておられるのかうかがい

ます。

【職員長】 この最近の状況を見ますと、毎年のように続く災害がありまして、各所属ごとの状況をみましても、やはりその災害の拠点となるところは多くなっている傾向がありますし。また時間外の傾向として、これは季節的に、たとえば私どものグループでいきますと人事異動・採用期は集中的になってくるとか、予算関係で行くとある時期は多くなるとかということで、そういう時間外が形態的に起こるところとありますし、また全体として当然事業の伸び縮みによってですね、若干の時間外が全体的にでてくるという状況が実態としてあるかと思えます。

【山内】 災害についてもここ数年、毎年のようにいろんな形で災害がありますし、まあ季節的なものといいますが、これはずっと以前からあったもので、そういうなかで時間外労働を縮減しようとしてやっておられるけれども、逆に時間外労働が増えてきているという点では、これはやはり真摯な検証が必要と思うんですが。

もう一点、サービス残業についてうかがいます。昨年、時間外勤務の実態把握アンケートを人事課が実施をされまして、その結果が昨年 11 月に公表されました。知事部局と教育委員会を除く行政委員会の主幹級以下の職員を対象にして、約半数の 1800 人から回答を得ておられます。そこでは昨年 7 月に時間外勤務を行った職員のうち、事前命令が適正に、またはおおむね適正に行われていたとする職員は 71%、3 割近くの職員は行われていないが多かったとかわからないという解答。まったく行われていなかったという回答もおられまして、このまったくおこなわれたと答えた職員が 64 人もおられます。その後の修正命令もまったく出されていないと回答した職員も 50 人ということで、コンプライアンスの徹底を指導すべき本府の中で、違法行為がまかり通っていたことは非常に深刻だと思うんです。

特に時間外勤務が短時間の場合は事前命令が行われてないと応えた職員は 300 人以上にもものぼっております。こうした状態が日常化しているのではないかという風に思いますがいかがでしょうか

【職員長】 当然、時間外につきましては管理する側が命令が必要なものは命令して職員がやるというのが基本ですから、それを徹底することからこの間各所属に対して指導しますし、私どものセクションとしまして各職場ですね、抜き打ちで巡回して徹底しているかどうか、というのを点検もしております。そうしたなかで業務であるか業務でないかという不確かさもありますので、命令の仕方によってもどうなっているのか、職員の方からも、そういう命令を受けないなかでやることについてどうなっているのか、ということがありましたので昨年度アンケート調査でしたけれども実態を把握させていただきました。

当然、その後の検証でそれぞれの把握の仕方に若干の問題があったということがありましたので、まあその後の修正のし直しの仕方ですとか、的確な命令の仕方としまして再度あり方につきまして検証して、今指導を強めていますので。若干その時点の結果として不十分なところがあったのは事実とありますけれども、その後不十分なところはフォローいたしまして時間外の意識を追及しておりますので、そういうことを繰り返していきましても、どうしても仕事の中で不十分なところがありましたなら、各所属とうちの方で連携しながら徹底するし、職員にたいしても時間外のあり方については理解も深めてもらいたいなという風に考えております。

【山内】 今、不十分なところがあったという風におっしゃいましたけれども、アンケートの中身で不十分な

ところがあったという意味でおっしゃったのですか。

【職員長】事前命令の仕方のあり方なんですけど、たとえば所属長がその時間にいない場合もありますので、そのときは仮にラインの副課長がするとかですね、そういうことがあったり、また職員の方が必要な業務が残っているということにたいして、上司に伝達の仕方に問題があるとか、意思疎通の問題があるなあと思っておりますので、そこを十分にやっ払いこうと、それぞれの意識を変えながら実態のなかでしっかりとした時間外管理、勤務管理をしていきたいと思っております。

【山内】時間外勤務の申し出についても、なかなか言えない状況が広がっているんじゃないかという風に思います。アンケートに寄せられた声の中には言えない状況について「申し出をしても時間外勤務として反映されない」が66人、「申し出ると所属長から快く思われぬ、または叱責される」という人が51人、さらに「時間外勤務をしないように言われており、申し出にくい職場の雰囲気がある」という人が101人もおられました。こういうことがおこっているという点では、本当にサービス残業が日常化している。所属長なりにも法律違反だという認識が欠けていたのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【職員長】実態といたしましてそういう風なアンケート調査の結果につきましても、当然、問題部分とか、また適正にやっ払いところは良好例もありますので、全庁で共有するよう結果をお返ししまして、そのなかで必要な改善とかやっ払いいく。またいいところは取り入れてほしいなと指導徹底をさらにするという状況でございます。

【山内】今、良好例といわれたのは、法律にもとづいてやっ払いしているということで当たり前やらなければことですよ。そういうことが当然だというようなことになってないということだと思んですが、このサービス残業代の支払いについてはどういう風にされるのか。7月部分についてはかなりはっきりいわれましたが、それ以外の分についてもあると思うので今後の調査と不払いの分の支払いについてはどうされるのか、うかがいます。

【職員長】時間外命令をすれば当然、その分について適正に時間外手当を支給する。これは当然であります。そうした場合、予算との問題等もありますけれども、私どもはグループが全庁と調整し必要な部分について時間外の予算措置も財政当局とやっ払いしておりますので、基本的に若干のずれがあるものもありますが基本的には命じたものには支給するとこの間取り組んでおりますし、今年もそういう方向で調整しているという状況でございます。

【山内】事前命令がない、事後の修正命令のない部分についてのサービス残業代の支払いについて。

【職場長】当然、さきほどいいましたように7月のときも若干そういう問題点については確認をしてしっかりと支給をしておりますし、今後の年間の状況もきっちりともれがないよう点検したうえで、当然必要なものは措置をして最終的に支払いを、それぞれの予算措置のなかで対処するという状況でございます。

【山内】職員にとってみれば予算にもしぼられているので、ここで事前命令の申し入れ等をすれば予算が足りなくなるのでできないという風に思っ払いられるかたもけっ払いらっ払いと思うのですよ。人件費の削減等で本当に職場ががんにがらめにされていることに問題があるんじゃないかと。これまでいろいろと対策をとってきたけれども改善をしないという点で、一方ではどんどん人員削減が進んでいくという点に根本

問題があるのではないかと考えております。

メンタルの休務状況も、ここ数年 80 人台で推移をしてきましたけれども、24 年度は 93 人ということでメンタルの休務状況も増えておりますし。いろいろ声が寄せられていますが、組合の機関誌に寄せられている声ですが「民間準拠を推進し職員削減、仕事増、サービス残業増。率先してブラック企業化していませんか」。こういう声が組合の機関誌に寄せられています。

児童相談所ですけれども、毎日 22 時まで残業して土日も休みなし。それから一時保護は夜間と土日は正規の職員がいないので、宿直の体制があってもなにかあればもう対応ができない状況で、正規の職員が連絡があったらだめなので 24 時間電話対応しなければという状況があります。こうしたことを改善せずに、長時間サービス残業の根絶はないと考えますがいかがでしょうか。

【職員長】 職員の体制の問題ですが、年々チェックをしておりますが基本的にはやはり限られた財源があります。また、当然この 10 年間をみましても全体で人件費にあたる交付税が 4 兆円も減らされてきているという状況にありますので、当然そういう風な対応もしていかなければならないと考えておりますし、こちらの方の定員の管理につきましても総務省の方も定員のモデルをもっておりますので、そういう部分もみなながら適正な部分はどうかと年々チェックをしてやっております。ただどうしても波のある業務とか定期的な業務でなければそこにつきましては最適な体制を組もうということから、正職員以外の臨時職員の方のお力も借りながら最適な組織体制も執行しておりますし、かつ、安定性のある財政運営の指摘もありますので、そういうことも工夫しながら毎年チェックしながら執行体制を敷いているということでございます。

【山内】 これまでもそういった風なことをおっしゃってこられたわけで、本来、正規の職員で対応しなければならないところに非正規をおいて、その分また正規の職員が本当に大変なことになっているようなこともあると思います。昨年 11 月の府職連の知事あての申し入れのなかで、山内副知事が、台風の災害との関係にかかわってですが「府民の命と安全を守るという行政としてのもっとも大切な役割について職員の絶対数がたりなかったという指摘も踏まえてきっちり検証していく」とおっしゃられました。そういう点で今後の決意を副知事にのべていただきたい。

【副知事】 そうした申し入れをうけたところも事実でありますし、まさにこの間 2 年連続でいろんな災害をうけてですね、府民の生命と財産を一生懸命守っていくというわれわれの責務ですので、職員ともども行政として全力をあげて対応していく、ということをもうしあげたわけですけれども。そのなかで例えばいわゆる土木関係技術者の確保ですとか、そういうことを一方でやりつつ、さきほどご指摘がありました児童相談所の増員ですけれども、これについても 19 年度から数えてみましても必要なところについては実は 20 人増やしているんですね。そういった形で必要なところは措置をしながら、労働組合の委員長さんの、職員さんの御意見もききながらきちんとした対応を我々としても府の行政全体でやっていけるように、これからもやっていきたいと考えております。

成宮真理子委員

農業予算、とりわけ試験研究・技術部門の削減

【成宮】 まず農林水産予算全体の削減、とくに試験研究・技術部門などの削減についてうかがいます。農林水産業費が今年度 210 億から平成 26 年度 199 億円に減額。経年でみますと、平成 16 年度 265 億円あったものが 65 億円マイナス。平成 11 年度は 331 億円あったものが 132 億円のマイナス。実に 3 分の 2 に総額としても減らされています。

とりわけ、農業改良普及費でみますと、昨年に続き今回も削減。農業技術センター費は 8 億 4000 万から 8 億に 4000 万円削減。畜産技術センター費も 8299 万円削減。うち給与費が 1280 万円も減らされています。また水産技術センター費が 25 年度に 5000 万円削減されたのに続き、26 年度も 2050 万円の削減とされ、一般運営費、試験研究費、栽培漁業センター運営費も軒並み削減です。さらに茶業技術センター費もマイナス 1070 万円。試験・研究費などがのきなみ削減という予算案で、大変驚いております。この間の予算総額、それから試験・研究費の連続削減、そして 26 年度には消費税増税の影響も考えなければならないのに重大な事態だと考えますが、現場への予算削減の影響、とりわけ研究部門などへの影響はどのように認識をしておられるのでしょうか。

【部長】 予算の削減あるいは職員削減についての認識ですが、まず京都府の場合は京都の強みを活かしてしっかりと地域密着型の試験研究、普及をしていくという考え方でいろいろ創意工夫しております。府も財政状況が厳しいなかでは、国の競争的資金を積極的にとりにいき、同時に他府県とあるいは民間企業との連携をしながら予算を確保し、対応しております。職員の削減についても他府県に比べてそんなに遜色が、というかなさすぎるという実態は認識しておりませんが、一方では現場の方のニーズにしっかり応えていくために普及センターと試験研究員が一緒になってタスクチームを作って課題対応していく。さらに普及センターの職員も、なるべく現場に行けるように体制も工夫して改善し、現場に行く回数を増やし、現場のニーズに対応しております。

【成宮】 地域密着型で工夫をいろいろしているとされましたけれども、この間の削減の実態というのは、ほんとうに大変なものです。現場にお聞きをしますと、特に研究職では、研究機関でこの 5 年間だけで 169 人から 159 人に 10 人減、普及センターで 105 人から 96 人に一割近く減っております。さらに畜産センターでは、研究員が 15 年前には 20 人近く所長も含めておられたのが現在 13 人になっていて、食肉の安全・安心など府民生活にも直結する部門の研究でも影響が出ていると聞きます。また、現業職も減らされ、牛や鶏の飼育専門職員が、15 年前には正規で研究職と同じくらい、20 人近くおられたのに、現在は正規職員がたった 4 人、他は嘱託など非正規で回しておられるのですが、飼育技術の安定的維持、継承にも不安の声があります。「さらにこのうへ減らされれば、一般の酪農家の水準以下になりかねない。そうなれば、本当に府の公的な研究機関としての信頼にも関わる重大問題」との声もあるんですが、こうした実態のうへにさらに削減とは、本当に府民の願いにも応えられないことになり許されないと考えるのですが、いかがですか。

【部長】 畜産センターは、礎牧場が傘下にあるというなかで、農林水産技術センターとして以前はそれぞれ

の畜産センターなどがあったものを、21年に組織統合してもっと連携していくとしております。畜産センター、産牧場のやっていた仕事も一部は綾部の畜産センターにもってきて、一人ひとりの職員については極力しわ寄せがないような形での役割分担をしております。同時に、生産現場の例えば農家の数だけでいけば、これも決していいとは思いませんが2005年に3万9千軒だったものが5年後には4分の1に、2010年には2万9千軒になっている実態もありますので、そういったなかで地域のニーズに対して、農家は減っているけれどもしっかりと応えるという形でいろいろ工夫して対応しております。

【成宮】何か、農家が減っているからあわせて減らしていいかのようなことはとんでもないですね。本当に苦しいなかでがんばっておられる農家のみなさんに応える試験研究機関、職員のみなさんが、先ほど紹介したように減らされているのは重大です。同時に、試験・研究の中身についても、「ブランド化」、畜産でいえば高級京都牛肉をいかに京都の高級ホテルに泊まる観光客に食べてもらうとか、海外輸出とか、それ自身は「農業生産額をあげる」という狙いがあるんでしょうが、そこばかりに偏重して農産物の安心・安全、基礎的研究、そこを担う職員を削るとなれば、生産者にも府民生活にも直結する大問題だと思うんです。畜産で言いますと、今回、家畜保健衛生費、保健衛生所運営費も、家畜伝染病予防事業費も削減されているのです。「食の安全・安心推進事業費」も削減です。結局、「安心・安全」や府民、生産者に基礎的な部分でこたえる仕事が後景に追いやられているのです、いかがですか。

【部長】安心・安全につきましては、例えば、東北の地震で放射能問題等が起きた時に、京都府は全国でいち早く放射能検査等を府の機関でやり、結果的にすべて安全だと確認して、数もトップレベルでやっております。決して、農家人口が減ったから研究員の数が減ってよいという言い方をしたわけでもございませんし、数の変遷を言われましたから、私も参考までに数値を申しあげただけです。

【成宮】放射能検査はもちろん重要ですが、そこにとどまらない安心・安全の問題がいま、食肉など世間でも重大な問題になっているわけです。ここの基礎的な試験研究、技術部門を削っていくことはやめるべきです。特に、給与費を「プログラム」などで無理やり削減するやり方が深刻な影響をもたらしており、その一端を紹介したわけですが、職員定員を増やしてこそ府民の願いに応えられるという点、指摘・要望しておきます。

「米・水田農業政策の見直し」に関わって

二つ目に、新たな経営所得安定対策予算など、いわゆる国の「米・水田農業政策の見直し」に関わってうかがいます。

政府は、TPP参加へ向けて、「5年後に生産調整廃止、26年度から米直接支払交付金の半減」など水田農業政策の大改悪を推進してきています。TPP参加これ自身が日本、とりわけ京都の農業を壊滅させる大問題で許されないと考えるものです。その上で、今回の経営所得安定対策の見直し、とりわけ米直接支払い交付金の半減が26年度から直接問われることとなります。京都府内の、とりわけ北部など米中心の農家の所得に大打撃はまちがいないと考えますが、その全体の影響をどのように認識されていますか。

【部長】一部その戸別所得保障の部分でもらう金額は、減っていく側面があります。ただ農水省は、いわゆ

る直接支払い部分を充実していくという形をとっていますから、トータルで私どもは政策を考えて推進したい。ただ分析した結果、やっぱりどうしても中山間地域の小規模零細農家については、このままでは場合によっては、そもそも 68.3 歳という京都府の平均年齢であるなかで「もうこれ以上はちょっとやめようかな」ということによって耕作放棄地等が生まれてはだめだと思っております、「中山間地域特産物生産応援事業費」、例えば京都ならではの酒米にもっていく、あるいは京都はけっこう酪農があり、乳価も高いですから、そのために自給用の WCS 稲の拡大という、京都の特徴を活かした生産を後押ししていこうと、独自に予算をお願いしているということです。

【成宮】 米支払い直接交付金の半減、ということの直接の数的な京都の農家への影響、お答えいただけますか。

【課長】 平成 24 年度の実績で、米の直接支払い交付金で約 14.5 億円あまり交付されております。それが今回の半減化によって単純に言えば半分になります。農家というか交付金を直接受け取られている件数が約 2 万件、個人も法人や集落営農組織もありますので、単純ではありませんが、2 万件で割っていただくと、交付額がでてくると思います。

【成宮】 つまり、総額で約 14 億 5 千万円が 7 億 2500 万円に半減し、農家所得に打撃を与えることになるわけですね。2 万軒を超える農家のみなさんが対象ですから、中山間地域はもちろんですが、京野菜なんかも含めて米と一緒に作っておられる農家が京都は多いですから、まさに甚大な影響です。そのうえで、その「対策」とされることでいくつかお聞きします。一つは、政府が言うほうの「飼料用米」転換についてです。私どもは、輸入飼料だけでなく国内自給飼料ということで飼料用米はかねてから重視し、位置づけと支援を求めてきたところ。府内では現在、資料用米の作付けはだいたい 90 ヘクタール弱、その 3 分の 2 くらいが京都生協との鶏の「さくらこめたまご」の提携だと聞いております。今回、政府の宣伝は「飼料用米をつくれればみんなが 10 アールあたり 10 万 5 千円もらえる」かのような話ですが実際には違いまして、最大収量の場合の話ですね。平均は全国的に 8 万円です。京都でいえば条件の厳しい中山間地の田んぼも多く、さらに、運送や乾燥、加工費なども農家の負担となり、さらに酪農・畜産家とマッチングも農家まかせのままでは「これ、どうするんや」という不安の声もいくつも聞きます。「今まで努力してやっついて、やめた」という声もあり、なかなか京都では飼料用米への転換は難しいのかなとも感じるのですが、飼料用米の拡大の見通しについてはいかがですか。

【課長】 委員ご指摘のとおり、25 年度は 87 ヘクタールです。この間、「農家まかせ」というご指摘もありましたが、われわれは行政、生産者団体、その中には畜産農家・米農家、流通段階も含めて「プラットフォーム」を作りマッチングを丁寧にしてきたつもりです。一応「さくらこめたまご」が生協で売れるある程度まで来ており、今後は鶏から豚に、畜種を増やしていきたいと考えており、今、豚農家で使ってもらえるところをいろいろと検討し具体的に少し進みかけているところです。

【成宮】 「農家まかせ」とは、ほったらかしているという意味で言ったのではなく、担当職員のみなさんをはじめ、「プラットフォーム」で本当に丁寧に、一つひとつマッチングを進めてこられたことは承知しているつもりです。その到達点でも、87 ヘクタールになっているということです。今回は政府は、今まで食用米を

作っていたのを改め飼料用米に大規模に変えろと、そうしたら良くなるというような宣伝ですから、これまで食用米をしてきた方々が、新たに始めるにあたって「いったいどうするんや」と不安があるということです。そこで、具体的には26年度産で、今の87ヘクタールからどのくらい増える見通しなのか、いかがですか。

【課長】26年度の予定ですが、現在専用品種をどれくらい使われるかと聞いておる最中ですがまだ具体的な数字はつかめておりません。お米を使った餌に関しては、新たに酪農を中心に稲のホールブロックサイレージ(WCS)を乳牛に食べさそうという、新たな動きが出てまいりました。これはお米を使うという点では共通であり、われわれとしては畜種が広がったという感覚です。今の計画では、4地区4セットで1地区10ヘクタールを作っただけならば、40ヘクタール、それ以上増えていくのかなということで、飼料用米あるいは稲WCSなどで徐々に増やしていきたいと考えております。

【成宮】飼料用米と稲WCSあわせて4地区40ヘクタールぐらい増える見通しということですか。

【課長】稲WCSが4地区ということですが。飼料用米は、現在、専用品種の需要を聞いている最中で、来年度、今年よりも増えるのか減るのか、まだわからない状況です。

【成宮】なかなか見通しが難しいということも、数字が出ない背景にはあるかと思えます。で、一方で府としては酒米「祝」を作っていくとのこと。この現状と作付けの見通しについては、簡潔にお答えいただけますか。

【課長】酒米は、平成25年度「祝」でだいたい78ヘクタールほどで、「五百万石」で40ヘクタールです。26年度の見通しは、「祝」は120ヘクタールを目標に進める予定であり、「五百万石」は80ヘクタールをめざしております。あわせて「京の輝き」という京都の品種があり、種子が供給、種用の種子を確保している段階ですので、25年度は29ヘクタール、26年度は120ヘクタールに向けて種子の増産をしている状況です。

【成宮】他に、「中山間地特産物応援事業」も計上され、これは「種苗の購入」なども新たに支援すること。これ自身は農家の願いに一定応えるものであると言えます。しかし、最初に言いましたように、京都府全体で2万を超える農家の収入が7億円以上激減、米直接支払いだけでも、という事態になるわけですね。いま様々ありましたが、やはりこれだけでは、このマイナス分をカバーして、部長からあったように本当に高齢化し、「なかなかお金にもならへんし、年金の農業でなんとか交付金頼みでやっていこうかな」「後継者もないな」と、いう農家がさらに続けられる対策にならないのではないかと、感じます。農家の不安をお聞きすると、今回の収入減とともに「米価が暴落するのではないかと」との不安も大きいですね。米価は、じりじりと下がり続けてきて25年度産で、仮払いで60キロ1万3千円にしかならないとうかがいます。生産費がまかなえないから交付金などが必要なわけです。今後、政府は生産調整を廃止し「自由に作れる」と言いますが、それは裏返していえば米価維持に完全に責任を放棄する方向に行こうという話ですから、米価暴落への心配の声は当然です。そのもとで、やっぱり米価の対策、米農家へのさらなる支援が、今後考えていかねばならないものになってくると思うのですが、認識はいかがですか。

【部長】米価の見通しについてはこれから注視していかなければいけませんし、上がるというよりも、それ

はまあ確かに下がっていく可能性の方が強いと思っております。そのうえで京都の強みをしっかり発揮していくような施策。同時に地域に人が住んでおられるからこそ地域が守られるということで、農業施策、生産対策だけをやるというのではなく、地域対策としてそこに住み続けられるような施策を車の両輪として今、やっております。同時に、国の方も米政策と日本型直接支払いというのは26年度は予算補助ですが27年度から法律補助していこうかと国会でも法律化の話があり、その方向の中で米価の話も含めて国に積極的に政策提案もしていきたいと思っておりますし、アメリカなどでは収入の保険制度もかなりありますから、そういったことも国は検討されておりますから積極的にわれわれは意見をだしていきたいと思っております。

【成宮】まさに部長がおっしゃったように、こういう方向に行けば米価が下がっていくことになると、みんなが心配していることです。これが実態なんですね。ですから国に意見を言うのは当然ですが、京都府としても米価の対策、下支えが必要です。京丹後市では特裁米に「一反1万円」など、京都で米作りも支えるということを自治体がやっておられるわけですから、府としても支援を検討をしていただきたく、指摘要望しておきます。

農地中間管理機構設置について

三点目に、担い手農地活用加速化事業、いわゆる農地中間管理機構設置についてうかがいます。これもTPP前提の大問題ですが、今後、3月中に申請を受け、4月には「機構」の事業規定などが決定され、市町村に農地利用配分計画づくりが委託され、最終的には知事がこの計画を認可して、事業がスタートする運びになると聞いております。2点にしばって伺います。

一つは、そもそも国の目的で、「10年間で全農地の8割を大規模担い手に集積する。米の生産費を4割削減する」とし、法人参入などの目標なんかも数であげられていますが、これは京都の実情には全くあわない目標だと私は感じますし、無理にすすめれば、京都の農業を壊すことになりかねません。そうした集積目標や生産コスト削減などについては、少なくとも都道府県、地域の実情に応じて決めるべきものだと考えますがいかがですか。そのためにも地域の市町さんや農業委員会の意見もしっかり反映させる仕組みが必要ではないでしょうか、いかがですか。

【部長】先だつての常任委員会でもお答えしましたように、あくまでも手段としての農地中間管理機構であり府の条例ということです。京都は京都のやり方ということがしっかりできるような仕組みだとわれわれ認識しており、けっして国の法律、そこの言葉通りの受け止め方をする必要はないのかなと思っております。

【成宮】部長がおっしゃった「地域は地域の、京都は京都のやり方でやる」という点が本当に大事であり、これまでからも「人・農地プラン」に基づいても、京都では地域・集落を優先して、じっくりと話し合いを進めるというやり方でやられてきたというように聞いておりますが、その実情にあった目標や運営に「機構」はすべきだと指摘しておきます。

もう一点、農地の貸し借りについてです。今回の予算では、農地の「出し手」で「離農や経営転換するもの」に協力を支払う仕組みとなっています。集落でまとまって、例えば集落の2割を出してしまおうとなるときは集落に協力が支払われる。けれども個々の農家が「うちは農業やめて、出します」という場合は、

出したときに支払われるのではなく、「借り手」が見つかった後で支払われるとされます。かつ、個々の農家の場合は、「5年」の上限が法律で決められ、「借り手」のつかない農地は返されるということもあります。そうしますと、集落でがんばって営農やろうと話し合ってきたけれど、その集落がまるごと出してやめてしまおうと促進されたり、また個々の農家でも「もう無理だ」と農地を出したのに「5年たって、あきませんわ」と返されたり、こんなことが進めば京都でいっそう離農が進み、農村崩壊につながりかねない仕組みだと思ふのですが、いかがですか。

【課長】 何点かご質問いただき、まず事実関係ですが、協力金の関係は二種類あり、1つは地域に直接入る、それと個人の「出し手」に入る部分、この二本立てです。「5年」というのは、法律が制定されて見直されるのに5年ということであり、けっして農地を機構が預かり解除するのに5年ということが決められているわけではありません。基本的には農地を10年以上機構に貸し付けた場合には個人の方々に協力金が入るという制度設計になっております。そういう協力金をしっかりと活用しながら、この中間管理機構が事業目的に沿って進むようにがんばっていきたいと思っている次第です。

【成宮】 個人で「出す、離農する」と決めたいけれども結局「借り手」がなくて小さな田んぼが返ってきてしまったらどうなるか。また、集落で一生懸命、集落営農・法人も作ってがんばってきたところが「もう大変だし、部分的に機構に出そう」となったら、結局はがんばってきた人たちを農地から引き離してしまうことになったりね、個人でやっておられたところを無理やり離農させる、みたいなことが進んだら、本当に大変だと危惧するわけです。そもそもの法律の仕組みに、TPP前提で、農家を減らしていこうと、今、京都に2万軒以上ある農家を減らしていく、で、農外企業などが参入していく「競争力強化」の目的が法律の根本にあります。やっぱり、国いいなりの京都の農地中間機構ということになってはほとんどないと思いますので、地域や農村を優先させ、京都は京都にあったやり方という、これが絶対にはずされてはならないと、あらためて指摘・要望して終わります。

西脇郁子幹事

「命の里事業」について

【西脇】 この間実施してこられ、地域からは高く評価されている「命の里事業」についてお聞きします。宮津市上世屋地域では、3年間の事業期間の中で加工グループの雑穀を使った商品開発に対し、府の職員が生産から加工まで他府県からの情報収集までの支援に関わり続けてこられ、さらにそこに市の職員もかかわって加工グループの活動が加速し、これまで趣味的にやっていた事業から本格的な事業にと発展している、とお聞きしました。

また、他の地域でも「命の里事業」から出発し、加工グループで年間5,600万円も収入がでるということもお聞きし、平均年齢が65歳以上だったのが65歳以下になったところもあると聞きしました。

与謝野町では「命の里」事業と他の中山間地域支援事業等とも連動させ、有害鳥獣対策のネット拡大。それから農道や水路、排水整備などを積極的に行われ、有害鳥獣ネットの拡充では与謝野町は府内1となっているとお聞きしております。とりわけ与謝野町では、府内でも所得が減り続けていて、経済的にも大変な農

家が多い中で、「命の里」事業を通じ「協同のまちづくり」へと発展し、さらに新しいビジネスなどにもつながっていると、大変な評価がある事業だと聞きます。

この大きな成果がある事業ですが、24年度から「新展開事業」とされ、26年度からは新規事業箇所はなくなると聞きます。府としてのこれまでの「命の里」事業と府の職員で「里の仕事人」のみなさんが果たしてきた役割の評価について、まずお聞きかせください。

【部長】 京都府は京都府の強みを発揮して生産対策と地域対策をしっかりとやっていく、その車の両輪の一つとして、地域対策として「命の里」事業。そして次に、京都村事業をやっていっております。「命の里」事業につきましては、おおむねアクションプランを作っていくなかで50ぐらいを目標にしておったところが、今46地区ぐらいになってきているということ、それから限界集落と言う、あまり使いたくない言葉ですが、そういったところも仮の分はその事業を導入して行って、今委員がおっしゃたようにかなり成果がでていくということで、ずっとというより、それは自立しているところが出ておれば、素晴らしいことやと思います。むしろ自ら助けるとともにともに助け合う、だから扶助ばかりやるものでもないだろうと思っておるなかで、そういう地域がでてきたところがあるということで、大きな成果が出たと思っております。

【西脇】 京都府の事業仕分けですけれども、評価調書では「府の人的関与については検討を要する」とされているんですが、これは何を意味しているのでしょうか。先ほど評価が大きいとおっしゃったのですが、その上においてこれはどういうことなんでしょうか。

【課長】 「命の里」事業には16人の「里の仕事人」が配置されておりますが、だいたい3年から5年周期で変わり、その間に地域再生の土台づくりをするということで、そのあと地域が「里の仕事人」なしでも自立していけるかということについては今後検討していかなければならない、という意味と存じます。

【西脇】 実際にお聞きしますと、今後「里の仕事人」というのは振興局にシフトさせていくことらしいんですが、振興局事態もこの事業が始まって以降、24年度には山城、南丹、中丹、丹後で各1名ずつ減員。平成25年でも山城、丹後でも各1名ずつ減員と。しかも農業改良普及センターの職員、この方たちが主に「里の仕事人」を担ってこられたわけですが、平成21年から25年度までに9名も削減されているわけです。

さらに、先ほど成宮議員からも指摘がありましたように技術センター職員も平成21年から25年までに10名削減。さらに市町村合併で集落が疲弊し、そして今回の米の直接支払い制度も半減されるなかで、これまで同様のこういった疲弊した集落にたいする支援ができるのか、ということなんですが、この点についてはどうでしょうか。

【部長】 「命の里」事業を推進する府の職員が地域に入る「里の仕事人」制度ということで、主に農業土木系の職員、これは振興局の地域づくり推進室の方の所属しております。同時に兼務がかかっているということで普及センターの職員がおる。全部で16名。半分が専属、半分が普及センターの兼務というふうになっております。それは事業が一定進めば、もうそれ以上はやる必要がないところもありますから、むしろトータルとして、これから、これはまだ検討中ですけれども、地域づくり推進室の方の相談窓口というふうです、終わったところも含めてフォローができたと言う風に思っております。それから、むしろ地域の人材を育てていくという研修もやっておりますし、同時にまた「里の仕掛人」ということですね、民

間の方にもですね、そういうお願いをして同様の仕事人と仕掛人とで地域を盛り上げるという取り組みをやってきておると、そういったかっこうで全体としては、決して落ちることはないという風に…したくないようなかっこうで進めていきたいと思います。

【西脇】 これまでのこの事業で決定的な、大きな役割を果たしてきたのはやはり府の職員であります、仕事人の皆さんだと思うんですよ。そういった方たちが減らされることがないよう、これは求めておきたいんですけども。しかもまだ6割の地域しかこの事業は進んでないわけなんです。残りの4割はまだ途中だということなんです。当初の3年から5年に延長されてきたものこれからやっとな軌道に乗ろうというところで、途中で打ち切られてしまったところもあると聞いているわけなんです。で、最低限の支援もまだ受けていないという集落が残されているだけでなく、そもそも3年から5年で終わらせるものでないと。もともとが大変な疲弊をしている、集落そのものが限界と、使いたくないとおっしゃったようなそういう状況のなかで、なかなか短期間では成果が見えない、というなかでこれを打ち切るという方向では決してだめだと思うわけなんです。むしろ大きな、部長自身が評価をされております「命の里」事業ですので、これは継続・拡充させるべきだと思いますけれども、部長のご決意はいかがでしょうか。

【部長】 打ち切るとか、そういう考え方ではなくて、そもそもこの事業というのは府がやりましょう、ではなくて「こういう制度がありますよ。いっしょにどうですか」という形の中で私どもは伴走支援という考え方を基本にしております。そこで地域の方がやってみようかというところの意見を大事にして、そして取り組むことに対して一緒に伴走支援しているという形で今に至っているということです。基本は先ほど言いましたように、自ら助けるとともに助け合うという形が一番よいと思います。そこにやっぱりどうしてもというところに府が支援をするというかっこうになってきます。したがって、まあ、どこもかしこも全部やれという風なことを考えてはおりませんし、むしろ終わったところも含めてですね、先ほど言いましたように相談窓口を設けてですね、しっかりとこれからも、これはもう5年や10年で解決するような問題でございませので、そこはちゃんと伴走支援は協力していきたいと思っております。

【西脇】 伴走支援が府としていただくということ、これはきわめて大きなことだと思うんですね。あと残り4割も終わっていないということですので、最低この4割、これはしっかりと今までの事業を継続していただいて、見ていただくということとともにやはり大きな成果がありますので、この伴走支援こそ、こういう形でこそしかも職員さんが入って、しかも専門的な技術識をもっておられる普及センターとか、いろいろなみなさんが地域で絆を作りながら努力をしてこられると。ここにこそ、それがあつたからこそ大きな成果があつたわけですので、ここにしっかりと府の職員が中心になって入っていただいてしかも4割が必ず仕上げてください。さらに引き続き4割にとどまらずに府域全体、その他のところにも、足りないところにはしっかりと支援をしていただくという、その点についてはどうでしょうか。

【部長】 残り4割をこの事業をやらなければいけないといっても、地域の人たちがそれをどう考えるかというところがまずございますので、したがっていろんなやり方がありますあるいは限界集落だけでなく、そうでない一般、ちゅうたら言い方あかんかもわかりませんが、その以外の農山村漁村地域については、京都村事業ということで拠点づくりというのをやっております。したがっていろんな施策でトータルでしっか

りと地域を支えていきたいと考えております。

【西脇】 今のお話をお聞きしますと残り4割はまた次の事業展開と今回の「命の里」ではないような言い方をされたわけですが、引き続き4割というのはほんとうに大変なところが残っていると思います。そういう意味では本当にていねいな支援。そういう意味では府の職員さん中心に据えて、もちろん他の市町村ともしっかり連携しての、こういう大事な事業は継続発展させていくという方向で支援をお願いしたいということと終わります。

④建設交通部 2014年2月21日

加味根委員

緊急経済対策としての公共事業、府内中小企業への経済支援について

【加味根】 緊急経済対策として公共事業を行っていく上で、そこに働く建設関係の労働者の賃金が上がるかどうか。これが非常に大事なことであります。そこで私も角度を変えてお聞きしたいのですが、府内の建設業に従事する労働者の年間の給与総額、最新の数字でどうなっているのでしょうか。

【藤森理事】 建設交通部で土木労働者の年間の給与を調査しているわけではございませんが、昨年、岡野京都府建設業協会会長を建設交通常任委員会で参考人として招致をいただきまして、その中で協会からいただいた資料がありまして、それによりますと、平成24年度で平均で約430万程度かと承知している。

【加味根】 実は私もその資料を見させていただいているが、429万2千円ということになっておりまして、建設業の平均が498万で、調査産業全体で463万ということで、やはり低い年収になっております。ここ数年ずっと下がり続けていまして、一番高いのは平成10年の515万という数字になっています。こういう中で設計労務単価を平成24年2月に、そして今年の2月にむけて引き上げましたけれども、その水準は、例えば型枠工でいいますと、1万9634円ということで、平成9年が一番労務単価が高かったようですが、国土交通省の資料によりますと、2万5045円ということで、まだ、78.3%の21%ほど低いのです。設計労務単価は上げていただいているけれども、まだまだ低いのではないかと。もっと上げる必要があるのではないかと考えるがどうか。

【藤森理事】 設計労務単価については、先程紹介しました24年のデータ後に昨年5月、京都府平均で12%、この2月に片山議員からもご紹介ございました通り6%強、合わせますと20%弱の上昇をしてきたところがございます。

この労務単価というのは、毎年10月にかなりの件数をモデル的に抽出しまして、その期間に労働された方の賃金実態を調査し、次の年度の労務単価に反映していく制度でございます。ただ今年はその上昇が非常に大きかったものですから、4月のところを前倒しで2月に賃金改定をやったということとあります。国でも同じようなことがいわれていますけれども、非常に上昇傾向にございますので、引き続きこの賃金動向に

については、国とともにきめ細かく調べ、予定価格に反映できるように私どもも努めてまいりたいと考えています。

【加味根】引き続き設計労務単価の引き上げを求めていただきたいと思います。

この労務単価が元請け1次までくらは、そこそこ反映しているのですが、新聞報道によりますと、2次、3次、あるいはそれよりも下になりますと、実際には設計労務単価どころか、単価はもっと下がっているというのが声で、国土交通省にそういう相談が多くあがっているという状況です。これをどうやって末端まで設計労務単価を徹底するのか。京都府ではどのようにされているのか。

【藤森理事】下請けを含めた賃金確保については、公契約大綱にも非常に大きく位置付けているところ。24年の9月から全ての現場に元請け下請けの契約遵守窓口をつくり、そのなかで、委員ご指摘のような賃金の問題も含めて、元請け下請け間の問題があれば、各窓口相談に行くように、各労働者の目につくように掲示するなりして対応に努めているところです。

【加味根】賃金調査をされているということですので、二次三次、あるいはそれ以上の下請けで賃金がどうなっているのか、調査されているのでしょうか。その実態は、設計労務単価から見てどうなっているのでしょうか。

【藤森理事】先程の労働単価の実態調査については、末端の下請けまで含めて調査しているところでして、その調査結果が設計労務単価に生かされているということでもあります。

【加味根】設計労務単価は生かされているけれども、その通りになっているかどうか、全部点検して、その通りになっていると確認されたのでしょうか。

【藤森理事】設計労務単価よりも6%ほど実態が高いという判断で、今回の見直しがされたところですが、全件を調査しているわけではございませんので、そういった点ではモデルケースを抽出して調査をやっているのが実態であります。

【加味根】実際に国土交通省に設計労務単価よりもさらに下っている実態があるという相談が寄せられていると新聞にも報道されているぐらいですので、改めて調査をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【藤森理事】労務調査は、全国一律にやって、全ての発注機関が採用している制度ですので、京都府だけ独自に調査することは、いまのところ考えてございません。

【加味根】調査しないと実態がよくわからないということがあると思いますので、是非独自に調査をしていただくよう求めておく。あわせて、設計労務単価をしっかりとすべての末端まで守っていただくためには、全国でも行われているように、公契約条例でその設計労務単価なりを守るということを義務付けるという取り組みが必要なのではないかと思っておりますので、この点も含めて検討をしていただくように求めておきます。

住宅リフォーム助成制度の実施について

次に、住宅リフォーム助成についてです。

国が25年度の補正予算で地域の活力発揮のための地域づくり、まちづくりの一環ということで、長期優良住宅化リフォーム推進事業を予算化しました。これは耐震性、劣化対策、省エネ性等の住宅性能向上のた

めの工事について補助するものですが、この2月末で締め切りになるというものであります。府として、独自に、こういう地域の活力発揮の地域づくりと住宅性能の向上、こういう政策目的で住宅リフォーム助成制度を実施してはどうかと思いますが、いかがですか。

【住宅課長】住宅リフォーム助成制度につきましては、本会議でも部長からお答えがあったと思いますが、住宅の支援には経済対策、雇用対策だけではなく、一定の政策目的が必要であると考えております。とのため、京都府としては従来から、耐震性能の向上や介護予防対策のための改修助成など明確な政策目的をもって住宅の支援を行ってきたところでございます。引き続きこのような改修助成についてしっかりととりこんでいきたいと考えております。

【加味根】国も地域の活力発揮という政策目的、それから住宅の長寿命化、省エネとか劣化対策とかいう政策目的をもってやり始めています。こういう政策目的の必要性は、京都府は認識されないのですか。いらないという考えですか。認識した上でいらないという判断をされていると受け取れば良いのですか。

【藤森理事】長期優良住宅化リフォーム推進事業のことでありますが、この事業は単なる設備交換や内装工事、増築工事というのは対象外となっております、耐震性能の向上を行う既存住宅を長期優良化していくというものに対して、国から直接建築主のほうに補助されるものであります。こうした制度については、現在国のほうが国家的視点等から先導的モデル的なものに対して、促進すべきものなどに対して国が直接地方公共団体を通すのではなくて、支援をするという仕組みをもっておりまして、こうした国の制度も踏まえながら役割分担も踏まえながら、京都府としては耐震化あるいはバリアフリー化であるとかこうしたものの支援を引き続き行っていくということでありまして。

【加味根】その国の制度の応募が2月でもう終わりますので、いよいよ来年度始まるうとしておりますので、京都府も是非考えていただきたいと思います。京都府の当初予算にも、商店等の内装の改修工事などについても初めて助成対象にするという景気対策という目的で商店のリフォーム助成のような対策を始められます。住宅についても同様の考え方でやるべきだということは申し上げておきたいと思います。

天ヶ瀬ダムの再開発問題について

最後に天ヶ瀬ダムの再開発問題についてです。

地質調査でヒ素が含まれていることが明らかになったといわれているのですが、この原因・対策についてご説明ください。

【板屋理事】天ヶ瀬ダムで確認されたヒ素の件ですが、トンネル工事を進める中で、自然ゆかりのがんの中に含まれていたということで、普通に存在するものと伺っています。ただ、溶けて流れ出てきますと、環境基準に対しては、少し大きい値は出ているのですけれども、実際そういったところの工事の場合、排出基準を使うのだそうで、そういった基準に対しては十分許容値のなかに入っているということです。そういった状況ではございますが、やはり、水の関係の事業ではございますので、安全に万全を期すということの観点から、工事の実施にあたって、そういった溶出するような状況にならないように、いま対策・工法といったものが適用できるのかということ国の方で検討会をつくって議論を進められているとこととでございます。

【加味根】 住民の皆さんの不安がないように万全の対策を取っていただきたいと思いますし、この対策をとったからといって、総工費があがるようなことがないように強く求めていただきたいと思います。

私たちとしては、再開発自体に問題があると思っております、そのことは台風18号で大量の水が発生したことを通じて、改めてそのことが浮き彫りになってきているのではないかと考えています。天ヶ瀬ダムで毎秒1150トンの放流がなされることになりまして、宇治川の堤防から漏水が発生する、宇治川全体で11カ所に上ったと新聞報道でもありますが、決壊の危険もあったと聞いておりまして、1500トンの放流が本当になされると、宇治川の堤防がもつのかと、非常に住民の皆さんは不安になっています。それは大丈夫だと言い切れるのでしょうか。私たちとしてはこのような危険をもっている1500トンの再開発の計画の撤回をしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【板屋理事】 今回非常に大きな雨、まとまった雨が琵琶湖流域も含めて発生したということで、その結果相当のボリュームの水が流れてきております。その状況の中で、天ヶ瀬ダムの操作、そして琵琶湖の洗堰の操作というところで下流の安全のために、いろいろ工夫して対応されたと聞いている。そういった高い水位に対しては、従来より国において堤防の強化ということで取り組まれております。さらに今回、水位が高いということで、一部水がパイピングを起こした箇所もあったということで、そういったところについて災害復旧で措置していくと伺っておりますので、常日頃からの堤防の管理をしっかりとやっていただくということで、地域の安全に万全を期していただくように改めて、そういったことを含めて国のほうに要望しておきたいと思います。

【加味根】 国土交通省でも、堤防を抜本的に改修するような計画は出されていないので、住民の皆さんの不安は解消されておられませんし、1500トンの放流が本当に宇治川にとって大丈夫なのか、その検証が今なされるべきではないかと思いますが、そのことを指摘して終わりたいと思います。

山内よし子委員

府営住宅について

【山内】 府営住宅についてうかがいます。府営住宅の応募倍率ですが、今年度の倍率、一般募集と特定目的による優先入居の募集倍率について最初うかがいます。

【課長】 府営住宅の応募倍率でございますけれども、25年度はまだ集計ができてございませんので24年度の数字で申し上げます。24年度の実応募倍率は府全体で7.6倍でございます。優先入居の部分が府全体で5.6倍。

【山内】 大変高い倍率で今後府営住宅の新規の建設が求められるわけですが、本府の住生活基本計画では公営住宅の供給目標として18000世帯を目標とされておられますが、府営住宅の新規建設の計画はないのか？ 建て替え等を除いて新規に増やしていくという計画はないんですか。

【課長】 住生活基本計画の中の供給目標量18000を引いてご質問をされておられますけど、供給目標量自体は平成23年度から32年度の計画が10年間のなかで既存の住宅の空き家募集やあるいは建て替え等による募集を含まして18000という形で、これは市町村も含めての数字でございますけれども、枠をだしている

いうこととございます。そういったなかで新築はないかという質問でございますが、こちらの方はストック活用総合計画のなかで位置づけをしております、まったくの新設というのは、今工事中でございます榎島御小河原団地のみとなっております。

【山内】 倍率が 7.6 倍、5.6 倍と表に出ている倍率がそうなのですが、潜在的なニーズもあって申し込みをしたいけれども近くにないとか、倍率が高いからとあきらめておられる方もいらっしゃると思われま。お聞きをしますと榎島の大河原団地以外について今後新規の建設計画はないということですけど、住宅に困窮する府民は非常に多いというので、府営住宅の新規の建設の計画をしっかりと立てていただきたいという風に思います。

次に、府営住宅の応募などの問題についてですが、府営住宅の入居資格要件はいろいろあると思うのですが、入居したいという申請があれば受理すべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。確認したいと思っております。

【課長】 公営住宅の入居要件に関しましては、主要なものでいきますと住宅困窮要件ですとか、収入要件ですとか同居親族要件とかなどの要件がございます。こうした要件がさらに最良階層という本来公営住宅に入れない所得階層の方についても特別に身体障害者の方であるか多子世帯の方であるとか、そういう要件の方につきましてはもう少し高い収入階層まで入居を認めるという形になっているわけですが、そうした中で単に申請があれば全部受けているということだけだと、やはりご自身がこういう状況で該当しているかどうかなどのご相談を受けたりする機会が必要だと思っております、そういった意味ではいろいろと個別の事情をお聞きしながら丁寧に対応して受付を現在は行っているという形になってございます。

【山内】 「どうしても入居したいんだと。私はなかなか資格要件に該当することがひよっとしたらぎりぎりのところでわからないかもしれないけれども入居したいんだ」ということがあれば申請を受け付けるべきですね。行政手続法にのっとって、それは申請は受理すべきですね。お答えください。

【課長】 もちろん、どうしても申請されたいということであれば当然申し込みの受け付けは可能だと思っておりますし。ただそういった中でやはり先ほど申し上げたように個別の事情も丁寧に確認というか、ご相談をさせていただきながら、今は親切に対応させていただいているというのが現状でございます。

【山内】 と言いながら実際には、入居資格要件がありながら、この間入居できなかった、申請すらさせてもらえなかった方がおられます。母子家庭で生活保護を受けておられて、2~3カ月後に家賃が非常にあがるということで相談にいったのに「家賃があがってから来てください」と追い返されたという問題があります。そういうことは二度とあってはいけないことと思っておりますのでこれはしっかりと窓口で徹底をしていただきたいと思っております。

もう一件申し込み資格要件のハードルの高さについてです。条例で定めた世帯要件や所得要件を満たしていても、ハードルの高い住宅困窮要件があつてそこに該当しなければ、資格がないとされてしまうんですが、これは非常にハードルが高くて、住宅が狭いという場合でも、基準に該当しなければその理由とはならない。高家賃でも共益費などは含まれない。生活保護受給中の場合は自己負担がないと申し込みできない。それから立ち退きが迫られている場合でも家賃滞納やトラブルなどによる立ち退きは申し込みできない。それから

生活設備不便でも、故障や老朽化だけでは資格にならない。生活環境による理由では申し込めない、となっています。こういう基準ですね。それなりに家賃が安くて、部屋もそれなりの広さがあって借家に居住している高齢者は、トイレや風呂が故障して、非常に老朽化の進んだところに住んでいても、これ資格要件に該当しないんですね。

平成 19 年の府営住宅ストック活用計画の中で、応募理由の中に「環境劣悪」「生活施設不便」「通勤困難」を理由として入居申請をされている方が 7.1%おられます。平成 19 年時点ではこうした応募理由も認められていたとかがえませんが、いつから変更になったのか？ またなぜこうした条件を課せるのかうかがいます。

【課長】平成 19 年以降に資格要件が変更になったという風には承知していませんけど、もともと住宅困窮要件につきましては住宅困窮者が公営住宅法の目的のなかで本来の対象になっているものでございまして、先ほど申し上げた 1 万 8 千戸という供給目標量もですね、自力で、自力と言うのは民間借家に対してということなんですけど、自力で最低居住面積水準、これは 4 人世帯で 50 平方メートルという、だいたい代表的によく使われる数字でございまして、そういった住宅に居住できない収入水準の方。それから先ほど申し上げた身体障害者であるとか、そうした住宅困窮者の方に対して住宅を適切に提供するというで定めたものでございまして。まあ一個一個こういう理由があって、先ほど委員からご紹介された中身については一個一個理由があって定められているわけございまして、ここでひとつひとつこういう理由ですと答弁するのは時間の関係もあるのであれなんですけど、適切にですね、真に住宅困窮されている方にたいして府営住宅を供給するというのが私たちの考えでございまして。

【山内】久御山町の複数の低所得世帯で府営住宅の入居申し込みをしようと思ったけれども「申し込み資格はありませんよ」といわれて申し込みができなかった。ひとは生活保護を受けている方で将来的に生活保護を打ち切りたいと思っておられて、そのときのために府営住宅申し込みたいと考えていた方です。もうひとは非常に劣悪な住環境、生活環境条件にあつて虫が多くて夜もねむれないという劣悪な環境条件にある方でそういう方が府営住宅の申し込みもできないと。こういう資格要件ではハードルが高すぎて申し込みもできないという点では公営住宅法の主旨からも反すると思いますので、これはぜひ見直しを求めたいと思います。

亀岡のサッカースタジアム建設に関わる治水対策について

次に亀岡のサッカースタジアム建設に関わる治水対策についてうかがいます。昨年 11 月の文教常任委員会で、スタジアムのスタンドとフィールド、アクセス道路の接点の 3 箇所に盛り土を行って、敷地内にその分のあふれた水をためるといようなスポーツ振興課のご答弁がありました。12 月議会の委員会ではその盛り土の量が 48000 m³で、予定地の中でバランスがとれるという答弁だったのですが、遊水池にスタジアムを建設して、これで遊水池機能が損なわれないのですか。

【理事】現在、事業者の方におきましてスタジアムの構造等の検討をおこなわれているところでございまして、できるだけそういう現況に影響をおよぼさないように計画をつくっているとそういう状況であると認識してございます。

【山内】 スタジアムの建設が起爆剤となって亀岡駅北側一帯も 16 畝以上土砂を盛って開発するという風な計画があるんですけども、治水上の懸念はないのですか？

【理事】 その計画もですね、これまで行ってきた河川改修と整備状況、そういった部分と齟齬（そご）はないか確認したうえで整理してきてございますので事業者において適切に対処されるものという風に思っております。

【山内】 これまでの河川整備計画に齟齬がないようなことだったという風に思うんですが、ここに「保津川かわまちづくり計画」というのがあって、これは亀岡市と京都府が計画をたてていることと思うんですが、高水敷を掘削をして本底をかさ上げをすると、第2ステップでは高水敷を掘削してかすみ堤をかさ上げをすとなっていてね、この計画のなかにはその高水敷を掘削していままで遊水地として機能果たしてきたところをかさ上げするということは入っていないんじゃないですか。

【理事】 本川の改修はそれはそれで実施してきておりまして、現在暫定的な取り組みとして一定の治水安全度を確保しております。一方、区画整理等が予定されているところにつきましては、関連する河川に悪影響があるかどうかそういったところを中心に評価してございますので、それについてはこれまで実施してきた河川改修と整合はとれるということで河川上は了承してきたというところでございます。

【山内】 これね、最終的には保津峡を開削をして流量を確保するというようなことも計画の中にはね、書いてありまして。12月に行われたシンポジウムでは推進派の方が「嵐山のところにスーパー堤防を作って、そこに浸水被害がおよばないようにすれば亀岡は開発できるんだ」と、推進派の方はひとりだけシンポジウムにいらしていたんですけど、そういうこともおっしゃられたんです。が、本当に高水敷を掘削をしてその分をかさ上げを、遊水地機能を果たしてきた所にかさ上げをすることで机上の空論でこれで大丈夫だとおっしゃっているんですが、様々な開発がなされれば地下の透水性、道路などは透水性舗装にされるんだと思いますけれども、住宅開発、スタジアムの開発等になってくると地下での保水能力なんかでも非常に保水能力がなくなってくると思いますので。これ本当に誰が責任もつのかという風に思うんです。京都府が責任もつんですか。治水について。

【部長】 今ふたつの話がでておりますけれども、駅の北側の区画整理事業の話でございますけれども、法律にもとづきまして都市計画審議会という場におきまして、ここの開発におきましては「治水上問題ない」と京都府治水管理者としても表明したうえで、亀岡市の都市計画審議会においても了解がとれ、かつ京都府の都市計画審議会でも了解がとれ、実施するという事になっております。二つ目の亀岡スタジアムの件でございますけれども、現在治水に影響がないようにスタジアムをどのように作るかと今検討しているところであり、基本的には問題ないという案で作っていただけるよう治水管理者としても申し上げていきたいという風に思っているところでございます。

【山内】 そういうことを聞いてもまったく納得ができないわけです。昨年9月の台風の被害でも2畝以上も浸水をしたし、JR亀岡駅のホームのすぐ下まで浸水をしたということですね。これで遊水地機能が損なわれたらどうなるんだろうと。地元の住民なんか非常に心配をしています。もし本当に大丈夫ならきちっと説明をされたらいいと思うんです。

リニアの誘致について

時間がありませんので最後に、リニアの誘致についてうかがいます。昨年に続いてリニア誘致の予算が計上されていますけれども、まず電力の使用量については JR 東海の説明会で平均的に新幹線の約 3 倍とでていました。でこれはピーク時の使用量でいうと 74 万キロワットとも言われています。原発 1 基分の電力が必要で、しかも電磁波の問題や騒音や自然破壊、建設コストの問題、在来線との乗継ができない問題など、非常に課題が多いと思いますがいかがですか？

【課長】 リニアの数字につきましては JR 東海の方が好評されている数字しか、私ども把握をしているわけではございませんが、そのなかでもエネルギーの消費量に関しましては航空機の二分の一であると。そういう数字も示されています。また、もうひとつ東海道新幹線でございますが開業時点で約 220 キロで走行していたわけでございますが、その後 270 キロまでスピードがあがって 2007 年と 1964 年を比較すると約 50% まで電気の消費量については減っているということでございます。現時点では現在の東海道新幹線よりもたくさん消費量がございますが、今後の技術開発によってこれは一定解決する部分もでてくるという風に JR 東海の方が表明をしているところでございます。

【山内】 誘致が成功すれば国、京都府、関連自治体の負担もでてくるかと思うんですが、関西広域連合特別委員会でのどのくらいの負担が生じるのかということで質問しましても「それはまだ決まっていない。わからない」ということでした。安全性も確認できずしかも巨大な投資を必要とする計画について、府民負担はどのくらい生じるかわからないってままね、このまま進めることはやめるべきだと思います。指摘して終わります。

成宮まり子委員

京都市の IC カード導入による「敬老乗車証」制度見直し問題

【成宮】 生活交通ネットワーク構築支援費についてうかがいます。高齢化のもと、過疎地域でも都市部でもバス交通等の確保が問題になっています。私の地元・西京区でも、洛西ニュータウンや周辺部、地下鉄がなく「市バス」は民間委託や便の削減が続き、民間バスは入っているけれども敬老乗車証は使えず住民の願いは切実になっています。私どもは府が都市部でも足の確保に支援をするべきだということを求めてきましてけれども、今回の生活交通ネットワーク構築支援費のうちバスカードシステム、3000 万円ですかね、京都市も含めて京都市交通局などに IC カード導入の補助をするという風にかがっております。問題は京都市の方針なんですけれども、IC 化を機に「敬老乗車証」制度を見直し、現在の高齢者の所得に応じた「応能負担」から、「応益負担」、1 回ごとの乗車利用料金を徴収するって方向が出されておりました、これには市民、高齢者をはじめ怒りが広がっているところです。府として支援するってことは重要だと思いますが、だからこそ利用者にとって改善、利便性向上となる計画に資する必要があるという風に思うんですが、この点どういう風に認識をされておられるのか。ここは京都市に意見を言うべきではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

【課長】 今回バリアフリーの視点からこういったＩＣカード等についても支援をしているところでございます。そういった意味からいたしましても高齢者パスに関しまして、ちょっと京都市の方に今どういう状況になっているか十分に把握しているわけではございませんが、今回のＩＣカードの導入によりまして車内の事故なんかは非常に改善されてくるというところから、バリアフリーの視点からこれは支援をしているところでございます。

【成宮】 バリアフリーの視点はもちろん重要ですが、その実態はといいますとね、京都市ではＩＣ化を機に敬老乗車証を切り替えていくことなんかも含めて構想は一回一回の負担金をとるというふうになってくるとい話なんですね。もともと敬老乗車証というのは名前のおり高齢者への敬意と福祉、引きこもり防止などに大きく役立っているという経過があったんですけれども、今のように一定の負担金というのが導入された経過があり、今回さらに利用者からすればＩＣ化で小銭なんか使わなくていいようになるという一方で、利用者からは負担増という側面、改悪という側面にみなさん怒っておられるわけで、これ、府が支援したのに「負担増になったんかいな」と京都市民のみなさんから言われるようではいかがなものかと思うんです。バリアフリーの視点からとおっしゃいましたけれども、ここはぜひ京都市の方向性をきちっと把握をして、言うべきことを言って利用者の負担増にならないようにするべきだということは言っておきたいと思えます。加えて福岡県なんかでは、副知事や全市町村で福岡県生活交通確保対策会議をおいて、北九州市なんかの政令市部も含めて、バス路線の維持の問題を議論し、廃止なども撤回させて県からも支援をしているという風にかがっております。今回私たちも求めてきた経過がありますけれども、京都市部もふくめて支援に踏み出したことでね、ぜひ、福岡県のように、本府としても一層踏み込んで支援をしていただく必要があるという風に思うんですけど、この点については考え方はいかがでしょうか。

【課長】 私どもも、これまで過疎地域を中心にバス路線の支援をやってまいりました。これまで非常に課題が顕在化しておりましたのは、本当に過疎地域でバスがなくなってしまうというちいきでした。一方、近年確かに都市近郊部におきましても同様の問題が発生しております。こういったなかで担当者の会議、それから意見交換という場を定期的にもっております。そんななかで宇治市域の問題であるとか、乙訓地域の問題であるとか阪急バスでも宇治バスでも同じような問題がございました。こういったときになかなか担当者レベルだけではこれまで情報が十分に行き渡らないということがございましたのでそういったところで、私どもも参画をするなかで情報提供しつかりそれぞれの問題にバス会社にもものが申せるようにということで、いろんな情報提供等の支援をしているところでございます。今後ともこういった講習会等をそれぞれの地域に応じてコミュニティバス以外いろんな、様々なやり方があると思えますので議論する枠組みを作っていくという風に思っております。

【成宮】 今おっしゃった都市部でも問題がおこってきているというその点が非常に大事だという風に思います。そのうえで今回の計画、京都市への支援の中身については、その高齢者のみなさんに負担増になることにならないようにぜひ意見を言っておくこととあらためて先ほどもリニア誘致の議論がありましたけれどもこれからは本当にリニア誘致に莫大な予算をつぎ込むよりも、こうした生活交通も本当に確保していく、そのことにこそきめ細かく支援が必要だと。その点は指摘・要望して終わりたいと思えます。

⑤文化環境部 2014年2月24日

浜田良之委員

京都エコ・エネルギー戦略について

【浜田】 昨年5月に策定されました「京都エコ・エネルギー戦略」についてお聞きします。「京都エコ・エネルギー戦略」は、「原発に依存しない社会を目指す」としていますが、原発即時ゼロではなく、2030年代までは原発に依存することが前提になっています。一方、原発を「基盤となる重要なベース電源」と位置づけ、原子力規制委員会が安全性を確認した原発の再稼働を進めると明記した、国の「エネルギー基本計画案」が明らかになって以降、原発再稼働への動きが強まっていますが、この「エネルギー基本計画案」には、重大な問題があります。第一に、福島原発事故の究明もされておらず、事故収束の見通しもたまたないもとの、原発再稼働などは論外です。第二に、「基本計画案」は「最終処分」を「将来世代に先送りしない」と言っていますが、使用済み核燃料を安全に再処理する方法も、最終処分する方法も人類は持ち合わせていません。第三に、「基本計画案」は、原発は安価で安定供給できるということを、原発固執の最大の理由にしていますが、日本社会は原発なしでもやっていけることをすでに体験しています。「即時原発ゼロ」を政治決断し、再生可能エネルギーの思い切った普及と低エネルギー社会への転換に力をそそぐことこそ、もっとも現実的で責任ある方向だと考えますが、本府の認識をお聞かせください。

【局長】 エネルギー基本計画に対する意見案、総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会の方からパブリックコメントが出されている段階ですが、とくに注目している点を申し上げますと、一つは今、委員のほうからございました再生可能エネルギーをどういう風に位置付けているかということでございます。そういう意味では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するけれども、温室効果ガス排出のない有望な国産エネルギーとして位置付けていくんだと。今後3年程度、最大限の導入を加速するという風に位置付けているわけでございます。その裏付けとして固定価格買い取り制度等が、そのあり方総合的に検討するとされているものがどういう風に決まっているのか、というあたりを非常に注目していくべきではないかという風に考えております。また2020年代の早期に省エネの関係でスマートメーターを全世帯に、あるいは事業所に導入していく。2020年までに新築の建物、住宅への省エネ機器の適合を義務化する。こういったものも書かれておまして、こういうことは私どものエコ・エネルギー戦略との関係のなかでは非常に重要になってくるのではないかと考えております。なお、原発の問題ですけども、マスコミ等で話題になっておりますように重要なベース電源であるという風に位置付けているわけですが、その一方で原発依存度を可能な限り低減するといっておきながら再稼働の問題も言及しているといったところがございまして、結局、このあたりは両論併記的な形になっていて、将来的にエネルギーの構成をどうしていくのかというところが明らかになっていないというようなところが今後の課題ではないかと言う風に考えております。具体的には今後の着地点をしっかりと見極めていかねばならないといけないというのが、わたしどもの今の認識だということでございます。

【浜田】 この国の「エネルギー基本計画」案を審議する基本政策分科会の委員で、京都エコ・エネルギー戦略推進会議の座長でもある、京都大学大学院経済科学研究科の植田和弘教授は、「私は、原発稼働の前提に、放射能廃棄物処分方法の確立と働く人が被ばくしないことの二つを入れるべきと主張しましたが、議論のないまま結局、原案のままでした」と述べています。また、「計画」案に、原発は「運転コストが安い」と書いてあることに、「事故リスクがいくらになるかわからない」と疑問を呈しています。やはり、「即時原発ゼロ」の政治決断を行って、再稼働は絶対にやるべきではないとこの点は強く指摘しておきます。そのうえで再生可能エネルギーの最大限の導入ということも基本方針でいわれているとありましたけれど、「京都エコ・エネルギー戦略」でも、「再生可能エネルギーの最大限の導入拡大」と言っています。2030年度の再生可能エネルギーによる年間発電量目標は30億kwh、一方、年間電力使用量は25kwh削減して167.3kwhするということですので、18%程度削減と言う低い目標になっています。この背景には、知事も一貫して、「再生可能エネルギーは、供給量が小さいことや安定性、経済性などの課題があるから、メインのエネルギー源にはなりえない」と述べている、こういう認識があると思います。しかし、再生可能エネルギー導入可能性調査の結果でも、潜在的ポテンシャルはあるわけですから、それを引き出す努力を最大限行うべきではないでしょうか。再生可能エネルギーの自給率全国トップの大分県や2030年で25%の目標をもっている山形県のとりくみなど私ども会派としても視察をしましたが、京都のとりくみは明らかに立ち遅れているなど実感しました。京都府として、府内の各地の風力、太陽光だけでなく、バイオマスなどすべての再生可能エネルギーの資源調査を行って、地域特性に応じた具体的な計画づくりに着手していくということが必要と思いますがいかがでしょうか。

【局長】 再生可能エネルギーに関しましては基本的に最大限導入していくのがエコ・エネルギー戦略の方針でございます。具体的にはポテンシャルの一番大きな太陽光発電、このソーラー発電を飛躍的に普及拡大していくということと、もう一つは、これ委員からもございましたが、風、水、バイオこういった地域の資源を活かした再エネをいかに導入していけるかことであろうかという風に思っております。様々な可能性はあるもののやはり一番可能性のある太陽光発電をいかに伸ばしていくのかということで、民間の力、メガソーラー等を活用したり、あるいは屋根貸し事業等にもかかっておりますし、府民力の活用ということでプチソーラーの事業、あるいは風力施設でも太陽光発電を必ず入れていくといったことを基本に取り組んできているところでございます。確かに委員の方からございましたように、大分県であるとか富山県そちらのほうは再生可能エネルギーの供給量が非常に多いわけでございますけれども、これはいうまでもなく、例えば、水力であるとか地熱であるとかそういった特殊な自然条件が重なっているというところを考慮しなければいけないのではないかとこのように思っております。ちなみに委員がとりあげられましたのは、千葉大学のレポートからとりあげられたと思いますが、京都府の場合も確かに順位は低いんですけども、たとえば太陽光発電供給密度は23位と中位にございますし、太陽熱ですと14位ということでございます。そういったことでどこにでも同じようにできるわけではなくって、地域にあった再生可能エネルギーを伸ばしていくことが一番大事ではないかということで、私ども最大限努力をしてみたいと考えております。

【浜田】 1年前と同じ答弁だったと思うんですけど、地域特性に応じた具体的な推進を図るという点では、京都でいろんな特性があるわけですから思い切って取り組んでいただきたい。それで来年度予算案を見ると、太陽光発電設備・太陽熱利用設備の設置者への融資費である「スマート・エコハウス促進事業」は1億円以上増えていますが、府民力結集ソーラー発電推進事業費や中小事業者の省エネ設備導入支援の「京都エコ・エネルギー産業創出・普及事業費」などはむしろ減っています。この間、河川法の改正によって、昨年12月から、これまで許可制だった従属発電が登録制になるなど、小水力発電に係る水利用手続きの簡素化が行われています。こうした制度も活用して、再生可能エネルギー普及のための予算を抜本的に増やすべきと思いますがいかがですか。

【局長】 予算があれば出来るというものではないと思うんです。特に小水力なんかは実際に私どもも具体的に取り組んできたわけでございます。たとえば固定価格買い取り制度の200万キロワット未満の税込35.2円で20年間買い取るという条件でございますけれども、この条件のベースになっていますのは建設費が1キロワット100円ぐらいでできないといけない。こういった条件が府内のなかでいくつあるのかということが重要ではないかと思っております。実際にその辺のところの箇所を探すのはフィールド調査で具体的にみつけなければいけない。私どももそういう意味では市町村あるいはNPOの皆さん方と協力をしながらそういう具体的な可能性は絶えず探っているわけでございます。そういうなかで可能性のあるものについては、果敢にチャレンジしていきたいという風に考えております。

【浜田】 予算が少ないということは認めたということだと思んですけども。そういうことでしょう、予算があれば出来るというものではないということは予算が少ないということも認めたわけですから、抜本的に増やすことを強く求めておきたいと思えます。

北山文化環境ゾーン整備について

北山文化環境ゾーンの整備事業についてお聞きします。この北山文化環境ゾーン整備事業については、これまでから私どもは資料館や植物園など、本来の役割から離れた、エンターテインメント性を追及していることの問題点を指摘してきました。

今回来年の京都マラソンで、植物園内を通るコースが決められました。関係者の反対もあって、来年度はいったん立ち消えになったと聞いていたし、植物園活性化委員会に参加している商店街の理事長さんは、「まったく聞いていなかった」と言っておられます。どういう経過で決まったのか、教えてください。

【理事】 来年度の大会から植物園にコース設定をというお話につきましては、実は今年の5月ごろに京都市のほうから「コースの設定を見直したい。とくに魅力の場所を多くの方々に走っていただきたい」というなかで検討の要請を受けて現場の植物園と相談を重ねて、先日11月でしたか向こうの選考委員会の中でいくつか見直しをするなかで発表されたようなことで、府市強調の観点、京都の魅力を多くの、1万6千人の方が走っておられますので、そうした方にも植物園の魅力をより知っていただきたいということで前向きに検討をさせていただいてところでございます。

【浜田】 関係者の方からは、来園者の安心・安全、ランナーの安心・安全、植栽されている植物への影響などもあって、反対の声があると思いますが、それらの不安点については、クリアされたということでしょうか。

【理事】 まず植物園というのは貴重な植物を守り、多くの方々にその魅力を伝える第一義の場所ですが、まずは来ていただいてということもございますので前向きの検討をしました。今、おっしゃっていただきましたように、まずは園路のどこを通るのか。そして応援に来られる方、走られる方の安全についても京都市の方と現場を何度かみていただいて植物園の職員も入りまして決めさせていただいたことがございます。まだ正式にどういう安全配置をしていくのかということは、今後詰めていきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【浜田】 まったく不安がクリアされていると思ひませんし、これまでも京都マラソンというのは、観光地を通るコースにしようとして、相当な無理なコースになっている。これはランナーの方からもこういう声が出ています。京都府からも関係者や参加するランナーたちの声を聞いて、改善を求めるということはぜひやっていただきたいという風に思ひます。

最後にこの植物園の関係で昨年秋から高齢者の入園料が有料になりました。一方で、子どもの入園料は無料になりました。高齢者の入園料は条例にないということで議会にも諮られないで実施をされましたけれども、利用者や関係者の意見を聞いて無料にもどすということを検討すべきだとおもひますけれども、これは検討されませんか。

【部長】 議会の方には委員会等でしっかり説明したうえで付則改正をおこなったものです。府民の方、高齢者の方からしっかり意見をききながら対応しておりますが、特に高齢者向けの年間パスポートを発行しておりますして 3500 枚でておりまして非常に好評をいただひているところです。また一方で小中学生を無料にしたことで子どもたちが植物園に親しんでいただくようになっているようでござひまして今後とも現在の方向に進みたくおもっております。

【浜田】 委員会で見察に行かしてもらったときにも、ちょうど有料になった直後でしたけれども、やっぱり来園者が一気に減ったということを知りました。来園者をふやすということと逆行する方向なので、検討をお願ひして質問を終わります。

山内佳子委員

新総合資料館について

【山内】 まず総合資料館についてうかがひます。資料館の職員の配置についてですが、総合資料館基本構想の中では、今後府立大学等の公共政策研究への活用支援をはじめ、現在の資料館の機能をいっそう充実する方向性が示されていますが、そのための職員配置は充実するのか？現在の配置状況と今後の職員の配置計画について教えていただきたいと思ひます。

【政策監】 現行の職員体制でございますが正職員が 36 人、嘱託・臨時職等がだいたい 15 人という陣容でございます。今回新資料館の整備に伴ひまして資料館のアーカイブの機能と大学の研究機能を融合させながら

新しい国際京都学センターを含むかなり大幅な拡張をしてこいうということでございます。ただ一方で統合データシステムを開発することによりまして、従前かなり手間がかかっておりましたレファレンスの部分、こういった部分についての効率化も見込まれるということでございます。あるいは国際京都学センターの拡充にともなう外部委託等も含めて今後効率的な体制を検討していかなければならないという風に考えております。

【山内】別に非効率であるのがいいとは言わないですが、やはり人がいてこそその資料館だと思いますし、専門性を持った職員の配置と育成をしっかりと行っていただきたいと思うんです。資料館はすでに工事が始まっていると思うんですが、書架についてハイラックを導入するかどうかということと、それについて職場の合意はあるのかどうか、もともと設計段階では積層式の書架を導入する予定だったのではないかと、この3点についてうかがいます。

【政策監】書架の問題でありますけれども、現在、地下の2階部分まで掘り下げてございます。書架、備品等につきましては、当初の設計段階でしていたわけではなくてある程度こういう想定で進めてはどうかということでもございました。その必要予算等について精査をする中で具体的に使い方を考え、それから他府県状況も考え、出来る限り効率的、効果的な書架を設置すべく検討してまいりました。他府県等の状況も確認いたしましてかなり大きな差があるということから集密書架の二層式というものとハイラックのどちらにするかという選択がございましたけれども、大きな金額の差があるということから、それからハイラック式の書架でも特に問題なく対応ができていているという状況を他府県とも確認できましたのでハイラック式書架を導入することを進めているところでございます。職員の説明につきましては総合資料館の方でしかるべき対応をさせていただいておりますけれども、なにぶん技術的な部分もございまして説明にあたりましては本庁からも出向いて説明をさせていただいている状況でございます。

【山内】資料館側の意向は積層式を導入したいという意向だったと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

【政策監】トータルコストはかなり、億円単位で変わってくるという問題がございます。これがもし職員の生命であるとか身体の安全に問題あるとか、それはコスト抜きにして考えていく必要があるわけですがけれども他府県との状況を見る限りは、その出し入れに必要な回数、それからステップを導入することによってそういう問題はクリアできるということから、資料館のしかるべき責任ある職員とも相談の上現在の方式を導入する方向で検討しているものであります。

【山内】ハイラックにした場合、書架と書架の間をまず開けて移動式の今ステップとおっしゃっていましたがけれども、かなりの大きなものと思うんですけど、そのステップをそこに持って行って高いところのものはそのステップに乗って取るということで、資料を探すことに大変な労力と時間を要するのではないかと風にする風と思うんです。高所での危険な作業をしなければならないことや効率とおっしゃいましたがけれどもハイラックにすることによって、むしろ非効率になるという点でハイラック書架には非常に問題が多いのではないかと風にする風と思うんです。職員の労働環境も非常に悪化をするという風に思うんですが、急いで資料を探してほしいという利用者のニーズにも応えられなくなるのではないかと風にする風と思うんです。いかがです。

【政策監】 これも他府県等の状況を確認する中で、使用の頻度といいますか出納の頻度、こういうものにもよりますかと言う風に思います。他府県の図書館の一般図書を多く抱えているところと、それから総合資料館のようにかなり古い公文書を持っている部分、博物系の資料など雑多な資料がまじってございます。現状からしまして頻繁な書架の出し入れがない。後者の部分につきましては出し入れの少ない図書、蔵書を配置することによって対応が可能になるのではないかなど。これについては具体的な置き場所、配置計画等を現場の声を十分聞いて相談をしてみたいと思っております。

【山内】 確認をしておきたいのですが、もともと資料館はハイラックではなくて、資料館側としては積層式を導入したいという意向だったんですね。最初の方の質問にちゃんと答えておられないので確認だけしておきます。

【政策監】 館長、副館長等しかるべき職員との協議の中で資料館としてぜひこうすべきだと明確な形で本庁がそれをどうこうしたというわけでなくて、当然現場の方とも意見交換をしながらどうなのかという形で進めております。

【山内】 当初は積層式を導入するんだというのが職員にも資料館から説明をされていたとかがっていますが、その資料館についてはデザインについてはなかなか凝ったデザインで、そんなところはお金をかけるが本来の一番大切な中身の充実については非常におろそかにしている。このことは改善すべきであると指摘をしておきます。

大学法人の非正規職員の増加について

次に大学法人の非正規職員の問題についてうかがいます。府立大学下鴨学舎では現在教職員が大学院生のアシスタントを除くと 407 名とお聞きしたんですが、そのうち 193 名、半数近くの教職員が非正規だと伺いました。法人移行前と比べても非常に非正規が増えていると思いますが、その原因を教えてくださいのと府立医大での非正規の教職員の数を教えてください。

【稲村参考人】 府立大学における非常勤の教職員の関係でございますけれども、法人化以降外部資金をたくさんとってまいりまして新しいプロジェクトをどんどん進めております。そういった関係でプロジェクト用の特任の、期間を限定した教員の採用ですとか事務職の採用、あとは産休・育休の代替えといったところで若干ふえているのではないかと考えています。

【山崎参考人】 正規職員につきましては 1424 という数字でございます、非正規につきましては 563 という数字になっております。

【山内】 今府立大学のほうで特任教員、客員教員等ということでしたけれども特任、客員あわせても 12 名程度と思うんですね。本当に必要な総務、学生課、庶務そういうところにもどんどんと非正規の職員が配置をされるということで、これは改善をしていただきたいと思うんですが、法人の中期計画では大学運営に関する専門知識と能力を持った職員を育成するとありますが、これ、逆行する事態が広がっていると思います。京都府は正規雇用を 3 年間で 3 万人に増やすという計画をたてました。それなら府立の大学でも正

規雇用を増やす計画を立てるべきではないのかという風に思いますが、今日、学長さんお見えですのでぜひお答えいただきたいと思います。

【渡辺参考人】もちろん正規職員がしっかり増えてプロパー職員にしっかり専門性をつけた職員が増えることはもちろん望むところでありますけれども、限られた経費のなかでやっておりますのでなるべく効率的に運用したいということで、非正規雇用も利用しながら研究・教育のサポートを進めているような状況でございます。

【吉川参考人】府立医大の方も予算をいただいてぜひ充実したいと思っているところでございます。

【山内】今、両学長ともやはり正規雇用は増やしたいとおっしゃっておられます。そのネックになっているのがやはり限られた経費だという点では運用交付金についてもしっかりと出していきたいし。それから京都府の中期目標の中でもやはり正規雇用の目標と言うのは、府立大学、法人の中で正規雇用を増やすという目標はぜひもっていただきたい。要望して終わります。

島田敬子委員

北部医療センターについて

【島田】北部医療センターについて、何点かうかがいます。健康福祉部で重症心身障害児者のショートステイ受け入れ体制整備事業費が計上されまして、北部医療センターも受け入れに必要な機材を整備されるとうかがっております。私どもも求めてきましたので一歩前進かと思うんですが、ちなみに久美浜等の医療機関が受け入れる場合は在宅介護、ヘルパーの付き添いの問題とか訪問介護ステーションへの医師派遣とかですね、機材のほかに必要な体制を作ることに對して補助することになっておりますが、北部医療センターでは、どういう強化がされるのかうかがいたいと思います。それから受け入れの枠、そして従来も緊急的な場合は医療的な措置として受け入れていたと答弁されており、システム的には従来とどう変わるのか教えていただきたいと思います。

【吉川参考人】今日、北部医療センターから来られているのであとで正確にお話していただければいいと。まだ、これからのことで決まってないと思うんですが、もう決まっています？

【山崎参考人】これから協議すると聞いております。具体的にはその内容についてはまだ聞いておりません。

【島田】予算書には北部医療センターにおいて、受け入れについて必要な機材を整備するとありますので、住民は早くこれを期待しています。ぜひ、もう少し具体的にお答えいただきたいんですが。

【吉川参考人】われわれ北部医療センターが中心と自負しておりますので、ぜひその方面も力入れてやりたいと思っております。

【島田】はい、お願いします。それでこの間、北部医療センター、独立法人化した府立大学病院と太いパイプでつながった北部医療センターについて、住民の期待、アンケートが寄せられまして、2000人あまりですね。直接的な面接とアンケート、ハガキ等でたくさんの要望がありまして丹後に住み続けるためにも救急、とくに脳外科の体制について非常に要望が強いと。現在の救急に不安があると答えた方が、1564人中 824

人も「不安だ」とおっしゃられました。それで前のように脳外科の確保で手術ができる体制を一日も早く整えてほしい。さらに、リハビリ体制の強化や精神科の入院ベッドがほしい等が強い願いとなっています。

ちょうど第二期中期計画が議論されていることかと思いますが、こうした地元のニーズにどのように対応されようとしているのか、検討状況も含めてお聞かせください。

【吉川参考人】そういうことはわれわれも把握しておりますので、出来るだけその要望に沿うようにしたいと思っております。その中で従来から言われてます脳外科の問題ですけど、ご存じのように脳外科の手術はこの数年以来ずいぶん変わってまいりまして、特に画像診断が発達いたしまして手術していい例、しなくていい、してはいけない例が出てまいりますので。脳卒中で運ばれてきたならすぐ手術するということでは、今ありません。ただ脳卒中のなかで脳梗塞にかんしては時間が問題ですので、それをまず最優先できる体制。それから脳外科の手術もこれが手術していいかどうかという判断する画像の判断、これも出来るようにしております。今のところは脳外科医は2人から3人の陣容をそろえないといけなんですが、専門医の養成もあって症例の数もあるので集約化しております。舞鶴の医療センターから医者に来てもらうか患者さんが向こうに行くかということにするか、脳外科医2人、3人体制で出来るようにするか。それには患者の数を確保しないと専門医養成できませんので、今、丹後の医療圏ですね、それから福知山もそうですけど、福知山は一人しかいませんので、そこでは手術できませんので舞鶴から福知山に脳外科の医者を送って手術をするか患者さんを向こうに送るかということでシフトしておりますので、できましたらそのあたりも全部集約化した計画でですね、いつ脳卒中になっても最高の医療を受けれるように今システム化しようとしているところでございます。

【島田】診断と搬送体制が大事で救急隊も常駐して、舞鶴医療センターにということですが、地域住民としたらやはりないということが不安。それから豊岡に飛ぶ、舞鶴医療センターに飛ぶで患者さんと家族にとっては大変大きな負担となっているわけです。北部医療センターと、拠点病院になったと、評価をするとおっしゃったということで期待をされるわけです。大学本体で脳外科医の養成とか、これも大きな課題になっていると思うんですが選択と集中、集約化ではなくて先ほどから府域の均衡ある発展と言っておりますが北部でも安心して治療が受けられるように力を入れて頂きたいと。丹後医療圏では脳卒中の急性期対応病院がなくて、回復期は弥栄と丹後中央、維持期は久美浜と2つの診療所等々で、機能分化と言えは聞こえはいいんですが、繰り返しますが患者と家族には大きな負担となっておりますので、引き続きご努力をお願いしたいと思うんです。決算特別委員会で救急医療体制について、救急医の2名体制にしたいということですが、これが現状、新年度はどういうスタートになるか。それと救急室の拡張要望が学長さんもされました。新年度の計画はどういうことになつとりますか。四方議員もご指摘されましたが北部医療センターの老朽化、狭隘化は大変だと現状おっしゃいました。ぜひ二重投資といわずに北部医療センターもしっかりと整備をしていただきたい。いかがですか。

【吉川参考人】ありがとうございます。救急室は拡張しております。もうじき出来あがると思います。それから救急隊がご存じのように常駐して、そこから医者連れていくとシステムを作っております。で、脳外科医が2人か3人各市町村に存在するというのが理想ですけども、それが出来ないのでおそらく北部で一

つ拠点をしたいと思っております。で、その場合に舞鶴に5人体制というのは舞鶴をこちらに持ってくるか、舞鶴にするか。ただ住民の方はその地域に脳外科医が助かったのという風に思われますので、僕は今北部医療センター病院長に誤解を招かないように、心配ないと今の体制で完璧だということをもう少し住民の方に説明する機会があまりもないんじゃないかと、そういう風に思っております。で、ただ脳梗塞に関してはもう一刻も争いますのですべての確な治療ができるようにという風に今言っているところでございまして。まあ理想は3人づつなんですけど、脳外科医の養成ということが症例の関係上ちょっとできませんので、そのあたりはもう少し考える時間、余裕をいただきたいと。集約化をするところでは北部全体をみすえたことをやらないといけないとそういう風に考えているところであります。

【島田】 北部全体で選択と集中で、どっかの拠点でまわりはサテライト化して効率化をはかるということも、それから救急増床も減らしていくという。そして医療費も引き下げていくという国の方針もありますが、そのこと自身が「あそうですか」というわけにはいかない。もちろんいろんな課題があると思いますが、大学の苦労があると思うんですけども、やはり脳外科自体は全体的に不足しているわけで養成をがんばっていただかないと、これ本当に危機的な状況かどうかっておりますのでご努力いただきたいと思っております。

最後、府立医科大学附属病院の労働環境、とくに院内保育所の整備についてですね、この間、アンケート調査も実施されまして、いろいろ勉強会もされています。保育所があったら働き続けられたという看護師もいらっしゃいますし医師の確保も緊急課題です。国の予算もついて全国各地で急激に院内、学内保育所が増えております。ぜひご尽力いただきたいと思うんですが、決意と今後の取り組みについてお聞かせください。

【山崎参考人】 院内保育にかかわる関係につきましましては24年度から労使11名によるワーキンググループで勉強会をやっております。これによりましてそれぞれのアンケート調査をおこないまして、今年度その分析をしている途中でございまして。参考に申しますと希望する保育施設の場所ということで、約170名の回答者でございましたけれども自宅近くというのが100名近くございます。ただ一方職場の近隣あるいは職場内というのも三分の一程度あったように思います。そんななかで希望されるのは、早朝・延長保育。こういった特別保育を望む意見が非常に多かったということでございます。今後ですね、この勉強会の中間報告を年度内にいただきますのでそういった状況を見ながらしっかりしていきたいと思っておりますけれども、設置場所あるいは運営形態、財源こういったものも検討する課題となってきますので、そういった面もふくめまして十分検討していきたいなと思っております。

【島田】 看護師は三交代をしておりますし、日勤も残業でなかなか帰れない。地域の保育所は朝は早くから開けてくれないし夜は間に合わない。子どもが病気をしたら休んでくださいと言える十分な労働環境整備こそ大事ですが、病児保育等の要望もあります。しかも地域の保育所が満杯で育休あけるのに入れないことですね、せっかく養成した人材が定着をしない。辞めるということになるので緊急の課題だと思うんですね。ぜひ早く結論をだしていただきまして学内、あるいは大学の病院の近くにと言う要望も多いので、それで活用しやすいと思うのでご努力いただきたいと思っております。学長の決意いただけますか。

【吉川参考人】ご要望にそうようにやりたいと思っております。もちろん看護師さんとか女性の医師の離職を防ぐという非常に重要な観点ですので、われわれ重要な項目と思って取り組んでおります。期待していただけたらと思います。

【島田】きちっと本府の方も応援をいただきたいと思います。終わります。

⑥健康福祉部 2014年2月25日

西脇郁子委員

特養ホームについて

【西脇】数点お聞きをします。まず特養の問題です。現在府内の特養ホームの待機者は8817人という風にお聞きをしています。来年度2箇所90人分増設予定という計画があるんですけども、第6次京都府高齢者福祉計画では介護老人福祉施設の設置目標は平成24年度から26年度までの目標は京都市内を含め1395人。8817人と言う待機者からみるとあまりにもこの設置目標からかい離しているのではないかと考えますけど。この点についてはいかがでしょうか。

【課長】8817名の待機者というお話ですけども、京都府がつかんでおる数値といたしましては、京都府内、京都市を除く数字として3000名ほどの申込者があると認識をしております。おそらく京都市さんからの聞き取りの数字を含めて8817名とご紹介いただいたのだらうと思いますけど、必ずしも申し込みされた方イコール入所の必要な方ということではございませんので8817名を前提として整備をおこなうという考えはございません。

【西脇】府内だけでも京都市を除いて3000人ということをおっしゃったわけですけども、それでもやっぱり1395人ということではかい離があると。緊急度等々介護度が高い人だと思うんですけど、国も同じように今回の制度改悪ということで特養ホームの入所条件を「要介護度3以上」とハードルをさらに上げました。それから本来、特養への入所が必要な人を足りしているわけですけども、実は京都府自身も、26年度の政府予算への重点要望では「要介護度で一律で線引きするのではなく家族介護の有無や高齢者の日常生活での自立度など個々の申込者の実情に応じて」とはっきり明記されているわけですけども、結果的には、この設置目標だけを見ますと国と同じ姿勢、立場にたっておられるのではないかと思うんですが、この点はいかがでしょう。

【対策監】特養整備につきましては、この間鋭意努めてまいりましたけれども、結果としましてはこの数年間京都府内で3000人の横ばいが続いているというなかで、今後整備にあたりましては各市町村における入所の状況とか高齢者のニーズを把握したうえで、特養にかぎらず総合的な整備が必要と考えてございます。ご指摘の要介護の重さに関しましては、結果としまして、各施設でかねてから申し上げておりますけれども、入所判定でどうしても重介、要介護の高い方もしくは仮定の状況で介護を支えられない方、緊急度の高い方から入ってらっしゃるという実態もございますので、京都府はそういう考えかたでございまして、ただ単に

要介護度に限るのではなくて総合的に判断して入所の必要性、緊急性を判断していただくということで進めていきたいと考えております。

【西脇】残されている緊急度の京都府として低いと判断されている方でも、実際は必ずしもそうではなくて、京都府自身が国に求めておられたようなきわめて生活実態、家族の介護の状況も厳しい、ギリギリの方がやむをえず入所を希望、申し込みをしているという実態があるわけです。とりわけ、さきほども松井議員の方から紹介がありましたような透析とか難病患者さんですね、こういった方々もなかなか入所ができづらいという実態もあるかと思いますので、思い切った特養ホームの増設、生活介護の家族も含めた総合的な状況を勘案したような増設を求めておきます。よろしく申し上げます。

介護サービスの市町村移行について

それから要支援1・2の軽度者のデイサービスやヘルパーの生活支援サービスがいよいよ市町村事業に移行すると。私たちはこれは介護保険制度の改悪だと思っているわけですがけれども、その受け皿について市町村や介護事業所や関係団体からも心配の声がどこでも相次いでいると。これは京都府自身もお聞きをしておられると思います。で、ボランティアさんとか民生委員さんとか「共助」が中心だと言われてもなかなか町村、とりわけ僻地、農村部ではボランティアさんも民生委員さん自身もどんどん高齢化して、跡継ぎがないという厳しい実態があるかと思いますが、京都府の目標では「見守り・生活支援サービスの充実」とありますけれども、こういった府内の市町村の要配慮者の、高齢者の受け入れ状況は今後どうなっていくのでしょうか。そして課題はないんだとお考えになっておられるのでしょうか。

【政策監】要支援者の関係ですけれども、この間、国の意見のとりまとめがあったという状況を承知しておりますけれども、そういったサービスの見直しによりましてさらに介護度が悪化するようになりますと、元も子もないと考えてございます。ただ、このまま国の検討が進むにあたりまして、どうしても必要となりますのが、今、委員ご指摘がございましたが地域の受け皿づくりが必要で、地域によってご指摘のように格差もございまして、各市町村と相談するなかでも非常に不安を感じてらっしゃいます。私どもとして広域的な立場で、そういったボランティアの育成だとかNPOの育成だとか、場合によっては地域のネットワークづくりとか使命というか果たすべき役割があるかと思しますので、そういったところもしっかり市町村さんと意見を交換するなかで今後どのような対応が必要なのか考えてまいりたいと思います。

【西脇】あらためて京都府の方でも地域の受け皿がなかなかないと。格差があると不安に思っておられるということで、今後ボランティア、それからネットワークづくりとこれは当然なんですけれども、先ほど申し上げたように何分高齢化で、それから市町村の格差で個々の人的資源にも大きな問題があるというなかで、どうやってそういうネットワーク、ボランティア等を育成していくのか。ここが非常に不安があるところですけど、そのあたりはどういう風に考えられているのでしょうか。

【対策監】現時点で明快なお答えはしかねる部分がございますが、京都につきましてはこれまで地域力再生を通じまして、そういった取り組みが比較的進んでいる地域と考えてございますので、そうした先進的ノウハウを私どももしっかりと勉強させていただくと。あわせて今回の移行につきましては画一的にやるん

ではなくて、一定、年を追いまして段階的にすすめていくとか、場合によってはそういった NPO とかボランティアがどうしても確保出来ない場合は引き続き事業者の指定と言うスキームあるようですので、総合的に組み合わせてもっとも効果的な方法を今後検討してまいりたいと思います。

【西脇】 要支援 1・2 の軽度の方たちですね、少なくない高齢者は、軽度の認知症の方も含まれていると聞いておりますけれども、こういった人たちについて、来年度予算で市町村社協がボランティア団体等で高齢者を戸別訪問し、見守るとされているわけですね。

で市町村の社協は、これまでもたくさんの仕事を抱えておられるわけですね。地域福祉活動の拠点事業とか配食サービスとか、外出支援、権利擁護支援など多岐にわたって事業を行っておられる。その上に新たな支援事業が加わり、さらに市町村のボランティアや民生委員さんも高齢化する、なり手が無いという状況のなかで、これで本当に介護保険から外された人たちの見守りとか大事な生活支援がこれまでと同じような水準で担保されるのかということ。これがきわめて課題であり問題なんですけれど。このあたりはどうでしょうか。もう一度お答えいただきたいんですが。

【対策監】 地域における取り組みの、市町村社協さん、中心的な役割を担っていただいております。いろんな仕事がおっしゃるように、市町村社協さんについているとございますけれど、市町村社協だけで地域を支えているというわけでもございませんし、それぞれの取り組みをいかにネットワーク化しつないでいくかということで、考えてございます。今回の議会をお願いしておるなかにも地域の絆ネットの推進につきましても、数カ所分お願いをしてございますので、そういった取り組みもあわせまして地域包括ケア、まさしく地域の限られた資源を有効に活かして、いつまでも安心して住みなれた地域に住んで頂けるような郷土づくりをめざしてまいりたいと考えてございます。

【西脇】 あらためて「自助」とか「共助」とか今回は国も強調される場所ですけれども、それだけではまったく限界があるということがはっきりしているわけなんです。あらためてボランティアとか地域の絆云々ではなくて、府としての市町村まかせにしない積極的な介護難民をださないという決意のもとでの必要な支援。これは求めておきたいと思います。

それから市町村ごとにですね、見守りや生活支援サービスの提供体制でも大きな格差があると。先ほどもおっしゃったと思いますけれども、とりわけ今後いっそう地域の中での介護の拠点、要となるのが「地域包括支援センター」だと思いますが、そのあり方も市町村ごとに大きな格差があるわけですね。たとえば京丹波町ですけれども、直営は 1 箇所ですけれども、ランチが 11 箇所あるわけですね。役場の中にセンターがあり、センターの職員がモニタリングされた地域の実情を、行政政策にダイレクトに反映させ、地域の各事業所のみなさんにランチなどにつなげているとこういう風に努力されているわけなんです。そういったなかでごみ屋敷の問題などなかなか民間委託されている地域包括だけでは困難な事例などについても役場の福祉や保健部門ときちんと連携されて、問題解決まで行政が最後まで責任をもつことができるという仕組みになっているとお聞きをしております。

府内では包括支援センターは直営が 15 箇所。ほとんど市町のところですね、民間委託をされているわけですが、地域の要配慮者への適切な支援ですね。必要な支援のためには、京丹波町のような地域包括支

援センターがきちんと直営にあってこそ実態にみあった支援ができるのではないかと考えますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

【部長】 地域包括支援センターという組織はですね、本当に地域の介護の方、特にそういう認知症の方も含めて要介護含めて相談に乗る、そういう意味では重要な施設です。私どもはこういった地域包括支援センターをしっかりと支援していく必要があるということで、この間京都式の包括ケアをするなかで総合交付金を活用して支援センターの体制強化にも努めてきたわけです。今さまざまな財源を活用して支援しているのですが、一方でそういった中で強化をするには、国にしっかりと恒久的なしっかりとした基盤強化をするように要望していきます。今、支援センターが直営の方がよいのではないかとのご指摘だと思いますが、ただそれは市町村さんが決められることで、要はそういった市町村と支援センターがこういった格好でしっかりと連携できるかという、そのことが大事だと思ってまして、形よりも中身だと私は思っております。京丹波町の取り組み事例なんかを、より取り組み事例は各市町村に様々な機会を通じて、資源のない厳しいところでもしっかりとやれますということを宣伝するなかで、市町村と包括支援センターのさらなる連携強化をはかってもらえるように、それぞれの地域において独自に工夫していただいて取り組んでほしい。こんなことをしっかりと市町村に指導してまいりたいと思っています。

【西脇】 民間運営されている、たとえば京都市の場合ですけれども、地域包括支援センターが高齢者のみなさんを全戸訪問して、支援を行おうとされているわけですけれども、さきほどの大変な困難なケースの場合は、京都市からの情報提供や情報共有が難しいと。センター単独では責任が持ちきれない場合もあって、訪問活動が怖くなるというセンターの実情もお聞きをしております。

また、京都市が実施した地域包括支援センターへのアンケート調査のなかでも「地域包括支援センターにまかせきりではなく、行政や福祉事務所がもっと積極的に関わって欲しい」「各福祉事務所体制も厚くして、定期的に職員が各地域包括支援センターを巡回してほしい」と体制強化を望む声があるわけですね。これは府域の民間のセンターの場合も同様だと思うわけなんです。確かに今すぐ直営とはならないと思いますが、少なくとも、先ほど部長は「形よりも中身だ」とおっしゃいましたけれど、でも形が大事なんですよね。支援の体制、形ということでは、少なくとも今まで以上に行政と密接な情報提供や情報共有などを行えるような仕組みを作っていただきたいと思います。高齢者の実態に寄り添った支援がスムーズにつながるようにすべき。こういう支援のあり方をぜひとも府としても構築をしていただきたいと思います。求めておきたいと思います。

「認知症の人と家族の会」のみなさんが今年の12月府議会に介護保険からの要支援外しの問題についての陳情が出されております。要支援の中には認知症の人も少なからずおられるといわれているなかで、「京都式オレンジプラン」の中でも「途切れない医療と介護サービス体制を作ることによって早期から終末期まで住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現をと提唱しているが、国のやり方は京都府の認知症対策にも逆行していると厳しく指摘をされているわけです。自治体での支援のばらつきが大きいと。これでは1人暮らしで認知の人は地域で暮らしていけないではないのか。住み慣れた地域で暮らしていくということからも、今回の国の要支援はずしは大問題だと思います。当然府としても国にたいして要支援者のサービス外しを撤回す

るよう厳しく求めてほしいと思います。同時に、府として、これまでの介護保険での支援が地域に移行しても、全ての支援が必要な人が従来通りの支援が受けられるよう、自立・自助が中心ではなくまず府としての責任が果していただけよう思うわけですけれども、この点について最後決意をお聞かせください。

【対策監】 いつまでも安心して住みなれた地域で暮らせるような地域づくりにつきまして、市町村ともども府の役割を果たしながらしっかり努めていきたいと思っています。

介護職の処遇改善について

【西脇】 次、介護職の処遇改善についてお聞きをします。

介護職の平均賃金は全産業の平均と比べても月額10万円近く低く、京都市内の特養ホームでも、若い人が介護の仕事に意欲を持って入ってきてくても、給料が安い。仕事がきつく結婚もできないということで、男性の寿退職も深刻だとお聞きしました。介護・福祉の職場への就職後1年の定着について、全国的にも約3割の方がやめたとお聞きをしております。スキルアップ等で社会的地位の向上なども必要で、今回府も予算化もされておりますけれども、人出不足解消には低賃金の改善こそが極めて大きいと考えます。介護・福祉サービスの人材確保と定着のためにも介護報酬の抜本的な引き上げが必要だと刊あげますが、いかがですか。

【対策監】 介護職員の給料につきましては、かねてより言われているように、なかなか厳しい状況にあるというなかで、次期の介護報酬の見直しあたりましては、私どもいたしましても適正な配慮がなされるようにしっかりと要望してまいりたいと考えております。

【西脇】 最後ですけれども介護現場で働いておられるケアマネージャー、看護師や作業療養士、栄養士、調理師など、こういった方たちは介護報酬の加算の対象になっていないということ。これはかねてから問題になったと思うんです。私も質問させていただいたかと思うんですけど、こうした専門職のみなさんが役割を分担しながら、連携して介護にあたっておられるというんですから、処遇改善の対象にすべきと考えるんですがどうでしょうか。

【課長】 ご指摘の職種につきましてもそういった要望があるとお伺いをしているところでございますけれども、われわれとしまして実態等を含めまして十分中身を検討して必要があれば国に要望もしてまいりたいという風に考えております。

【西脇】 国は介護報酬の加算で処遇改善を行っておりますけれども、加算金という形になればサービス利用者の利用料、保険料にはねかえっておりますので、こういった利用される方にはねかえらない形に介護報酬を抜本的に増やすと。処遇改善に直接賃金アップにむすびつけるような、そういう支援のあり方で国に支援を求めていただきたいし、京都府独自にもやはりなんらかの支援を求めて、終わります。

山内佳子委員

生活保護について

【山内】 まず、最初に生活保護法についておうかがいします。舞鶴の審査請求の件です。

2012年4月9日に生活に困窮した肝硬変の患者さんMさんが、舞鶴市の福祉事務所に保護のお願いに言ったけれども、就労指導をされて何度も追い返されたという事件がありました。最後に6月に「申請をさせていただきます」の文書で申請書を提出し、6月から保護が開始になったということですが、Mさんは本来生活保護の申請の意思を示した4月9日に開始日をさかのぼるようもとめた審査請求で、知事は4月9日に申請の意思があったのかどうかについて、一切触れずに、昨年1月に請求を棄却されました。その後Mさんは厚生労働大臣に再審査請求を行いました。先日2月14日に大臣はMさんの訴えを認める裁決を行い、4月9日に口頭での申請があったことを認めました。

重大な申請権の侵害について、本来救済されなければならない京都府知事への審査請求で救済されなかったということは非常に大きな問題であったことがあらためて明らかになったと思います。今回の国の認容の裁決を受けて、これまでの京都府の生活保護行政を改めるべきだと考えますがいかがでしょうか。

【政策監】生活保護の舞鶴の件ですけれども、今回の事案につきましては舞鶴の相談対応に問題があったということで、当時すみやかに特別監査を行いまして相談体制につきまして厳しく指導させていただきまして、くれぐれも申請権の侵害がおきないようにとさしていただきました。今、ご指摘がありましたのは、その指摘を受けましてどの段階から生活保護を開始をするのかというご指摘だと思いますが、私ども最初に特別監査などを通じまして、やはり生活保護の申請意思を有している者につきましては、一定の確認が必要だろうという判断で行いまして、当時平成20年の6月21日に舞鶴市に対して申請書が提出された時点を持ちまして、市が受理したのを受けまして保護の開始が適当であろうという判断をさせていただきました。それにたいしまして、ご本人さんから再度、国に対して京都府の判断に不服があるということで審査請求されまして、さきほどご紹介の通り今年の2月14日付で国の方が、最初の市の福祉事務所に面談がございました24年の4月9日時点の申請開始が適当であろうというご判断をされたところでございます。今回の件につきまして私どもも裁決書をよく読む中で、最初の相談時に生活保護の申請の意思がなかったとは言い切れないという微妙な判断の下に国の方から推定も含めて、今回4月9日という判断がなされたという考えでございまして、最初の段階からやはり明確に申請の確認ができなかったということに対して私どもがそこまで至らなかったということにつきましては、反省をしているところでございます。こういうことがないように府内の福祉事務所にたいしまして面接記録票に申請の意思の有無欄を設けるなどの改善措置をしてございます。今回の採決を踏まえまして申請意思をよりていねいに確実にするように各福祉事務所に対しまして、再度徹底をしてみたいと考えております。

【山内】これまでですが委員会でもこの問題をずいぶん取り上げてまいりましたが、「求職者支援制度や貸付制度など、さまざまな制度があるけれども、生活保護に先立って、そういった制度が利用できる場合には、そちらを優先し、ほかの制度が利用できない場合、生活保護の適用」。当時の福祉援護課長がこういう趣旨の発言をされていますし、一昨年7月には部長は「生活福祉資金は、総合資金という格好で非常に借りやすい制度、直ちに生活保護イコールということではなく」と述べられました。こういう本来、要保護性がある人についてですが、生活福祉資金を貸し付けるというようなことが実際には舞鶴でも行われたわけで、こうい

う認識は生活保護を受ける前に生活福祉資金を勧めたり、就労指導して追い返す元になっていると考えますが、いかがでしょうか。

【対策監】 さきほど申し上げましたように、やはり相談段階できっちり確認するということが基本だろうと思ってございまして、その旨徹底していきたいと思えます。が相談者によりまして、いろんなお悩みのなかで迷ってられるケースもございますので、私どもは利用できる制度につきましては、けっして申請権の侵害にならないということが前提でございますけれども、他制度の利用につきましてもご本人の御相談におうじて適切に情報提供できるように、ひきつづき対応してまいりたいと考えております。

【山内】 今回の厚生労働大臣の裁決は、生活保護の申請について、口頭で生活保護を申請したんだという判断をされているんですね。そういう点で2012年の7月3日の府民厚生常任委員会で当時の課長は、「うちは文書での申請をお願いをしている」とおっしゃいました。部長は「うちは文書主義だ」とこういうふうにもおっしゃって、口頭での申請を認めないという答弁もされています。そういう点ではそこはあらためるべきだと考えますが、いかがですか。

【対策監】 われわれとしましては、やはり申請意思の確認をきっちりとしたと考えておりますが、今回の国の裁決を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

【山内】 文書主義を改めるということですね。

【対策監】 やはり文書であればあるだけ私どもはありがたいと考えておりますけれども、さきほど申しましたように、すでに面談時に確認の欄を設けるなどの徹底もしてございますので、そういった仕組みを活用しまして適応したいと考えております。

【山内】 これまで裁判になれば、口頭での申請が認められて全部裁判でそういう問題も解決済みで今回は厚生労働大臣への再審査請求への場で口頭での申請も認められているわけです。ですから、その文書で確認というのはもちろん、私たちが文書だしたほうがいいよと言います。なんらかの文書を。それはあとで争いになったときに、もし確認するものがなかったときに証拠になるから、なにか出した方がいいよと言いますけれども。ただ私たちの手の届かないところで多くの方々が苦しんでいるという点でみればですよ。もちろん申請意思の確認を設けることは当然ですけど、文書主義ということ撤回していただきたいと思うんです。生活保護法が改悪されて今年の7月から法が施行されるわけですけども、申請権については昨年12月の国会で厚生労働大臣が「申請権保護の原則」は変えておらず口頭での申請を認めること、それから書類が整わなくても申請を行った時点で要保護性があれば保護開始時にさかのぼって、その時点で請求があったとみなす。こういうことを国は認めています。これはぜひ府内の自治体に徹底をしていただきたいという風に思うんですがいかがでしょうか。

【課長】 口頭での生活保護の申請につきましては、当然以前から駄目だといっているわけではございません。そういう口頭申請があった場合には国の方の問答集等も出ておりますけれども、実施機関が必要事項を聞き取って、書面にその内容を本人に説明して署名捺印を求めるなど、申請行為をやっぱり客観的にあったということを明らかにしておく必要があるんだという国の説明もございます。そういうことで対応するようにと、

今までも徹底しております。さきほど委員のほうから指摘がありました国の方からの考えかたも以前から変えていないということをごさいます、今後もそういうことは徹底してまいりたいと思っております。

【山内】 確かに一昨年の特別監査で指摘されてね。さすが京都府やなあと思ったんですけども、その割に審査請求を棄却する。審査請求の中身があまりにもお粗末だったと思うんですが、同時に昨年 12 月の国会答弁で扶養義務についても改悪生活保護法のなかでかなり厳しくなるということが言われていたんですが、ただ扶養義務は保護の要件ではないということで。扶養紹介をすることが不適當な場合は必ずしも扶養紹介をしない場合もあるということ厚生労働大臣が答弁をしていますが、そこも確認しておきたいと思います。

【課長】 扶養義務の調査につきましても、委員おっしゃったように国のほうも以前と考え方は基本的に変わっていないということをごさいます。わたくしどもとしましては、今までと一緒になんですけど、保護受給者の方から扶養義務者の職業とか生活歴等を聞き取ったうえで扶養が可能と認められる場合には調査をおこなうように福祉事務所の指示をしております。ただ扶養の可否についてはいろいろとご事情があるということですので、職業、収入だけでなかなか判断できないということでありまして、夫婦、親子の関係にあるもので扶養が期待であろうというものが管内における場合は実地調査をするようにということで申しております。いずれにしても扶養を求めるにあたっては、真に保護が必要な人が保護を受けられないということがないように、また家族関係の悪化につながらないような特段の配慮しながら行っていただきたいと指導しているところでございます。

児童相談所の職員体制

【山内】 ぜひそこは徹底をしていただきたいと思っております。次に児童相談所の職員体制についてですが、相談所の相談件数の推移について、この間相談件数が増えていると思うんですが、どのように把握されていますか、うかがいます。

【政策監】 相談件数全体は手元に持ち合わせていないのですが、虐待の相談件数についてでございますが、昨年度末で 732 件、対前年比約 18%の増加となっております。今年度上半期ですでに昨年度の半数を上回っている状況でございますので、虐待通告につきましては右肩上がりという形で増加しているものと思っております。

【山内】 深刻な実態があると思うんですが、この間、職員体制は一定増員をして充実をしてこられたと思うんですが、これで十分なのかどうかということで認識をうかがいたいんです。

【政策監】 児童相談所における職員体制でございますけれども、児童虐待につきましては平成 16 年度から市町村と通告という形で連携しながら取り組みをすすめています。平成 18 年の長岡京市の事案を含めまして、自動装弾所ならびに保健所に児童福祉員を配置するなど増員に努めてきたというのが今の状態でございます。今回の増加をしております一因として、いわゆる DV の同居家庭の子どもさん、心理的虐待が大変多いということからも含めまして、体制も含めまして市町村と連携しながら対応していくということが大変重要であるという認識をしております。一方で虐待そのものについては大変重篤な事案というのも他府県等々で

あるところがございますので、今後とも児童相談所の職員の質の向上も含めまして体制の強化をはかってまいりたいという風に考えております。

【山内】 昨年3月に報告されている、児童相談所業務専門委員会の助言取りまとめの中で「個別ケース検討会議出席などの市町村支援を行う上で、職員体制が制約となっているのならば、体制の見直しが必要だ」という指摘がされていたり、今、保健所のことをお話になられましたけれども、

保健所に専任職員を置いておられますが、「虐待対応以外の業務に従事する必要もあり、児童相談所の会議に出席できないなど、活動が制限される状況もある」という指摘です。市町村との連携ですけれども、同じく取りまとめのなかで、市町村のなかで相談員としての経験年数を蓄積することがなかなか難しいという指摘もあって、宇治市、長岡京市、綾部市に調査に入っていますが、3市の中で相談員としての経験年数が10年を超える職員はいなくて、5年以上を超えるものが2名で、そういう点ではまだまだ京都府の果たす役割は大きいと思います。指摘しておきますが、ある相談所では毎日22時まで残業し、土日も休みなし。こうした状況をぜひ改善する必要があると思います。これは要望して終わります。

島田敬子委員

総合医確保問題

【島田】 3点うかがいます。まず午前中の審議で介護基盤の課題でルル議論がありました。特養待機者問題は爆発寸前という発言もありましたけれども、特養待機者8000人の実態について「真に必要な方は8000人もいないのだ」というような認識も示されました。特養ホームに入れずに病院、あるいは老人保健施設、療養病床、転々としている現状。そうしたみなさんの苦勞、苦しみがほんとうにわかっていないなあといわなければなりません。特養ホームの建設はずっと抑制をされてきたし、かわりにサービス付き高齢者住宅などがどんどん作られて在宅の流れが強まっている。しかしここを利用するには10万、20万というお金がなければ利用も出来ないことですし。病院はベッドを減らして地域医療機関のさらなる再編も進められております。病床不足地域である丹後、南丹、中丹。ここで新しい京都府の保健医療計画はベッド数、一般病床、療養病床を削減する計画もつくってありましてね。これは大変問題であると厳しく指摘をしておきたいと思います。特養待機者の中の人工透析や難病患者等の介護施設受け入れ問題も話がありました。私の方からもぜひこれは調査もしていただいてなかなか入れずに、病院を転々とされておられます。ぜひ対策の強化を求めておきたいと思います。

質問に入りますが、一点は総合医師確保対策。とりわけ、地域偏在と診療科偏在の問題についてうかがいたいと思います。地域の産婦人科医、小児科医の確保が大変、困難な状況になっておりますが、地域産科医確保に対する支援事業9521万円については、どういう取り組みをされているのか、成果はどうか。それから小児科医師、産婦人科医師確保のためのプロジェクト加算が第二日赤等が受けてやっておられますが、これらは事業はどのような事業を効果をして進められておられるのかお聞かせください。

【課長】 産科・小児科医の確保事業でございますけれども各病院で産科等の当直、分娩等に携われた場合について手当を支給するという仕組みでございます。今年度も多くの病院でやっていただくということで予

算を確保しているところでございます。また今おっしゃられた産科・小児科プロジェクト加算というのはいわゆる臨床研修医の小児科プログラムでございます。臨床研修の中で産科、小児科を目指す医師のために特別の、一般のローテーションとは別に産科・小児科を重点的に研修できるようなプログラムをするということで京都大学さんと第二日赤さんでプログラムをしていただいているというところでございます。

【島田】 それと北部枠で今後毎年7人府立医科大学の方から輩出されるということで期待が高まっておりますけれども、これは診療科はどういうことになっているのか。総合診療医が中心なのかお聞かせください。

【対策監】 ドクターの診療科の選択についてはまだ決定はしておりませんが、地域の求められる総合診療等を中心にした診療科が中心になっていくという風に考えております。

【島田】 産科・小児科医の確保の問題で本当に重大だと思ふんですね。京都府の周産期医療センター北部センターの舞鶴医療センターは未だに産婦人科医師が確保できない。綾部市民病院では産科のお医者さんがいなくなってお産ができていない。丹後の弥栄病院は小児科のお医者さんがいないために難しいお産ができない状況になっているとうかがっております。そこで京都府の保健医療計画でも産科の問題について、産婦人科は全国平均を下回る医療機関、残る4つを29年までに上回る医療圏にしたいという目標も掲げておられます。4年間しかありませんけれども、どういう進捗状況かお聞かせください。あわせて小児科においても全国平均を下回る医療圏について29年までには全国平均以上となるように取り組んでいただけますがあわせてお聞かせください。

【副部長】 産科医師の確保でございますけれども、特に北部の方でご指摘があったところでございますが舞鶴医療センター、これサブセンター、綾部の方も産科医の確保が難儀となっておりますけれども、北部医療センターからの支援という形で府立医大の産科の教室を経由しまして、また現在府立医大の産科の教室の大学院生とかそういったものが増えておりますので大学と連携して確実な産科医の配置に努めていきたいと思っております。さきほど課長からご説明しました産科支援プログラム、府立医大につきましても実施しておりますのであわせてお答えさせていただきます。

【島田】 現場は本当に喫緊の課題でございまして、具体的に数字でこの4月、長年の課題の病院もあるんですが、支援を受けてどのように体制が充実されるのか、決まっている分だけでも教えていただけますか。

【副部長】 産科医等の確保につきましては、たとえば自治医科大学等の実習を終えた者を産科の教室に入局させるとか、小児科医につきましても自治体以外で奨学金をご利用いただいた方、そういった方を丹後の病院に派遣するとか、そういった取り組みを進めているところでございます。

【島田】 なので、29年をめざして全圏域で配置をするという大きな目標があって、具体的に北部の周産期医療センターであると舞鶴医療センターの確保、綾部市民病院、さらに小児科問題では公立南丹病院も第二次の周産期医療の施設でありながら大変な状況であると聞いている、そういうところですね、現場は喫緊ですので支援をされているというなら、この新年度の体制でどこが充実されるのか、これを具体的にお教えいただきたいし、29年度目標達成までの展望といたしますか、そこらをお聞きをしているわけです。

【副部長】 医局の人事等ございますので4月にこうなるとは申し上げられませんが、府立医大の関係教室と連携しまして、また京都府の奨学金とか、自治医大の先生方、そういったことの配置のなかでトータルに進めていきたいと思っております。

【島田】 数が出てこないわけですけども、地域医療支援センターを作って、オール京都でというわけですが、本当に府立医大まかせにならないように京大等も、あるいは本当にすべての医療機関等との連携をさらに強化をして取り組む必要があると思っております。山城北医療圏の男山病院の輪番制参加するというところで喜んでいるわけですけど、これはお医者さん、小児科医師の確保はどのように確保されるのですか。

【課長】 男山病院さんの輪番制参加は現在協議をしているところでございます。男山病院さんで独自に各大学等を要請をされまして、また公募をされて現在小児科医の募集をされているところでございます。

【島田】 わかりました。府域の均衡ある発展がずいぶん議論になりました。地域に住み続けるには、医療基盤をしっかり整える必要があるという風に思っています。市町村合併をされた新大江病院は指定管理者になって、合併前4人の常勤医師だったのに、これが減っていきまして入院患者の抑制、外来診療の縮小で病院経営が危ぶまれることになって、福知山市民病院の直営、そして分院と言う形になるという風にかがっております。直営になるのはいいんですが、問題は一つの自治体に二つの病院はいらないということで、大江病院のお医者さんが引き揚げられるということになりますと、入院の機能がなくなるという危惧を現地は感じておられるわけです。さらに医師不足が経営を圧迫して、洛東病院の場合はそうそうにひきあげられてあつと言う間につぶされましたけれども、先日府立医科大学の学長答弁で脳外科の医療体制の集約化を進める方向も言明をされました。なので非常に危惧しています。新大江病院、綾部市民病院、今後へたをすれば丹後と中丹の医療圏の広域化で周辺の医療機関がサテライト化をされるのではないかという懸念ももっておりますが、この新大江病院問題、綾部市立病院の今後の方向、現地の状況も含めてどのようにつかんでおられますか。

【副部長】 新大江病院でございますけれども、まだ正式な報告を受け取っておりませんが、現在の機能を維持するというところで、福知山市民病院がそのバックアップを行う等お聞きしております。

【島田】 要は医師なんですね。お医者さんの派遣をしっかりやっていただいてぜひ機能が後退しないようにご努力をいただきたいと思います。総務省が新たな自治体病院の再編成のガイドラインを作ろうとされております。目的は医療費抑制のためですね。昨年12月20日の規制改革会議での議論、さらに、12月19日の社会保障審議会医療部会、この議論で、次期通常国会に医療法等改正法案を提出されるということで、都道府県には「病床機能報告書」の提出を求める制度構築と医療機関同士の役割分担、連携へ誘導し、地域医療機関を再編する。先ほど申し上げましたように二次医療圏の範囲が時間・距離という尺度で見直す。便利な高速道路ができて距離は短くなったと。時間が短縮されたというのは言い分で集約をしていくとなると、現在の丹後、中丹、南丹等の医療過疎の問題が本当に解決できるのかということをお危惧しているわけです。広がった医療圏のなかで脳外科の手術はこっち、心臓はこっち。結局ネットワークで効率的にやれと。医療提供体制の選択と集中が進むとあっという間に困難な状況にある府南部、府北部の地域が安心して住んでおられないという。そういう地域になるということで懸念をしております。地域医療ビジョンを京都府も策定するとい

うようなことになっておりますが、現段階の認識あるいは国にたいしてはどのような発言をされているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

【部長】 地域医療ビジョンでございますが、国はそういった方向を示しておりますけれども、まだ中身につきましては私ども具体的に示してもらっておりませんので。ただ私どもは国に対しましては、これまでから二次医療圏で完結できるよう要請してまいりまして、医師の不足と言うのは全国的ですが、もちろん京都府北部地域、南部地域においても医師が不足している。これにつきましてはしっかりと医科大学等々と連携して医師確保するなかで二次医療圏でしっかり完結する医療を作っていく。そういうなかで今後、国の方向も含めて十分に府県として言うべきことは言っていきたい。こういう風に思っております。

【島田】 大変重大な医療法等の改正法案が提出されようとしておりますので、本当に二次医療圏で完結する医療体制を目指してご努力していただきたいと思っております。そういうことで研修医定員上限枠に関する京都府立医科大学を設置する京都での別枠加算の要望もされて、若干すこしメドがたったようではありますが、診療科偏在の問題等、国に対して要望もあげていただきたいと思っております。現実にお医者さんの確保状況について、産科、小児科等も含めまして診療科偏在は残念ながらいろいろご努力をいただいているが進んでいない状況もあると思っておりますので、引き続きオール京都の体制でがんばっていただくように求めたいと。要望をしておきたいと思っております。

重度心身障害者ショートステイ受け入れについて

最後に重度心身障害者ショートステイ受け入れ体制整備事業についてです。北部医療センターも予算がついたということを文化環境部でおききしたんですが、検討はこれからと具体的返答はございませんでした。これ開設の時期ですね、それから 785 万円の予算の内訳、今のところ弥栄病院とか久美浜病院などどういう病院が手をあげようとしているのか教えてください。

【課長】 予算の内訳でございますけれども、まず北部医療センターにたいして必要な機器、たとえば、人口呼吸器などそういった機器の整備する予算として 560 万円、残りの 225 万円はショートステイを利用される場合に重身のお子さんでありますとヘルパーさんですとか、そういう形で手厚いフォローが必要になってきますのでそういう予算 225 万円という形で予算を確保しております。時期でございますけれども、私どもは今予算をお願いしておるところでございますけれども、仮に予算成立した場合には出来る限り速やかに実施をしていきたいと思っておりますけれども、やはり市町村との協力、それから保健所の体制の整備のことがありますけれども、できるかぎり早急に対応できるように。何月からといとはなかなか申し上げることができませんけれども予算成立後すみやかに実施をできるようにしていきたいと思っております。それから各病院さんの状況でございますけれども、

ちょうど北部の各市町にはこういう事業をやりたいという風に現代会の検討状況を一度ご説明を申し上げておりますけれども、個々の病院さんから具体的な紹介が来ているという段階ではございません。実際の事業の実施にあたりましては、またあらためて北部の市町、保健所等にも説明をしていき円滑な事業の遂行に努めていきたいと考えてございます。

【島田】期待の大きい事業でもありますので、早期の着手お願いしたいと思います。医療型短期入所事業の指定を受けている医療機関。それだけ最後にお聞きをして質問を終わりたいと思います。

【課長】現在の医療型の短期入所の指定を受けているのは府内に5カ所ございます。舞鶴子ども療育センター、花の木医療福祉センター、麦の穂学園、聖ヨゼフ整肢園、南京都病院とこの五カ所でございます。ここで医療型の短期入所の指定をうけているという状況でございます。

⑦人事委員会・監査委員 2014年2月25日

人事委員会

加味根史朗委員

時間外勤務等の実態について

【加味根】人事委員会は京都府職員に対する労働基準監督権限を持つ機関として役割を果たしておられると思います。その角度から質問したいんですけども、昨年11月に人事委員会が発表しました時間外勤務等の実態把握にかかわるアンケート調査結果、これ分析されておられると思うんですけど、どういう問題点を感じておられるのか、どういう対応をしておられるのかお聞きしたいと思います。

【局長】時間外勤務につきましては必要な場合に所属長の事前命令、あるいは修正命令にもとづいて行われるべきものでございますけれども、昨年の夏に任命権者におきまして行われましたアンケートの結果一部に事前命令、修正命令などの勤務時間管理が、不十分ではないかとおもわれるケースも見受けられたところでございます。この点につきましては任命権者におきましても再度各所属長や職員一人一人にたいして事前命令、修正命令の手続きなど勤務時間管理の意識を徹底をされたという風に聞いておるところでございます。私どもといたしましても各地域機関、本庁の機関等に事業量調査と言う形で一定抽出でございましてけれども、出向いてそれぞれ所属の勤務の状況、職員の状況など調査をおこなっておるところでございます。こういった場でも先ほどのアンケートのことなども念頭におきまして、各所属長に対して勤務時間の管理、事前命令等の手続き、まあこういったことを徹底をするように強く指導もしておるところでございます。

【加味根】この調査結果を見させていただきまして、今もありましたけれども、時間外勤務が1時間から2時間など短時間の場合に修正命令、事前命令も行われていない。こういう人が149人の職員から訴えがあったと。20時、21時など一定の時刻に達しなかった場合に修正命令が行われていない。これ58人、という風にかかなりの規模でそういう実態が起っているということなんですが、この事実というのは労働基準法で言えば違法にあたると思うんですが、どういう風に判断をされておられますか。

【局長】時間外につきましては、その必要性を上司が本人から状況も確認をして把握をして必要と判断した場合に時間外を命じる、というのが筋でございますので、そういった時間外の確認をして時間外命令をきっちり行っていくべきものであろうかと思えます。なかにそういった意思疎通なりが十分に出来ていないと

いうケースがあったのかもしれませんが、基本的に、なんといいいますか、その必要性を上司が判断をするというのが前提になるものでございますので、そういったところをしっかりと行っていくように、これは任命権者に人事委員会からも申しておるところでございます。

【加味根】 今、わたしがあげた事例については違法行為にあたるという風には言い切れないということでしょうか。どういう場合、違法行為となるのでしょうか。

【局長】 事実関係がそのアンケートだけでただちにわかるというわけではございませんので、私ども聞いておりますのも任命権者側でその後、各職員一人ひとりに所属において確認を行って、必要なものはちゃんと事後的にも手続きをとって時間外の手当の支給などもおこなっていく、という形をとっておられるということでございますので、先ほどおっしゃった点が実態としてどのようなものであったかは、はっきりとはわかりませんが、直ちに違法といえるものではないかもしれません。

【加味根】 こういう場合に実際には残業代が支払われていないということがあるとすれば、やはり違法行為と言わざるをえないと思います。所属長が認識をしていない場合があるという風なんですけど、職員も申し出ない理由について回答しておりますけれども、「申し出ても時間外勤務として反映されないから」だとか 66 人の方が言っておられる。「申し出ると所属長に快く思われない」または「叱責されるから」51 人。「時間外勤務を行わないようにと言われており申し出にくい職場の雰囲気がある」。これ 101 人。そもそも職員の方から仕事があって残業をしなければならぬと思うので、申し出たいと思っているが申し出られない。こういう雰囲気、状況があるということであれば、これは問題だと思うんですね。所属長としての認識が、やはり問われることであって、こういう事態が現に蔓延していると言ったら言い過ぎかもしれませんが、広く府庁の中に存在しているのではないかという疑問をもたざるをえないんですけれども、そういう点では所属長のこの認識に対するしっかりとした指導、これは人事委員会としてもしっかりと行う必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、そういう指導はなさっておられるでしょうか。

【局長】 先ほどの点につきましては、やはり所属長の認識もしっかり時間外の手続き等について持っていたいただくことも必要でございます。また職員の方も必要な場合にはしっかりと申し出も行うと。そのうえで所属長の判断を受ける。ということも必要であろうかと思えます。で、所属長の認識に関しましては先ほども申し上げましたように、私どもも各所属にたいして、調査を行った際、所属長にその旨をしっかりと指導もさせていただいております。また勤務条件等の講習会も開催をいたしております。こういったところで管理・監督者を集めた場でも時間外を含めた勤務時間管理の必要性、重要性についてその旨の指導をしてきておるところでございます。今後もこういった点は非常に重要な点であると考えますので、指導はしっかりとおこなっていきたいと考えております。

【加味根】 指導を徹底していただきたいと思えます。最後に時間外勤務時間の管理をしっかりとやれる仕組みをつくるということが求められておりますけれども、このアンケート調査でも「タイムカードを導入して時間管理を行ってはどうか」と思っておられる方が 662 人と一番多い要望となっておりますが、この点はいかがなのか、これだけ聞いて終わります。

【局長】具体的な勤務時間の管理に関しましては、任命権者におきまして今、検討もいただいておりますし、指導もしていただいております。今後こういった形の管理をしていくのかということにつきましても、任命権者におきましても検討はなされていかれるものだろうと思います。私のほうも適正な時間の管理というのがおこなわれるように任命権者に要請等はおこなっていきたいと思っております。

監査委員

加味根史朗委員

公契約大綱の厳正な執行について

【加味根】指摘し要望しというお話がありました。京都府の行政運営が校正にかつ厳正に執行されているか。これが監査をする役割かと思えます。ひとつお聞きをしたいのは公契約大綱というあり方を 24 年の 5 月に決めましたが、府内企業にできるだけ発注しようと。これを原則にすると、など決めたわけですけど、これが厳正に執行されているのかどうかと、こういう観点は公契約大綱制定以降、監査の一つの柱になっているんでしょうか。その点お聞きしたいんですが。

【局長】公契約大綱の関係でございますけど、この大綱は平成 24 年 5 月に制定されております。その年の 9 月に公契約大綱を具体化した元請・下請指針というのが制定されております。私ども定期監査とか別途抽出した工事監査の中で、この京都府が定めました公契約大綱なり元請・下請指針の規定が実効性あるように運用されているかどうかということについては、しっかり監査方針のなかに入れて監査をしております。

【加味根】そうしましたら平成 24 年度、あるいは 25 年度、公契約大綱に基づいて各部局が府内事業者を優先といいますか、発注を原則にという方向で事業が行われたかどうか。この評価はいかがでしょうか。

【局長】公契約大綱につきましては、公正な競争と地域経済に対する配慮というような観点が盛り込まれています。そういうなかで私どもこの間、この公契約大綱が適応される工事 110 件から 120 件の監査をしてまいりました。だいたい抽出率でいいますと 20%程度になるわけですが、そういうわけでこの元請・下請指針に定められております重層下請の関係でありますとか、あるいは今ご指摘のあった府外下請に関する関係でありますとか、そういうものも調査しております。ちなみに重層下請につきましては、該当する工事が 6 件ございまして、そのうち 2 件の不備について私どもとして意見をいわさせていただきました。府外下請の関係では 46 件が該当してございまして、このうち 4 件の不備が確認されておりますので、これについても同じように監査として注意を申し上げたというような状況でございます。

【加味根】その 4 件の不備の内容についてさしさわりのない限りご説明ねがいたいんですが。

【局長】重層下請 2 件の関係でございますけれども、これは重層下請の理由書、それから賃金台帳、こういったものを指針の中で提出を受けるようにと規定になっておりますけれども、それがもれておったということでございます。府外下請につきましては、府外下請を選定する場合に理由書の提出が必要となっておりますけれども、これがもれておったということでございます。ただ状況を詳しくみますと、ひとつぐらいの企業でもれておったということで、そのほかにも訂正が必要だった下請企業がいくつかございますけれど

も、そういったものについては提出をされておった。事務的なミスでごく部分的にそういう必要な処理がもれておったというようなことでございます。

【加味根】官公需の契約実績を全部局別に集計をしているのが商工労働部ですけれども、24年度の資料を見ますと府内事業者向けの発注率が75.1%。中小企業向けというのは大綱には規定されてませんが、76.1%ということで、平成22年度の資料と比べますと府内向けは80.3%から75.1%と後退しております。大綱ができておるにもかかわらず値が下がっている状況があります。こういう全体の状況はそんな風に評価されるでしょうか。

【局長】私ども監査といたしまして、そういう発注状況全体について意見を申し述べるのはなかなか難しいのですけれども、少なくともその府外下請の選定理由書、私ども監査も拝見させてもらっています。そういう中で、たとえば広報の特殊性があっても府外の業者でないにだめであるとか、あるいは非常に緊急に対応しなければならないので府内の業者さんではちょっと難しいのだというようなことがいろいろございまして、私どもがそういった提出されました理由書を拝見しているかぎりでは概ね妥当なんではないのかというような印象を持っております。

【加味根】この公契約大綱に基づいて公正な競争なり府内事業者の育成なりという新たな方向が打ち出されて、それが府政の一つの柱になっているということでありまして、これに基づいてその方向に向かって事業が執行されているのかどうか、そういう点を監査委員の方でもさらにチェックもしていただいて是正すべきは是正するというところで臨んでいただきますように要望いたしましたし終わります。

⑧警察本部 2014年2月26日

浜田良之委員

サイバー空間安全対策強化費について

【浜田】サイバー空間安全対策強化費についてですけれども、そのなかのサイバー補導強化費のなかのサイバーパトロールについてお聞きします。これは各都道府県警が民間人に委託するサイバーパトロールのことをだと思ふんですけど、サイバーパトロールという用語はインターネット上の違法有害情報チェックを行うとなっていますけど、本府の場合、インターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールで発見し児童と接触して補導するサイバー補導を実施という風にありますけれども、このサイバー補導を実施するのは警察官なのか民間人に委嘱するのか。また対象は児童に限るということなのか、お聞きしたいです。

【次長】サイバー補導に関しましては援助交際等を求める不適切な書き込みをしている児童を早期に発見して保護するものでございます。非常に専門的な業務を伴いますし、また少年の特性とも配慮する必要がありますので、専門的な知識を擁する警察本部の警察官が実施をしております。

【浜田】わかりました。そのサイバーパトロールを行う際にですね、プライバシーの侵害だとか個人情報の漏えいなどの心配はないのか、その点はどのように担保されるのかお聞きしたいです。

【次長】サイバーパトロールは児童等がコミュニティサイトと呼ばれる、これは誰もが書き込みができる、誰もが見られる。そういった掲示板に書き込みをしているものを発見して補導するものでございます。ということでプライバシーの侵害等に当たるものではないと考えております。

【浜田】わかりました。次に犯罪・災害画像通報システム構築費が新たに計上されていますが、警察本部の110番指令センターに画像通報を受信する専用システムを整備するとともに、被害者に必要に応じて画像送信を依頼する。コンビニや自治会役員に犯罪や災害発生時における画像送信を依頼するとされまして、これ一般人に依頼するということになり、この点でも個人のプライバシーの侵害の問題だとか肖像権の侵害のほかにつながる恐れはないのか。その点はどうか担保されるのかお聞きします。

【地域部長】まずこのシステムについてですが、犯罪の被害者、目撃者、それから災害の被災者、目撃者、こういった方から110番を受けた際に必要に応じて目撃者から携帯のカメラなどでその犯人とか現場の状況を撮影していただいて、その画像を110番センターに通報していただくということを依頼するものです。実際に、前もってお願いしてますQRコードというところから取り込んだアドレス、または110番指令センターからお願いしますと教示したメールアドレスによって撮影した画像を添付して110番してもらうことなんですけど、実際に事件の状況とか犯人の画像、それから実際に器物損壊している状況、こういったところについての実際の現場の状況の画像を送っていただくということで、まったく関係のない人の画像を送ってくるということではありません。そういったところについては十分相手方と連携をとりながら対応しておりますので肖像権という問題では生じないということです。

【浜田】ただ、これは民間のまったく素人の方に依頼をするわけで、そういう人たちがその場でね、これはまちがいなく事件に関わることだと判断できるかどうかという問題もありますし、その点では今のご答弁では、ほんまに大丈夫なのかと不安を感じるのですが、もう少し担保される保証はないんですか。

【地域部長】一般の方でもたとえば犯人であれば十分、現行的なものですので犯人とわかる程度の画像ですので、その点につきましては特に問題ないと。

【浜田】初めてやられる事業なので、そういうことが起らないように慎重にやっていただきたいように思います。

京都府迷惑行為防止条例改正について

最後に京都府迷惑行為防止条例の一部を変える条例案についてですが、パブリックコメントを見せただけでしたが、意見に対する警察本部の考え方のなかで条例第10条の適用上の留意として規定されているとおり、「条例の適用にあたっては府民の権利を不当に侵害するよう留意し適例に運用します」というのがありました。この条例第9条を見ますと「この条例の適用にあたっては府民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」と規定されておりますけれども、留意するとは具体的にどういう風に留意されるのか。具体性に欠けていると思うので、教えてほしいのですが。

【次長】 今回の規制のなかにおきましても、対象の場所を公衆の目に触れる場所に拡大するという風に、これまでよりも規制の対象が広がってきております。そうしますと当然、関係者のプライバシーにふれたり、いろいろな被迷惑者の関係もあります。そうしたことも踏まえまして、条例の適応にあたりましては、たとえばまず被迷惑者の意向をはっきり確認をする。あるいは盗撮行為の悪質性であるとか公衆にたいする迷惑性であるとか、そういうものをきちんと判断をして、より慎重に運用をしてみたいと考えております。

【浜田】 今回の改正で、特に学校の教室、職場等の公衆の目にふれるような場所においても下着等の盗撮行為を規制するとなっていますけれども、もちろん盗撮行為は絶対許されるものではありませんし、厳しく規制すべきだと思うんですけど、特に学校の現場で学校行事のスナップ写真を撮影する行為なども委縮するのではないかという不安の声も出ています。そこで確認なんですけれども、今回の改正はあくまで、これまででは軽犯罪法でしか処罰できなかった学校や職場などの盗撮行為を、この迷惑行為防止条例の対象にすることによって処罰を重くして規制を強化することが目的なんだという理解でいいのかどうか、確認したいと思います。

【次長】 今回の改正はこれまで学校の教室などのように、盗撮行為が行われていても適用できなかった部分に手当を行うものでございます。したがって一般の写真撮影等のようなものは、公衆に周知をさせたり不安や嫌悪を覚えさせるものではございませんので、またみだりにもあたりませんので、そういうものは適応の対象外と考えております。

【浜田】 今日私が質問させてもらったものは新しい事業とあって、いろいろ不安な点がありましたので質問しました。ありがとうございました。

西脇郁子委員

府民公募型の信号整備について

【西脇】 まず25年度府民公募型での信号機整備事業についてお聞きします。信号機の新設は22カ所とお聞きしておりますが、そのうち京都市内分は何カ所でしょうか。それと府民公募型には何カ所申請があり、そのうち採択されなかったカ所の理由の主なものは何かということをお願いします。わからなければ後日資料請求させていただきます。公募型ですけれども、採用されなかった理由ですね。22カ所以外でたくさんあるかとおもいますが、その主な理由についてお聞かせください。

【部長】 採用されなかった理由で最も多いのは構造上の問題がある場所でございます。

【西脇】 府民公募型事業の予算ですけれども、25年度3億円、今年度が22億5000万円ということで、5000万円も削減されておりますけれども、その削減の主な理由とは要望が減ったということでしたけれども、横断歩道とか信号とか、その他安全に関わる要望はまだまだ潜在的に多いかと思うんですね。で、府民公募そのものが啓発の関係でも交通対策上でも使えるということが、府民のみなさんまだまだご存じないかと思うんですね。もっと府民のみなさんにこのことを周知することが必要だと思いますけれども、そのことについてはどうでしょうか。

【部長】 府民公募型事業そのものは知事部局の建設交通部の枠組みの中で、私ども公安委員会の予算もちょうだいさせていただいているところでもあります。府民にもっともっとですね、周知をはかるためにホームページも公開させていただいておりますし、警察しましても各警察署の方で住民にですね、広報をしているところでもあります。

下京区七条月読町の信号設置要望

【西脇】 ぜひとも周知の方をよろしくお願ひしたいと思います。最後ですけれども、私の地元・下京区なんですが、かねてから極めて交通事故が多発をしていると問題となっております七条の月読町。このあたりパチンコ屋さんがあるんですがその前をですね、南北に横断される方が相次ぐと。すぐ近くに信号があるにもかかわらず、やはり高齢者の方ですね、自転車の方もどうしてもそこを通られてしまうということで事故が多いということで、地元のみなさんはかねてから、連合自治会もそうですけれども交対協とか老人会、地元の町内会のみなさんから信号設置の要望が出されていたんですね。昨年秋にも、本庁からわざわざ信号の対策担当課の方にも出向いていただいて「やはりここは必要ではないか」と納得もしていただいたのですが、その間にも連絡をいただけなくて「いったいどうなるのか」と。かたや安全、危険性はずっといっしょだということで地元のみなさんも心配をされておられたのですが、どこがどうなって、どこが進捗してないのか、そのことも教えていただけないのですが、どうでしょうか。

【部長】 ご質問の交差点につきましては、平成 22 年度の府民公募型整備事業で三色信号機を設置してほしいという提案がなされたものです。また道路の曲線の改善等大幅な道路改良が必要として当時不採択になったもの。このように承知しております。具体的には交差点東詰は西高瀬川の橋梁の信号機の電柱が出来ない、交差点北側道路の幅員が 4 メートルということで、自動車が安全に離合できる幅員を有していない、といった理由から三色信号機が困難であるということでございました。ただその後、押しボタン式信号機の設置ということについては検討の余地がございますので交差点改良や、その場所にバス停がございますので、バス停の移設の申し入れを行い近日中に西部の土木事務所とバス事業者との現場立ち会いによる調査を予定しているというのが現状でございます。

【西脇】 今のご答弁聞きまして安心しました。前向きにご答弁頂いたという風に理解させていただきます。ぜひともこれは実現に向けて信号設置も含めて、二度とここで交通事故がおこらないという視点からの対策をお願いして終わりたいとおもいます。ありがとうございました。

⑨商工労働観光部 2014 年 2 月 26 日

加味根史朗委員

官公需発注について

【加味根】 まず官公需発注についてお伺いします。公契約大綱に基づいて官公需発注は府内事業者への発注を原則にする方針で取り組んでいると思います。しかし、平成 24 年度の官公需発注で府内事業者への発注率をみますと京都府全体で 75.1%。これは平成 22 年度の 80%、平成 20 年度の 78.1%と比べましても落ち込んでおります。中小企業向けもですね、25 年度の 76.1、22 年度は 78.8、20 年度で 76.8 と逆に下回ってきているという状況です。いったいなぜこういうことになるのか。公契約大綱に基づいて取り組む所管部局が商工労働部だと思いますが、なぜそうなっているのかご説明ください。

【理事】 官公需発注の状況でございますけれども、京都府といたしましては中小企業の振興をはかるうえで官公需の発注はきわめて重要な役割を持つものという認識をしております、庁内をあげて取り組んでいるところであります。ただ、個々の工事の内容ですとか、発注される役務発注によりましては高度な技術を要するものもございます。そういった事情によりまして年ごとに若干の上下がございますけれども、年間トータルでもうしますと、だいたい 7 割から 8 割を確保しています。これは国が目標としています 56.6%を上回る状況で推移しているところでございます。

【加味根】 私の質問に答えておられないのですけれども、なぜこうさがってきているのかと。公契約大綱で府内事業者への発注を原則とすると。そうでない場合は理由書をつけるという手続きまで求めておられるのかかわらず、減ってきているというのはそういう努力が本当におこなわれているのかどうかという疑いをもたざるをえないのですね。商工労働部でいえば府内事業者向けは 81.2%ですけれども、中小企業向けは 60.4%と、24 年度。4 割は大企業向けの発注となっております。高度な技術を要するもの云々というお話でしたけれども、商工労働部でいえば 4 割の大企業向け発注のなかで一番金額が多かった発注ベスト 3 を紹介していただけますか。どういう理由で大企業向けだったのか、その理由もあわせてお願いします。

【理事】 個別の契約の内容の詳細までは手元に資料がございませんけれども、たとえばコピーサービスの利用ですとか、そういった大企業でない契約が結べない内容等もございましてこのような数字になっているところでございます。また先ほど、年によって上下があると申し上げましたけれども、たとえて申しますと全庁的に申しますと 23 年度の中小企業向けは 74.7%でございましたけれども、24 年度は 76.1%に回復しているところでございますし、また 25 年度上半期でございまして、府内事業者向けは 81.7%と 24 年度の上半期 73.6%と比べて上昇しているところでございます。

【加味根】 公契約大綱を定めて全庁的に府内事業者、そして商工労働部はとくに中小企業向け発注を増やすという努力が求められておりますので、その努力が本当に目に見える形になっていないということでありませぬ。私は公契約大綱で府内事業者向けが原則となっているんだけれども、府内の中小企業を原則にするという風に発展していくべきだと思うんですが、それはいかがでしょうか。

【部長】 当然ながらわれわれといたしましては、府内の中小企業を中心にしっかり育成し伸ばしていく。契約の中でも中小企業にしっかりがんばりいただくということで、商工労働観光部としてはおりますし、公契約大綱の中身につきましては、これは契約全体のお話ですから今後総務部とも、それこそ大規模な契約、中規模な契約、小規模な契約いろんなことがございます。今後、具体的な話については総務部とも引き続き協議をしていきたいと思っております。

【加味根】 総務部、知事、副知事とも相談していただいて中小企業向け発注を飛躍的に伸ばすという目標も持っていただいて、公契約大綱の中身についても発展をしていただくよう求めておきたいと思います。

京都ジョブパークの正規雇用希望者の割合について

次に来年度予算案のなかでも、正規雇用を拡大するということが大きな柱になっております。その点でいくつかお聞きをしたいと思います。まずジョブパークでの昨年度、今年度就職人数とその中での正規雇用の人数はいかがでしょうか。

【室長】 京都ジョブパークの就職人数でございます。平成 24 年度 7037 人、そのうち正規雇用は 3027 人、平成 25 年度につきましては 1 月末現在で就職内定が 7025 人、正規雇用者が 3583 人でございます。

【加味根】 計算をいたしますと 24 年度の正規雇用の割合は 48.6%、25 年度 1 月末現在までは 51%という数字であります。京都府内全体の正規雇用は、58%ほどだとおもいますけれども、この全体の正規雇用の割合にも到達していないという実態がね、あるのではないかと。もともと正規雇用を求めて就職相談に来られた方々もっと多いと思うんですけど、正規雇用の希望者は何割ぐらいあったのでしょうか。

【室長】 正規雇用の希望者につきましては、就職された人につきましてジョブパークのなかで統計をとった結果、今だいたい 50%ぐらいが非正規で就職となっておりますけれども、非正規で就職された方のうち本来正規で就職したかった、けれども非正規になってしまったという方につきまして 22.1%がいわゆる不本意非正規ということになっております。

【加味根】 7 割を超える方が本来正規雇用を求めてジョブパークを訪れているんだけど、結果的に就職は非正規になった方が非常に多いということになっています。ジョブパークが今後どうあるべきかということを考えるときに府全体が正規雇用にシフトをしていく、安定雇用を拡大することになっているわけですからジョブパークの役割は正規雇用の拡大に全力をあげることでなければならないと思います。それでは正規雇用をジョブパークでどう拡大するのか。その目標ももって取り組むべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

【政策監】 まずジョブパークの内定者のうち非正規が一般の割合と比べて高いという前提条件のところなんですけど、ジョブパークというのはもともと普通の民間の就職サイトですとか直接会社に訪問した場合ですとか、あるいは普通にハローワーク利用するだけではなかなか就職が難しい方にフォーカスをあてた就業支援とっております。そういう意味では一般の数字から悪いから直ちにジョブパークが悪いというよりは、むしろ本来ならもっと難しかった方をなんとか希望の就職を実現することがわれわれの一番大きな目的とっております。そういうなかで、もちろん正規を増やしていくことは非常に大事とっております、私ども出来るだけ正規雇用に、特に正規を希望しているんだけど、今非正規の方、さきほど非正規のうちの 2 割を申しました不本意非正規の方々に正規についていただく部分を特に重視をしまいたところで、数字が少しは向上していると思っております。来年度はこの比率をさらにあげていきたいという風に思っております。具体的な施策として今回予算でお願いしておりますけれども、たとえば J P カレッジを今年から取り組みを始めておりますけれども、普通のテクニカルスキル等の訓練だけでは就職が難しい方に社会人基礎

力という面で訓練を強化したり、あるいは国とも協力してマッチング体制を強化する、ということをおすすめしながら増やしていきたいと思っております。

【加味根】 困難な方が来るから低くなるというお話ですが、困難な方だからこそ公の役割として正規雇用につなげるという格段の努力が求められるわけで、そういう努力のいっその発揮を強く求めておきたいと思っております。

企業立地助成の正規雇用について

次に企業立地助成なんですけれども、常用雇用5人以上ということをお条件にしておりますが、今後は地元の正規雇用をお条件としていくべきではないか。さらに5名以上となっておりますが規模に応じて人数も増やしていくべきと思うんですがいかがでしょうか。

【部長】 企業立地についてでございますけれども、この前の改正で常用雇用につきましては正規雇用、そしてそうでないものというのは分けましてですね、もっとも障害者雇用の補助率を高くしておりますけれども、そういう形で正規雇用を促進していくと助成事業を改正してございまして正規雇用を中心に、しかしながら必要ないろんな形での常用雇用も含めて全体として雇用が進むように企業立地について努力していきたいと申し上げております。

【加味根】 企業立地の助成、設備投資などにたいする助成の条件が常用雇用5人以上、ということになっていて、そこが正規雇用になっていないんですね、今。そうじゃあないんですか。それを正規雇用に改めるべきではないかという質問なんです。

【課長】 現在府内にお住まい、かつ住所もつ雇用保険の被保険者となっている方を常用雇用といたしまして対象とする人数といたしております。あわせてさきほど部長からございました通り、正規雇用の方につきましてはその補助率をかさ上げするというごことばでございます、これまでそういった形で正規雇用をより誘導をはかるために制度を改正以来、補助対象になった方々の約7割が正規雇用ということでございます。企業様におかれましては、いろいろな雇用形態があるなかで全体として雇用を増やし、そのなかでさらに正規に誘導するための補助率のかさ上げをおこなっているところでございます。

【加味根】 企業の立地、設備投資への助成の条件が常用雇用5人以上ということにとどまっておりますので、ぜひ正規雇用に変えていただくように求めておきたいと思っております。南丹の住民の方からジャトコにたいして雇用に対する助成もしているけれども、そしていろんな形で他の補助金もでているけれども、地元雇用が少ないというような不満の声もお聞きをいたしました。ジャトコでの地元雇用の人数、そのうち正規雇用の人数、お教え願えませんか。

【課長】 ジャトコにつきましては平成18年度に助成をしております222人を対象にいたしております。なおこの時点におきましては正規雇用と常用雇用を区別する制度となっておりますので、その内訳については把握ができておりません。

【加味根】 企業立地にあたって地元雇用、そのなかでも正規雇用を増やすことが求められております。非正規の雇用にも助成をすることになっているんですけども、これはそろそろ助成金を出すのやめたらどうかと思うんですけど、これはどうですか。

【部長】 私どもはしっかり働く場を確保して、安定的な雇用の場を確保する。あわせて 100%正規雇用という形ばかりがすべての雇用形態でございませんで、いろんな形での雇用形態もありうると思います。かつ企業立地につきましては、今までにない企業を他地域から呼んでくる、あるいは新しく作っていただく。そういう形でございます。ゼロからの雇用を少しでも生み出すという意味では少しでも形が雇用と言う形でプラスになるような形での雇用も含めて、しかしながら正規になるような努力をしっかりとやりながら、これからも企業立地を進めてまいりたいと考えております。

【加味根】 もう明確に正規雇用に切り替えていくと京都府の毅然たる思いを示すためにも、正規雇用には補助金をだすけれども、非正規は会社として非正規を雇用されることはあるかもしれませんが、それに助成をするということはもうこのさいあらためてはどうかと申し上げておきたいと思えます。

ものづくり産業正規雇用創出事業費 9 億円という事業がありますが、成長産業中心の正規雇用の創出事業なんです、中小企業のみなさんが広く正規雇用を増やしていくという取り組みにたいして支援をするという事業になってないような感じをうけるんですが、そういう支援体制はあるんでしょうか。

【部長】 この事業は全体として今までと違う枠組みでございまして、これは産業そのものを伸ばして、中小企業さんでいいますとそれぞれの分野の中小企業さんの仕事を伸ばし、売り上げを伸ばし、それに合わせてそれに必要な人育成して人づくりをして、企業として正規を中心に雇用を増やしていくと。こういう風に事業を伸ばしていくことと雇用を増やすことをトータルでやるという新しい事業でございまして、当然ながら中小企業さんの雇用を少しでも増やすというシステムで今年度から作っていきまして次年度も予算をお願いしているものでございます。

【加味根】 2000 人の目標に対して 1600 人を正規雇用にするということなんです、正規雇用が助成の条件になっているんですか。

【部長】 雇用基金等々の事業とちがいでございまして、事業を伸ばすこと、それとあわせて雇用をですからトータルとして事業全体を組み立てているところです。

【加味根】 正規雇用をいかに拡大するかという観点で様々な支援対策を拡充する方向で取り組んで頂きたいと思えます。

最後にブラック企業の対策なんですけれども、労働局が実態調査をおこないましたがその情報は商工労働部は把握をされているかと思えますが確認をしたいのですが、どうですか。

【政策監】 労働局が昨年 9 月に実施をした重点監督においては府内で 119 の事業所に監督をおこなった結果、違反事案が 90 事業所あったという風に報告を受けております。

【加味根】 その 90 事業所に対する指導なりは労基局が中心になって取り組まれると思えますけれども、そこへの系統的な要請については労働局とともに京都府も一緒に取り組んでいく必要があると思えます。この

ブラック企業をなくすという問題が大きな社会問題になっておりますから、これ相当な大事業になると思えますので庁内で特別体制も作って取り組むようにしてはどうかと思えますが、最後にこの点をお願いします。

【政策監】 知事が本会議の方でも答弁をしておりますけれども、私ども、このいわゆる違反事案の件については、これは法令違反ですので国の規制にのっとって国のほうできちっと指導してもらうことを、われわれのほうから強く労働局をお願いしているところでございます。むしろ京都府の中心的役割としては、このブラックになるような会社を少しでも未然に防止をしていくということが一番大事かと思っております。そういうなかで 12 月補正以来おこなっている若者と就労環境向上推進事業を通じてきちんとブラックにならない対策をきちんとやっていきたいと思っております。

【加味根】 その体制を抜本的に拡充をしていただいて本格的に成果があがるように求めて終わります。

成宮真理子委員

消費税増税対策について

【成宮】 4 月からの消費税増税に今、業者のみなさん戦々恐々です。

2 月 15 日、北区の商店街 76 件を訪問しアンケートを行いました。「消費税は今も転嫁できていない」「8%になっても値上げできず悩んでいる」「あげたら他へお客が流れてしまう。ため息ばかり」「原材料は 2 月からすべて上がっているが値上げは難しい」「8%の増税では店がつぶされてしまう」。こういう声もだされました。全体の結果では消費税増税の影響で「悪くなる」が 69%、「良くなる」「影響なし」はゼロという結果になりました。このまさに悲鳴と言う事態を見れば今からでも消費税増税中止をもとめるべきだと。そのことは指摘をしておきまして、そのうえで本府の「消費税反動減を乗り越えるため」とされる施策についていくつか伺いたいと思います。

中小企業向け融資について

まず中小企業向け融資についてです。この間、制度融資全体が実行件数・金額がかなり減っていると聞いております。

平成 20 年度 24,000 件 5 億 2400 万円あったものが、24 年度には 9200 件 1 億 9600 万円になっていると。うち、中小企業の利用が多い「あんしん借換」が 24 年度 4531 件 1 億 2800 万円、小規模企業おうえん融資は 24 年度 2419 件 1130 万円とうかがっております。今、実行件数においてのべさせていただきましたけれども、とりわけ小規模企業応援融資ですね、申し込み数それから謝絶、断られた件数、謝絶の主な理由についてはどのようにつかんでおられますか。

【部長】 制度融資につきまして、申し込み件数と謝絶の全体の 9 割、ですから申し込まれたうちの 1 割が謝絶でございます。そのなかで、もちろん申し込まれてから必要なくなったという例もありますし、他で借りられたかたもございまして、また審査の中で融資が出来なかったという事例もございまして。

【成宮】制度融資全体もですが、私は小規模応援ですね、この謝絶、今9割とお話あったんですけども、だいたい9割で変わらないということなのか、それと謝絶の主な理由が小規模応援でどうなっているかとお聞きしているんですが。

【課長】小規模応援だけの謝絶データというのはもちあわせておりませんが、理由としましては謝絶全般の話でございますけれども、申し込みいただいても、例えば実際に申し込んだうえでもより詳しく調べてみたら、資格要件が満たしていなかった。例えば建設業の場合なら一定の契約規模以上のものは建設業の許可があるというようなケースがございます。そういったところが調べてみるまで合致していなかったというようなケースでございますか、いろいろお話を聞く中で資金計画が事情により変わったというようなケースとか、あるいは思ったより保証料が必要だったというようなケースで取り下げをされる場合。さらに借入が一定の経営規模を上回っていて、これ以上借入いただいても返済が見込めないなということでの審査によるもの。おおまかにいいますとそういった制度が合致していない、あるいは事情によって自ら取り下げられる場合、そして審査によるもの、というようなことでございましてこれは全体も、とくに小規模企業応援融資につきましても同じような状況と認識をしております。

【成宮】審査によるものとか、自ら取り下げるとか、別のところで資金が出来たは、表の話であってですね、断られたとでている府のデータで約1割というところの実態がどうなっているかということなんです。零細業者の方に聞きますとですね「申し込んでも、申し込んでも断られるのが実態だ」とおっしゃいます。知事は事業所の減少率が多いのを「飲食店、キャバレー、バーが多い」とされましたけれども、その苦しんでいる飲食店は、商工団体連合会によりますと、東山区や中京区などの料飲業のみなさんは、金融機関・信用保証協会に「200万から300万の少額の融資。これ応援ですけど何件出しても何軒だしても、どんなにまじめな業者でも計画をきちんと書いても、これ理由も明らかにされずに断られていると。話もまともに聞かない」と、これたくさん寄せられています。まさに、資金が本当に必要な業者に制度融資が遠のいている。謝絶の理由もブラックボックスになっているという実態が現場で起っているわけですけども、そういう実態をきちんとつかんでおられるのかどうか。いかがでしょうか。

【部長】保証協会そして制度融資関係の金融機関とは、私どもつねに状況確認もしてまして、知事が申し上げた通り私自身もそうですけれども京都の制度融資は全国トップの、そしてほんとうに必要な人に必要なように貸付させていただく。そのために全体として応援隊も含めてどうやって努力しているか。これも構築させていますし、その成果がでていると考えております。ただ個別のそれぞれ案件につきましては、それぞれ融資でありますから、まず審査もございまして、これは審査なしというわけにはいかない。個別の事情については現在私どももわかりませんが、大変、役に立った、貸していただいた声につきましても十分お聞きしているところでございます。

【成宮】具体的に先ほどもいいました小規模応援の融資制度、具体的にいえば300万円以下の小口のところが謝絶やその理由がどうなっているのか、これしっかりぜひ掘っていただきたいという風に思います。そのうえで背景にやはり府が制度融資の相談窓口を金融機関に「丸なげ」してきた責任があるんじゃないかと思うんです。ちょうど10年前、当時、府は「窓口が広がり、利便性が向上する」「政策をつくるのが行政の責

任。融資は金融のプロに任せる」などとした。しかしその結果、ある金融機関職員からは「窓口が金融機関になって以降、府は、融資実績の報告を求めるだけで、地域の業者の実情や気持ちをあまり知らないし、制度融資の認識も甘くなっている」という風に聞いております。かつては、府の職員のなかで中小企業診断士、国家資格ですけど、がおられ、職員が業者の帳簿を見て、取引先、内容、設備・備品、使い道、家族の実情なども含めて、貸借対照表・経営診断書をつくり、そのなかで経営改善や融資斡旋を一体に行なってきたと当時の方からお聞きをしています。その相談窓口や担当がなくされ、中小企業診断士も今はおられなくなったようにお聞きしますが、これでは本当に実態にかみあった政策をつくるということそのものがあやうくなっているのではないかと危惧するんですけど、今中小企業診断士がおられるのかどうかも含めていかがですか。

【部長】 ただいまの議員のご発言でございますけれども、少なくとも制度融資からわれわれが遠くなったとか、そして現場から遠くなったとか、これは絶対ございません。制度を作りまして、窓口は金融機関、保証協会にさせていただきます。そしてそれを現場のなかで具体的にお話も聞きながら協議会もしますし、個別のお話も聞きます。そしてそれぞれの企業の伴走支援を私ども自身も入りますし、中小企業の応援隊、商工会、商工会議所の経営支援員と一緒にしながら、最も企業のいい方向を見て金融機関とつないで、そして全国トップの制度融資を作らせていただく。このような姿勢でさしていただいて、こういう方向で引き続きがんばって中小企業の支援をしてまいりたいと思っております。

【成宮】 信用保証協会にきちんと聞いているとおっしゃるんだったら少なくとも毎週なんかの単位で、それぞれの制度融資、申込件数や謝絶、その主な理由がどうなっているのか、その背景にある表にあらわれてくる理由だけでなく、中小業者の実態についてきちんとつかむということが本当に必要であるということを目指しておきたいと思っております。そもそも制度融資というのは、金融機関のプロパーなんか受けにくい零細業者に円滑に資金が行くものですから、あらためて私は、府として融資も含めて直接の相談窓口を復活させるべきであると。ただちに緊急に、さきほどいいましたように、出しても出しても、まともに審査もされない、理由も明かされない状態で謝絶をされるということがなくなるように、ただちに監視・指導の仕組みをつくるべきであると指摘しておきたいと思っております。なにも審査がいらぬなんてことは言っておりませんから、よろしくお願ひします。

「下支え」融資について

それから二つ目ですけども、新たな「下支え」融資などの運用についてうかがいたいと思っております。4月からの消費税増税で全業者にわたって急激に業態が悪化すると相次ぐと思うんです。4～6月必要な資金が業者のところにはわたる必要があると認識をしております。そのうえでいくつかお聞きしたいんですけども、ひとつは滞納要件が、この制度融資の運用にどうなるかということなんです。この間、国・金融庁は金融検査マニュアルも改正を重ねてきました。そして金融円滑化法の問題もふまえて、とりわけ中業者に対しては、税の滞納などあっても、業者の実情に応じて、弾力的に対応すると言ってきました。本府でも、制度融資について「府税の滞納がないこと」は要件とされてますけど、ほかの消費税や市民税なども一律に見て「滞納

がわずかでもあれば断る」などとはされてこなかったという風に。これは現場からもお聞きをして承知をしているところです。確認したいのですが、新たな制度融資も含めて一律に滞納があったらだめだとせずに、実情にともなった運用がまさにされるのが当然と考えますが、いかがですか。

【部長】 委員のお話でございますけれども、中小企業の実情に沿った形で具体的に審査をして決めるというのは当然のとおりでございます。それは金融庁も保証協会もわれわれも一緒のところでございます。ただ金融庁のお話からしても税の滞納があってもという文言はなかったはずでございます。それぞれの企業の実情に応じて、固定的ではなくて実情に応じて対応すると、そういう文言であったと記憶しておりまして、それはそのとおり私どももしっかりやっていきたいと思っております。

【成宮】 まさに業者の実情にあわせて滞納を理由に一律に断ることはしないということを確認してよろしいですね。滞納を理由に一律に断ることはしない。いかがですか。

【部長】 ただいまもうしあげましたとおり、金融庁につきましても「税の滞納がある」という文言はないと申し上げました。ですから一律に事業者を断ることはないということでございます。

【成宮】 部長おっしゃるように金融検査マニュアルを私全部見ましたけれども、税の滞納があるから、ないからという項目はないんです。けれどもそれは実態に応じてすると金融庁が実際にやっているということと、最近では1月28日に全国中小企業団体連絡会が金融庁との交渉をやっていますけれども、「消費税対応で業者が困ることを踏まえ、融資をする」。滞納を理由に断ることないよう求めると「実態に即す」ということをあらためて言うているわけですね。本府でも一律に滞納がちょっとでもあってはだめとされてこなかったと認識をしているのですが、その点はもう一度確認をしたいということなんです。

【部長】 なんども申し上げますけれども、実態に即するというところでございます。これまでもそのようにしてまいりましたし、今後もそのようにしてまいります。

【成宮】 実態にそくして、一律に断ることはないようにということが実態に即するというところだと思いますので、そのようにしっかりしていただきたいと思っております。

もう一点なんですけれども、国のセーフティネット保証5号が3月3日から「基準を平時にもどす」として指定業種が大幅に縮小され、642→196になりますね。全部これを見たんですが、外れる業種のなかで小売りの関係、卸の関係が軒並み外れる。京都でも多い、西陣や丹後など和装製造業、ネクタイも外れます。陶磁器の関係も絵付け除いて外れます。畳や表具なんかも建築・建設の関係がかなり外れるてしまうんですね。そうなると、今条件が比較的良い「あんしん借換」はこういう指定外になった方々は使えなくなってしまふことで、消費税増税前のこの時期にとんでもない話だと思わなすけれども、これ本府でもしっかりと受け止めて受け皿を作るという運用を制度融資で作るということとともに、国に縮小することはやめるべきだと言わすべきではないかと思わすけれども、いかがですか。

【部長】 その件につきましては昨年の12月25日に私自身が知事、京都市長名の要望もしまして、西陣、友禅、丹後ちりめんなど京都の伝統産業が非常に厳しいという実情を踏まえた対応をしてくれと、その情報が出た段階で行きました。そして2月20日には、私どもの担当課長もまいりまして、さらに具体的に絹織物業はじめとして京都の伝統産業のきびしい業種の指定をすでに要望しています。そして我々の受け皿といた

しましては経営支援融資を作ってはおりますけれども、まずどうしても必要な業種の再指定については引き続き国に要請をし続けてまいりたいと思っております。

【成宮】 制度融資については、あわせて責任共有制ですね。これは国が導入しましたけれども、そういうことについても、これでは京都の中小業者の実態にあわないということでしっかりと国にたいして意見を言っただけでなく、ぜひお願いしたいと思っております。

中小企業経営安定・改善支援事業について

もう一点なんですけれども、「中小企業経営安定・改善支援事業」についてです。中小企業・組合も対象とした「経営基盤の維持、機器更新、内装改装」などかなり活用できそうなものが含まれておましてね、ぜひ拡充をと私ども、本会議でも求めたところがございます。で一点、周知徹底なんですけど、隅々まで周知を活用できるものは本当にすべて活用してもらって、その姿勢が非常に重要になってくると思うんです。その点では先ほど来お話がありました府自身や応援隊などもその周知に動くことになると思うんですけれども、実態をききますとこの間応援隊が入る業種やなんかも含めてかなり偏在もあるんじゃないかという感じがします。具体的に応援隊がこの間入った内訳は小売業の件数と割合、どれぐらい入っているのか。製造業にはどれぐらい入っているのかをお願いします。

【課長】 平成 25 年度 261 名の応援隊員が、商工会議所、商工会の経営指導員が中心ですけれども、おりまして、その隊員が第三市半期までの集計でございますけれども 1 万 4903 社を訪問いたしました。のべ訪問件数でございますと 3 万 4324 件の訪問を行っております。業種でございますと一番多いのが小売業で 1 万 974 件ということで全体の 32% を占めてございます。続きまして製造業で 8221 件で 24% ということでございます。

【成宮】 一点だけ指摘をしておきたいんですけれども、今商工会、商工会議所を含めて入っていただいているというお話ですが、その予算が大きく減らされてきている実態があります。平成 15 年と 24、25、26 年と比べますと商工会・商工会議所で 18 億円から 16 億円に減って、その結果体制も大きく減らさざるをえないという風になっています。これ、本当に中小業者が大変なときに、予算削減、人員削減これも大問題ということを指摘して終わりたいと思っております。

⑩教育委員会 2014 年 2 月 27 日

浜田良之委員

朱雀高校入試での作文試験問題について

【浜田】 まず高校入試制度についてお聞きします。朱雀高校の入試問題で植田委員から質問があり、やりとりがありましたが、なぜこれが起ったのかと教育長は経過を説明されましたけれども、なぜおこったかとい

う説明はまったくありませんでした。にもかかわらず教育長は今回の事件は制度改革とは関係ないという風に結論づけられましたけれども、なぜそういうことが言えるのでしょうか。

【教育長】 今回の朱雀高における作文試験についての不適切な対応の根本的な原因は、9月末に公表してありました実施要項をその後学校が独自の判断で変更したことにありと私はとらえております。本来、受験のための入試実施要項というのは、一旦公表した以上は変更が不可能なものであるという風に受け止めております。それが変えられたということで、学校長の責任は大であると考えております。

【浜田】 実施要項の変更は学校長に問われましたか。

【教育長】 この間の経過を校長から報告を受けておりますけれども、さきほども答弁のなかで申し述べましたように、予想してありました受験者が想定よりも多かったということで、試験のスムーズな実施、特にその終了時間が遅くなることを危惧いたしまして作文時間の短縮と課題文の内容の変更をしたという風にきいております。

【浜田】 受験者が増えたからといって、一人が70分作文を書くのは変わらないのですからね。なんで50分に減らす必要があるんですか。これは、私が思うには70分で書くのと50分で書くのは、70分で書く方が長くなりますよね。これ採点に時間がかかるんですよ、当然。受験生が増えたために採点時間がかかると。しかし、今回三段階の選抜になって、その期間が短くなって、だからこれはどうしても70分では無理だと判断されて50分にされたのではないのでしょうか。制度変更と関係があると思うのですがどうでしょうか。

【教育長】 作文と同時に面接も行っております。朱雀高校の前期選抜の中身はA方式という方式をとっております。3教科—国語、数学、英語—の学力試験と中学校からの調査書、そして作文と面接。これを総合的に判断して合格者を判定するとシステムをとっております。作文の試験と面接の試験は並行して実施します。作文を先に受ける生徒、そのあとで面接を受ける生徒。つまり受験生をいくつかの班にわけて、その班を作文と面接に組み合わせる形で朱雀高校では試験をしたということでございます。そういう意味で終了時間が、当初予定してありましたよりも志願者が多かったことで、遅くなることを懸念して作文時間を短縮したと校長から報告を受けております。

【浜田】 今の説明で終了時間の問題はよくわかりましたけれども、一方で採点にも70分と50分では当然、70分のほうが時間がかかるわけですから、そういう判断も働いたのではと思うわけなので、これはさきほど教育長は制度変更はまったく関係ないというようなことを言われましたけれど、しっかりと検証をしてもらうということが必要ではないかとおもうので、しっかりと検証をしていただきたいという風に思います。

新高校入試制度による不合格者問題について

昨年12月の文教常任委員会で教育委員会は「今回の制度は行きたい学校にチャレンジする機会が増えたということだ」と答弁されました。本議会で私の一般質問で教育長は「中学生が新しい教育制度を理解し積極的にチャレンジしてくれた」と言う風に答弁をされました。今日もチャレンジという言葉がでましたけれども、24日に前期選抜の合格発表がありましたけれども、府内全体で1万2401人が受験して、その6割の7112人が不合格となって、ショックを抱えたまま今日から中期選抜の受付が始まります。合格発表の会場で

は例年以上に涙を流したり、慰めあったりする受験生の姿があったようですけれども、朱雀高校を受験された生徒の皆さん始め、この 7000 人あまりの中学生に「チャレンジの機会が増えてよかったね」と言えるんですか。お聞きしたいと思います。

【教育長】 今回、前期と中期に入試を大きく二つに分けておりますけれども、昨年もこの前期に相当する部分として特色選抜というものを行っていました。ただ昨年の特色選抜と今回の前期選抜は募集定員が増えておりますので、昨年は基本的に特色選抜に志願していなかった生徒が多かったと想定しておりますけれども、今回はそういう意味で二つのチャンス、それぞれの自分の希望を活かすという意味で積極的に志願者、中学生が受け止めて、それぞれに志願してくれているという風に受け止めております。

【浜田】 中期選抜が始まりますけれども、中期選抜だけでも京都市・乙訓の普通科だけでも 800 人などかなりの生徒がふたたびかなりの不合格を体験します。チャレンジする機会だけでなく不合格の機会が増えるということなんですね。そして中期選抜の合格発表の翌日には、後期選抜を申し込まなければならないと思います。私学を併願する生徒も増えて 5 倍、6 倍の倍率になっているところもあります。私学に合格した場合には入学金をどうするのかと悩んでいる家庭も多いと聞きます。また中学の現場も進路相談や書類の作成など非常に大変になっているとお聞きしています。生徒はもちろん保護者や学校現場にも不安と混乱をもたらすだけのこの入試制度は本年度かぎりであらためるということ強く求めておきたいと思います。

いじめ対策について

いじめ対策についてお聞きします。昨年 9 月に平成 25 年度のいじめ調査の結果が出されましたけれども、これは第一回ということで府立学校は昨年 12 月までに小中学校は今年 1 月までに 2 回目の調査を実施されると言っておられましたが、いつ発表されますか。

【教育監】 各校で今年度から取り組んで頂いている聞き取り調査、アンケート調査については、現在集計中でございますので 3 月中ジョンをめどに発表をしていきたいと考えております。

【浜田】 昨年 12 月の文教常任委員会で、京都のいじめ事象の数が全国的にみてもかなり高かったということについて、私は学校側が積極的な把握に努めた結果ともいえるけれども、逆にいえばこれまで積極的に把握してこなかったことでもあって実態に近づいたとみて、今後の取り組みに行かしていく必要があること。そしていじめの事象が多い学校や深刻な事例が起っている学校には特別な支援が必要だと指摘をいたしました。その際に教育委員会からは今回調査では三段階にわけて調査結果をまとめていて、3 段階の児童生徒の生命または身体の安全がおびやかされるような重大事態にいたるおそれがあると考えられる学校が中学校で 2 校あって 1 校は解決したと報告がありました。残る 1 校はその後どうなっているか。

【企画監】 第一回目の調査の時に中学校 2 件ありまして、1 件は解消済とお答えさせていただきました。もう 1 件については、現在引き続いて該当の市町村と学校でお取り組みをやっていると聞いております。

【浜田】 最初の第一回調査でも 3 段階が 2 件あって、2 段階も百数十件あったと思うんですけれども、今回、次の調査結果が出ますけれどもこれは何のためにやるかといえば、そういうのを掴んで必要な支援をするというためにやると思いますので、しっかりと調査結果を把握をして対応をしていただきたいと思います。来

年度の予算案を見ますといじめ防止対策等推進事業費として約3億円計上されておりますが、目的として問題の早期発見や総合的なサポート体制を充実するとともに、いじめ不登校対策や生徒指導の充実をはかるとされています。しかし、内容を見ますと国のいじめ対策総合推進事業によるスクールカウンセラーの配置が中心で、学校現場でのいじめ対策のための体制の充実という点では、不十分と思うんですけど、いかがでしょうか。

【企画監】 いじめというものは、早期発見するには、日頃から子どもたちを教員が見つめあって、見守っていくことが一番大切と考えております。一つ的手段としてさきほどアンケート調査を実施しましたが、そのときに教員がたとえば困ったときにスクールカウンセラーに相談するとか、中学校では社会福祉士の資格を持つ学び生活アドバイザーも配置しておりますので相談するとか、そういう形で教員の質をあげていくことが非常に大切であるという風に考えております。(～54:07)

【浜田】 国のいじめ防止基本方針では、いじめの防止等で実施すべき施策が述べられていますけれども、そこには「生徒指導に選任的に取り組む教職員の配置や養護教諭を含めた教職員の配置など、教職員の目が行き届き、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備する」ことや「教職員が子どもたちにきちんと向き合い、いじめ防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような体制の整備が重要であり、教職員定数の改善措置や校務の改善に資する取り組みの促進などを行う」。こういうことが挙げられていますよね。こういう方針にもとづいて教職員定数の改善や公務の改善の具体化をはか、学校現場の体制を強化するということが必要だと思うんですけどいかがでしょうか。

【企画監】 国の方ではそのように基本方針掲げておりますし、京都府においては学校で組織的に対応していただくことが大切であるという形で、法の22条でも組織的な対応ということは掲げています。そのなかで既存の組織も活用しながら各学校が組織的に対応するような体制づくりについて京都府教育委員会も支援していきたい。そういう風に理解しております。

教員の多忙化、負担軽減など

【浜田】 組織的に対応するうえで学校現場の今の現状は、教員の多忙化という事態もあって、そこを支援をしないといくら組織的に対応しろと言っても現場は本当に大変だと思います。それと関連するのですが次に土曜授業、土曜活動についてお聞きします。

土曜日授業実践十業ということで、30校程度を実践研究指定校に指定するという予算が出ています。これまでの土曜日活用ということから、土曜日授業ということに足を踏み出すということになるのか。その目的をお聞きしたい。

【企画監】 土曜日を活用した教育のあり方につきましては、京都府教育委員会におきましては、現在研究指定校という形で28校で実施しております。そのなかで私も学校を回りまして、校長と打ち合わせて、土曜日の時間を利用して、例えば地域の資源を活用した子どもに興味ある授業をしたり、たとえば月曜日において子どもたちが少し疲れ気味なときに6時間目の授業をカットして子どもたちにゆとりをもたせる。そういうような先進的な取り組みを実施していただいております。そのような取り組みをより一層充実していくために、国のこの授業も活用しながら教育委員会としては取り組んでいきたいと考えております。

【浜田】平成 24 年度に「土曜日を活用した教育の在り方実践研究事業における成果と課題」が出されていますが、そのなかの課題の中で子どもたち側から見ると「翌週、子どもたちに疲労感が残る」「集中力が持続しない子どもたちが一部いる」などが報告されておりますが、平成 25 年度の取り組みでは、こういう課題はどう克服されたのか教えてください。

【企画監】24 年度、25 年度同じ学校で調査研究をしている学校を訪れましたけれども、この調査につきまして 7 月当初にさしていただいたこともあって、初めて子どもたちが土曜日に取り組んだという結果も踏まえて「ちょっと疲れた」という回答が多かったと聞いております。今回、学校で行きますと子どもたち、生き生きとして、たとえば保護者の方が参加していただいているときに最後の感想として「ぜひとも来年度も、保護者に来ていただいて見ていただきたい」というような発言ができる子どももいました。子どもたちの状況も踏まえながら各校で特色ある取り組みが進むように、教育委員会としても支援していきたいと考えております。

【浜田】もうひとつ成果と課題で、教員の側の問題として、「新しい取り組みへの研究、準備、外部講師との負担が大きい」とか「行事が土日に集中する時期は負担感が大きい」「夏休み中の振替日や行内研修の日が限定された」などと報告されております。平成 25 年度の取り組みでは、このような課題はどのように克服されてますか。

【企画監】教員につきましては確かにそういう結果も聞いております。25 年度につきましては先ほど言いました、たとえば月曜日の 6 時間目をカットすることによって、教員もその一週間の授業づくりにその時間をあてるとか、いろんな形で学校では工夫をしていただいております。そのようないい実践事例を広げることによって教員の多忙間も少しでも解消するように努めていきたいと考えております。

【浜田】特にこの振替の休日をとるのが、現場の実態からいうと難しいという声をよく聞くんですけども、それはきっちりと対応できていますか。

【企画監】その週、もしくは翌週で取っている学校もあれば、それが困難な場合は長期期間中に週休日を設定するなど振替についてはすべて実施しているという風にきいております。

【浜田】最後の長期期間中にまわすというのが圧倒的になっているのではないかと思うんですが、それはどうですか。割合はどうなっているんですか。

【企画監】詳細な割合についてはつかんでおりません。振替については確実に取れていると校長から聞いております。

【浜田】それはぜひ掴んでもらいたいと思うんですね。三段階にわけてやむをえない場合に長期の休暇のときに取りに行っているわけだから、ここに圧倒的になっているとしたら、やはり見直さなければならないと思いますのでしっかりと掌握をしてほしいと思います。昨年の秋に全日本教職員組合、全教が教職員の勤務実態の調査をまとめて公表いたしました。教員の長時間労働は深刻で、特に京都の調査結果は全国平均を大きく上回っております。過労死ラインで働いても、あまりの多忙化のために授業準備や子どもと直接接する時間が確保できない状態にあるといわれています。昨年 11 月にこの土曜授業の問題で常任委員会がありまして、参考人で来ていただいた山口満先生も教職員の多忙化については、「おっしゃる通りです。現場の

スタッフを増やしたり、仕事の分担を行うなどが必要で」と話されました。こういう現状の改善もなしに、「土曜授業」を学校現場に押し付ければ教職員のさらなる負担を強いることになるんじゃないかと思います。子どもたちの学力の保障と子どもたちの成長のためにも土曜授業などの機械的な授業時間数を増やすのではなくて、少人数学級や教職員の定数増、教員の持ち時間数を減らすなど教育受験の整備こそ必要だと思えます。この点では、府内の定数ない講師・非常勤講師の数は、平成 24 年度が 1970 人で全体の 18.8%、平成 25 年度も 1970 人で 18.8%と改善がみられないわけですけど、この改善がもためられているのではないかと思います。いかがでしょうか。

【課長】 常勤講師、非常勤講師の数の改善ということでございますが、常勤講師、定数内講師につきましては、一時急な退職者が増加したということもありまして 23 年度には 637 名と非常に多かったわけですが、24 年度には 606 名、25 年度は 543 名という形で定数内講師の数は減らしてきておるわけでございます。一方で非常勤講師とあわしますと数があまりかわってないんじゃないかと、いうことでございますけれども、さきほど委員からありましたように新たな事業をしようとするとうとうとも教員の負担というのは生じてくると思っております。そんななかで、なかなか国の方で定数改善が進まないという状況の中で、少しでも出来ることはないかということで、非常勤講師を増やして対応しているということもございまして全体としての数は変わっていないという状況でございます。

【浜田】 そうであれば国に対して、定数改善は強く求めていくということでもいいんですね。

【課長】 国に対しましては、京都府独自でもまた全国の教育長協議会でも定数改善をしていただくように要望しているところでございますし、今後も引き続き要望していきたいと考えております。

通級指導教室の拡充について

【浜田】 最後にひとつだけ。この間文教常任委員会で何度か質問さしてもらいましたけれど、通常学級の生涯を持っている生徒指導する通級指導教室の教員についてですけど、昨年 9 月の常任委員会でも、私紹介しましたけれど、放課後に他の学校から指導を受けにくる生徒が非常に多くて、例えば城陽の中学校では他校からの生徒も含めて 17 人の生徒に対応していて、もういっぱいいっぱいの状況だと。こういう現場の先生の声も紹介して、すべての学校に配置をすべきではないかと。すくなくとも自治体に一校もない状況は改善すべきではないかと求めました。理事者からは「通級指導教室は年々増やしてきたが、今後も増やしていく。来年度は文科省の概算要求で 500 人分を要求している」と答弁がありました。来年度予算でどの程度改善されるのか教えてください。

【課長】 通級指導教室の件でございますけれども、国の予算の状況ですけれども、概算要求の段階では通級指導の関係で加配など 500 人盛り込まれておったんですが、実際の予算案のなかでは、これが 235 人の計上になっております。これを 47 都道府県で配分されるということになるわけですが、まだ最終的に京都府に何人来るかということは固まっておりません。ただ、京都府としましては少しでも多くいただいて通級指導教室を少しでも増やして充実をはかってまいりたいと考えております。

【浜田】現場でのこの通級指導教室が必要な生徒がものすごく増えているということもありますので、ぜひ引き続き求めて頂きたいと思います。

山内佳子委員

南山城支援学校について

【山内】最初に南山城支援学校について。来年度の児童・生徒数の見込みをうかがいます。

【課長】来年度につきましては、現在の 205 名よりも 20 名程度増える見込みとなっております。

【山内】ずいぶん大きな規模になってきたということで、宇治と八幡の支援学校ができる少し前の規模になってきていると思います。先日支援学校に寄せていただきましたが、今でも過密状況でちょうど玄関で授業がおこなわれていました。クラス数も小学部で 17 クラス、中学部で 14 クラス、高等部で 13 クラス、計 44 クラスにもなるということで、府内の他の支援学校と比べても非常に過大であり、過密であるという風に思うんですね。そもそもこの南山城支援学校について、出来た当初は何名、何クラス規模を想定して出来た学校なんですか。うかがいます。

【課長】昭和 56 年に開校しておりまして、当時 80 名の児童・生徒数、将来的には 180 名程度を想定していたということです。

【山内】180 名を大きく上回るという点で問題だと思うんですね。今回の予算でグラウンドにプレハブ校舎を建築するとのことですが、今でもプレハブが確か 3 棟建っていたと思うんですが、グラウンドもいっぱい、いっぱい、グラウンドのどこにプレハブ校舎を増築するのでしょうか。うかがいます。

【課長】新しい校舎はグラウンドの西側ですね。築山のあるところと西 1 号館の間と、今のところ、想定をしているところでございます。

【山内】グラウンドの狭さは今でもずいぶん狭い。以前体育祭のときに寄せていただいたときに実感したんですが、校長先生にうかがうとトラックが 1 周 125 メートルから 130 メートルほどで、直線距離を斜めにとっても 60 メートルしかとれないとうかがいました。遊具なんかもグラウンドあるんですが、遊具なんかはどうなるのでしょうか。撤去しなければいけないような状況になるのでしょうか。

【課長】遊具等については移動する必要がないと聞いております。

【山内】以前過密だった二百数十名子どもたちがいたときには、職員室を隣接地に御借りをして、職員室を空けて、そこを教室に使用しておられましたけれど、今回はそれもできないということで。職員室も見せていただいたんですが、私ほんとうに驚いたんですけども、机の大きさが普通の大きさじゃなくですごくちっさい机で、座ってみたんですが、座って仕事をするとな隣の机に肘がはみだしてしまうぐらいの幅しかなくて。パソコンを置くと机のう上に他のものが何も置けないようないっぱいになってしまうような状況で。そもそも 180 名の規模で教員もその程度の教員規模というのがどんどんと膨らんでいって、もう限界で仕事をする環境も悪化しているんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

【課長】職員室につきましては、委員おっしゃるように多少手狭なところがあるんですが、ただ机につきましてはそれぞれ脇机を別の部屋に置いているということでございまして、日常的に使わないものについてはそちらに保管をしておるといことと、授業がありますときは教員はずっと朝から放課後になるまで教室の方におりますので、職員室における時間はそんなに長くないという状況でございます。

【山内】本当に疲れて職員室戻ってきて仕事をするときに、そういう環境ではね非常に手、足、腰に負担がかかるんじゃないかと思いました。一番最初に建ったプレハブはトイレもないままで、以前も質問しましたが、トイレに行こうと思ったらその棟のプレハブを出て、一度屋外に出て、扉を開けて自立訓練室の一部を壁で仕切ってありまして、それを廊下にしてあるんですね。そこの廊下を通って、もう一回扉を開けて別の棟に入り、トイレを利用しなくてはいけないということで。今後まだまだ周辺部で住宅開発が続くとみられています。子どもの数も増えていくなかで、このまま放置してはいけないのではないかと思うんですね。早急に南部に支援学校を作る必要があるのではないかと。そのご認識をうかがいたいのですが。

【課長】特別支援学校の児童・生徒数については、将来的にどういう見通しになるかという確実な見通しをたてるというのが困難な状況にありまして、一般の小中学校と違って特別支援学校に外部からどれだけの子どもの入学があるか、あるいは転入をしてくるかということが非常に予測しづらい。特に今般インクルシブ教育システムの進展にともないまして、支援学校ではなくて地域の小中学校に行かせたいという親御さんも、今後どれだけ増えていくのか、という状況もありますので、確かな見通しをもつということが困難な状況にあるわけですけれども、今後の動向を注意深く見守りながら適切に対応していきたいと考えております。

【山内】京都の特別支援教育というのが歴史もあって非常に専門的な支援教育もされています。やっぱりお母さん方は支援学校に入れたいという希望を持つお母さん方もたくさんおられます。22年4月現在の数字ですが、ホームページで学研都市で府内の人口は9万8千人で、計画では19万人にすると書いてありました。、学術研究地区も現状5万人から11万人とそれぞれ2倍以上人口を増やす計画もございまして。そういう点では、子どもたちは日々成長し、そこで生活をしているわけですから一刻も早く障害をもつ子どもたちの教育環境を改善をするために、もう一校支援学校を作っていたいただきたいと思います。

次に京都式少人数教育についてうかがいます。『府民だより』で京都式少人数学級を実施する小中学校が329校中329校、100%の達成で一人一人を大切にされたきめ細かな指導を進めていますとありますが、現場ではなかなかそういうことは実感できない声がたくさん寄せられています。お母さん方、教職員の方々からは「なぜ3年生になると少人数学級がなくなるのか」「クラス数を増やしてほしい」という声がいまだに届いています。そこでうかがいますが、現在小学校3年から6年で36人以上の学級に在籍する児童の割合はどうなっているのか。中学校3年間、36人以上の学級に在籍する生徒の割合を教えてください。

【課長】申し訳ございません。児童・生徒数の割合ということではわからないんですが、全体を見ますと1学級当たりの児童・生徒数は小学校で26.4人、郡部で25人。中学校で31.9人、郡部で32.3人となっております。また35人以下の学級の割合ですけれども、小学校全体で4791クラスある内の4570クラスが35人以下になっておりまして、95.4%に達しております。同様に中学校では70.8%が35人以下の学級という形になっております。

少人数学級について

【山内】私、学校基本数調査から、中学生の割合を計算してみたんですね。63482人中約24300人、4割近い中学生が36人以上学級で学んでいるんです。逆に言いますと6割は35人以下学級で学んでいるということですが、明らかにクラス数と児童生徒の数でとると、やっぱり違うわけで。そもそもへいせい19年12月に改定された「学び教育推進プラン」では、学級編成基準について「大規模校では下の表にあるように、たとえば5学級が6学級になっても33人から34人の学級編成となるように、学年の規模の大小が学級の規模の大小にも影響しています。だから5学級を6学級にするのではなくて7学級にするんだ」というのが、京都府の最初に出た学び教育推進プランの心というか真髄というか、それだけ少人数学級の効果を実感できるようにするんだというのが始まりだったように思うんです。全国的に少人数学級がずいぶん進んできておりまして、小学校では長野、山口では100%の子どもたちが少人数学級で学んでいますし、90%の子どもたちが少人数学級で学んでいる自治体でいいますと、山形、群馬、石川、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、愛媛、高知となっていました。これ、文部科学省の資料です。そこには京都府の名前がありませんでした。中学校では35人以下で100%学んでいる都道府県が山口、栃木、福井です。静岡、和歌山で90%、三重、鳥取、徳島、高知で80%以上の子どもたちが少人数学級で学んでいる。京都はそれでいうと文部科学省の資料でも62~63%だったと。私の計算をした数とだいたい合致をしたんですがね、ぜひこれは小学校の数と中学校の数、それぞれ子どもの数でぜひ調べていただいて資料をだしていただきたいと思います。少人数学級とTTなどの少人数授業を並立して選べるということが矛盾を生んでいると思うんです。ある保護者ですが「1,2年生のときは子どもの数が117人で4学級1クラス29人から30人だった。3年生進級時は児童数が118人になって1クラス39人になって、そこに転入生があつて40人になったと。クラスの数が多いので年度当初から少人数の加配がついて、学年担任は4人だったと。授業参観では教室は机と子どもできちきち。親は廊下にあふれ出る。班に分かれて音読発表するんだけど、2年生まで6班だったのが3年生になって8班になって授業時間内に全班的な発表が終われない。発表に対する生徒の感想、意見交流の時間もとれない。子どもに聞くと給食時間に準備に時間がかかり食べる時間は20分間。教室内でぶつかるので、子ども同士のトラブルも増え落ち着かない。人数が多いので手を上げずに済む」こんな声が寄せられています。これでは一人一人の子どもを伸ばしきれないということで、お母さんたち運動をして4人先生がいるんだったら4クラスに分けてほしいと校長先生にお願いしましたが、3年生のときは実現せずに4年生になって少人数学級が実現をした、ということなんですね。これ、学校のホームページにもでていますが、「クラスの人数が40人から29人になり教室が広く感じました。子どもたちもとても落ち着いて学習していました。一人一人がゆっくり机に向かって考えている姿に子どもたちの成長を感じました」。こういうことが寄せられています。クラスの規模を小さくする。そのうえで必要なところに加配を配置をする。少人数学級と少人数授業を並べて選択させるのではなくて、基本的に少人数学級にする。そのうえで必要なところに加配をする。子どもも保護者、教職員も喜んでいるということですよ。ぜひ、そういう方向に足を踏み出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【部長】 少人数教育にかかわる定数の話ですけれども、少人数教育の定数につきましては、どの県も国の指導方法工夫改善という定数とそれぞれの府県単独の定数措置によって行われているわけでありまして、その県のやり方によっては、少人数学級にウエイトおいている県もあればそうでない県もございます。京都府はそれを少人数学級でもいいですし、チームテッチでもいいですし、選択できる方法を取ってまいりまして、その条件に応じて市町村が少人数学級にウエイトを置けばそういうことも出来るというわけです。その辺の柔軟性が京都府の特徴となっています。国の方にも当然定数の要求はしておりますけれども、潤沢に定数があれば、確かに少人数学級をしたうえでということもありますが、現行の単費のなかでやっている少人数教育につきましては市町村の要望にもより、その三つの中から選択できるという方針が一番とれる方針だと思っております。

【山内】 当初、中学校でも 30 人程度学級にするということで計画を持っておられたのが途中で、35 人以下学級に後退したと思うんです。その原因も財政的なことですか。

【部長】 小学校、中学校につきましては京都府でも単費で受け付けていただけますし、国に要望もしたなかで、国の方も文部科学省段階ではその定数の配当にかなり積極的になっていたわけですけれどもトータルとして最終的には定数はできないという状況がございまして、そのなかでなにができるかということはずっと考えていたわけです。

教育委員会制度の改悪

【山内】 全国的に見て、1 学級 26.4 人とおっしゃってましたけれども、それも全国平均程度ですから、そういう点ではぜひ少人数学級ができるように、いわゆる同例に選べるといいながら選ぶしかない。どっちかしか選べないという制度になっているわけですから、ぜひ現場の声を聞いて拡充していただきたいと思います。最後に一点だけ教育委員長にお聞きしたいんですけど、この間教育委員会制度について安倍政権が行政の介入を、教育の中身にまで介入できるような法制で検討をされているということについて、ご所見をうかがいたいと思います。

【教育委員長】 教育委員会制度の活性化を目的にして、ただいまいろんな議論が東京を中心におこなわれている最中でありまして。教育委員長会議というのも東京で全国の教育委員長が集まったり、あるいは関西の教育委員長の会議もありまして、特に関西の場合、大阪の委員長さんが非常に現実的な意見をお持ちですから非常に刺激的な議論が続いております。私の立場からそれをどうこう出来るものでありませんので、日本の方針として、それをよく見極めて、また新しい態勢で京都の公教育をしっかり守って発展させていきたいと考えております。

⑪府民生活部 2014 年 2 月 28 日

西脇郁子委員

消費生活教育と相談活動について

【西脇】消費生活教育にかかわってうかがいたいと思います。国民全体の消費者トラブルによる経済的損失は、全国で3兆4000億円と一人当たり4万円の損失があるということですが、消費生活相談のトラブルに巻き込まれないための消費者自身が力をつけることはきわめて重要だということはきわめて当たり前です。現在、本府で「消費者教育推進計画」案が提案されておられますけれども、消費者団体の皆さんから「このままでは計画はあっても進まないのでは」と危惧されているお話をききました。そこで今後府内での消費者教育の実効性をどう担保していくのかが問われておりますけれども、まず、府の「消費者教育推進計画案」で拠点とされています「消費生活支援センター」の24年度の相談件数についてお聞かせください。また20年度と比較するとどうなっておりますでしょうか。

【センター長】消費者安全センターにおきます相談件数ですが、24年度は京都府全体、市町村も含めた数字でございますが、センターですが5844件、20年度は8757件でございます。

【西脇】24年度と比べ大幅に減っているわけですが、その理由は为什么呢。

【センター長】理由はいろいろあるかと思いますが、全国的な傾向で同じように減っております。厳密に分析できているわけではありませんが、一つは高齢者の相談が多くなっているということが一つあります。どういうことかと言いますと高齢者の方の特徴として、なかなか人に言えない、親族にも相談しにくいと。先ほどの消費庁のアンケートで約4割の高齢者の方は相談しないとなっております。そういったことが一因ではないかと考えております。

【西脇】今後の「消費者教育推進計画」の中で、拠点となっているセンターの役割はどうなっていくのでしょうか。

【センター長】私どもとしては、センターそれから市町村もまきこんでになりますけれども、積極的に推進していくと考えておりますけれども。具体的には、今もやっておりますけれども、私ども音頭を取って地域の見守り活動を積極的にやっていくということが中心になるかと思っておりますし、あるいは出前講座等によりまして、より多くの方々にどういう風にしたら被害にあわないかといったようなことを具体的にお伝えしていくといったことが中心になります。あるいは京都の場合ですと、大学生が多いという特徴がありますので、学生さんにも参画いただいて、例えば学生さんが子どもにいろいろお伝えする。子どもの保護者にもそういった被害について一緒に考えましょうといったことを広げていきたいと考えております。

消費生活相談員の役割について

【西脇】とりわけ消費生活相談員の専門職としての役割が、今でももちろんかなり比重を占めているかと思うんですが、今後、この推進教育のなかで役割がいつそう大きくなるかと考えていいわけですか。

【部長】消費生活相談員につきましては、高度な専門知識、豊富な経験を活かして、日々の消費生活相談にあたっていただいていると。私ども、そういう専門性に着目して配置をさせていただいておりますので、基本はそういう消費生活の相談にしっかりと答えて頂くというのが基本だと思っております。消費者教育を

推進するうえでは、地域でしっかりと高齢者の見守りをはじめとする、そういった活動が幅広く行えるようにと地域総ぐるみで消費者被害から守っていくそういう体制を築き上げていくことが大切であるという風に思っております。

【西脇】 そういう地域にもどんどん出て行くと、出前講座もやっていくということですが、その中心と核となるのは高度な専門性を持っている相談員さんだと理解しているわけですが、消費生活センターでは現在、12人中9人の方が相談の窓口で対応され、3人が主に府内の出前講座などの啓発活動に携わっておられるとお聞きをしています。相談員さんですけれども、私もかねてから議会で求めさせていただきました、非常勤で週28時間勤務、これは従来どおり変わっていないと。フルタイムではありません。それでも相談員は、高い専門性と経験を駆使されて、窓口相談だけでなく、出前講座等々、地域にも出向いて、それから市町村の相談支援にも赴いていらっしゃるということで、目いっぱい仕事をされておられるわけなんですね。しかも相談内容も、府のデータみましたがデジタルコンテンツ、金融商品、不動産賃借、インターネット等々、年々複雑で高度化している相談内容になっていると。1件にたいしてかなりの時間も要するということですね。その上にあらたに消費者教育に関わる業務が加われば、これまでの相談業務にも支障をきたすのではと心配しているところです。そういうなかで、相談員さんは非常勤で月収は16万9000円ということで、最近2500円、努力していただいて増やしたということですが、もちろん、それぞれ専門の相談員として高い志をもって仕事をしておられるわけですが、仕事の社会的役割等から見ましても、ほんとうに適正に評価された処遇になっていないのではないかと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

【部長】 消費生活相談員さんの処遇についてですけれども、基本的な位置づけは今おっしゃいましたように、非常勤嘱託職員と位置付けをしております。ただ高度な専門性を兼ね備えておられますので、賃金の単価につきましては有資格者については一般の嘱託職員さんよりも高めに設定していただいているところでございます。そういうことから一定、配慮をさせていただいているところでございます。

【西脇】 一定配慮していただいた結果が16万円9000円ということでは、なかなかこれでは生活できないと。正規の希望もされている方もいるわけなんですね。できましたら働いておられる中身に見合った正規は当然ですが、少なくともただちに京都市並みの週30時間、現在28時間、そこを増やしていただくと。そうすれば賃金アップもできますし、なによりも府民サービスのところで現在28時間というのは支障をきたしているということもありますので、30時間程度にはあげるということは必要だと思いますので改善の検討をお願いしたいと思います。

振興局の消費生活相談活動について

次に行きたいと思います。振興局の消費生活相談活動についてですけれども、京都府は、府内振興局の相談員を、今の2名体制ですが、そのところを1名ずつ雇い止めされるとのことをお聞きしておりますけれども、まず、その理由を聞かせていただきたいと思います。

【部長】 振興局の相談員につきましては、平成 16 年から 1 名配置をいたしております。平成 18 年にはヤミ金問題ですとか多重債務問題が多発しましたので 2 名体制にいたしました。ずっと 2 名体制でこの間いております。国の方で平成 21 年に消費者安全法が施行されまして市町村相談窓口を整備する努力義務化されました。その法律の施工にともないまして、国の方で地方行政活性化基金というものを措置していただきまして、そのお金を使いまして市町村の相談窓口あるいはセンターというものが整備されてきまして、平成 23 年度にはすべての市町村で窓口ができあがった。こういう流れのなかで、振興局の相談員さんが受け持つ 1 人当たりの相談件数が 0.4 件と、2 日に 1 件たらずというような状況が出てきまして、市町村の方に相談の受け皿の軸足が移っていったと。こういう状況を踏まえまして 2 名体制を今般 1 名体制にさしていただくというようなことでございます。

【西脇】 ほとんどの市町村に相談窓口ができたということは評価できるんですけども、しかしそれぞれが兼任なんですね。それぞれが専任でついておられるわけではありませんし、毎日ではないと。一週間に 2 日とか 1 日と。そういう程度のところもあるわけなんですね。先ほど基金を活用して整備されたものとおっしゃったわけですけども、この基金というのは、26 年度で終わるとお聞きをしているわけなんですよ。ですのでこれからどういうことになっていくのかはまだ不明なわけなんですよ。国から基金がこなかったらどういうことになるのかということも不明と言うわけで、しかも振興局 2 名の相談員さん、それぞれの窓口業務と地域への出前相談活動などを分担しておられますね。どちらか欠けてしまうと市町村への支援にも支障をきたすと現場では心配されているわけなんですね。ですので、市町村の相談窓口があつてこそ、そして振興局の相談窓口が両方あつてこそ府民も安心していつでも相談できるという風に思っているのです、1 名体制に後退させるということは明らかに、消費生活相談体制が後退していくのではないかと思います。その点についてはどうでしょう。

【部長】 先ほど申しあげましたように、振興局の相談員さんの一人当たりの相談件数が 2 日に 1 件あるかないかということでございますので。仮に 2 名体制が 1 名体制になったとしても、その 1 名分がすべて受け皿がなくなるということではございませんので、まあ 1 名体制でも 3.5 日勤務をしていただくわけですので、週に 3、4 日相談はできるだろうという風に思っております。それから出前ということをおっしゃいましたが、振興局の相談員さんが他地域にでかけ消費啓発していただいているのは、だいたい平均しますと月に 1 回程度なんですね。ですからその部分の相談の対応につきまして、私どもの消費生活安全センターや市町村の方で可能だと思います。地域に出かける相談員で出前講座はフォローしたいと思います。

【西脇】 部長は今の振興局の相談員さんがそれぞれやっておられる任務の中身を本当につかんでおられるのか疑問なんですね。お聞きしますと確かに相談件数は減っておりますけれども、先ほど部長が答弁されたようにこれからは高齢者のみなさん、自分自身が詐欺にあっているかもわからないという方たちの掘り起こしの啓もう・啓発の業務がこれからますます増していくわけなんですよ。ですので、そういう業務こそ振興局のそれこそ専門性の高い人たちにしっかりとやっていただくと。で、その周りに市町村の窓口があると。そういう体制があつてこそ市民のみなさんは安心して消費生活相談に来られるのですね。それから先ほど申しましたように、消費者教育の推進がやられるということ。消費者団体のみなさんが危惧されていたのもそ

こなんですよ。形を作っても必要な予算はださない、人は減らしていく。これでは実効性が担保できないということになりますので、雇止めというのはぜったいやめていただきたい。撤回すべきと求めて終わりたいと思います。

島田敬子委員

【島田】先ほどの西脇議員の質問に関連して、消費生活安全センターおよび振興局の相談体制の強化についてでございますが、ベンチマークレポートでは、消費者被害相談件数のうち、事業者との交渉をあっせんした事案における解決件数の割合が2009年91%から2014年には95.3%。100%の目標に対し、47%の進捗率だということでございます。相談を得た人たちでも完全に解決に至っていないということでもあります。今年度の消費者安心サポート事業がいくつかありますけれども、掘り起こしも含めて、相談体制の強化が必要であり、活性化基金がなくなるということが原因かどうかわかりませんが、予算がなくて体制を減らすということはあってはいけないし、もちろん生首を切るということは絶対に許されないと指摘をしておきたいと思います。

原子力防災対策事業について

それから先ほど池田議員からありました原子力防災対策事業についてですが、1月25日の防災訓練のときに地元自治会長さんが、地元では子どもや体が不自由な人の対応が決まっていないと。そして携帯電話を持っていない人などの連絡体制、情報伝達に不安があるなどの課題ものべられておりますが、この件について深めて答弁をいただきたいのと、今回、要配慮者の訓練は行ったのか。それから外国人の参加はあったのか。お聞かせいただきたいと思います。

【管理監】委員ご指摘のとおり、緊急時にこの原発だけでなく、どのようにいろんな情報をお伝えするのか。これはそれぞれの市町村がいろんな媒体で工夫をしてくれています。先般の特別警報でも、場合によっては市町村も難しい場合もあるだろうと、京都府の名前で、府下に特別警報のメールを打った、というようなこともあるんですが、そういう考えられることすべて網羅するなかで、やっていくしかない。これはデジタル、アナログ両方使っているいろんなやり方でやっていくしかない完あげております。今後とも市町村としっかり連携していきたいと思っております。要配慮者の関係については、各市町村に原発以外にも要配慮者関係の訓練をしてほしいということをお願いはしております。ただここは非常に気をつけないと、その訓練することによって体調をくずされるという場合もありうるわけですから、かなり専門家の方もいれて、これまでやってきたなかでは専門施設のなかでそういう訓練をやってもらったりはするんですが、一般的な訓練の場合はさきほどのような問題があるので、なかなか難しいところがあります。先般の原発防災訓練でも、杖をつきながらやっと歩ける方がみなさんの支えで一緒に来ていただいたというようなこともございますので、今後ともそういうなかで工夫をしていきたいと思っております。外国人の方については、この六百数十名のなかにおられたかどうかは把握はしておりませんが、今後観光アプリだしましたが、観光アプリのなかに防

災情報が入っておりまして、プッシュ型で一方向的に登録されたスマートフォンには伝達は出来るというようなこともありまして、日本語も含めて外国語対応しておりますので、これは一つの大きなツールになると刊あげております。

【島田】 現実には要配慮者も含めまして、おきざりにされてしまった人もいて大きな課題であるし、日頃からそういう人たちの情報をきちんと手のひらにのせていくことも含めまして課題は大きいかと思いますし。外国人の方はどこに避難していいかわからないし、原発もどこにあるか知っているのかもわからないし、その点ではまだまだ対策が強化が必要かと思います。今年度は府県域を超えた広域避難訓練を行う予定とあります。さきほどもございましたが、都道府県警のほうで交通渋滞も含めた規制を行う、7 府県ですか、警察本部として交流したと。これは全国初めてということですが、問題は本府は福井県も受け入れて、そしてまた避難もさせなければいけない。こういう方向になるわけですね。各都道府県のその防災者担当者自身のこういう会議はどのくらいもたれているのかと。関西広域連合でいろいろシミュレーションしたり協議しているのは知っているのですが、その点も含めまして今度の訓練、計画も含めてお教えください。

【管理監】 総合防災訓練は福知山の三段池で行いました。それと今回はさらに地域訓練ということで来週、再来週の日曜日に 2 週に分けて南丹、京丹波でそれぞれ地域ごとの訓練を行います。そういうことを繰り返しながら訓練をしっかりとやって効果をあげていきたいと思います。それと府県域の関係はまさに関西広域連合で避難計画を作りまして連合の中で十分議論しております。加えて国の方とともに福井県との隣接府県、関係府県、ここが集まりまして副知事会議などもやっていただきまして、今は我々タントウレベルの会議を定例的にやっておりまして情報を交換しております。今後ともそういうものをしっかりとやりながら府域の対応をやりたいと考えております。

【島田】 避難ルートと方法について先ほども議論がございました。受け入れ自治体との調整、特に車で来られた場合には京都市内、宇治市含めて駐車場をどこに確保するのかとか、中継所の課題もございましたけれども、その問題の解決案を早急に決めたいとおっしゃっております。これメドはうつになるのでしょうか。

【管理監】 シミュレーション上は中継地点を決めまして、ここに車が何台入るか。30 分圏内からスクリーニングまでのピストン、そのスクリーニング場所から避難所までのピストン。こういうものをいろいろ考えたシミュレーションは進んでおります。具体的にそういう避難手段をどれだけ、どれぐらいの時間で確保できるのか。ここのほうは国に調整を依頼をしておりますので。京都府内においてはバス協会に受けていただいておりますがここも含めての話にしていきたいと思っております。ただいずれにしても乗用車が多ければ多いほど、避難先に行く時間はかかるということでシミュレーション結果はでておりますので、これは私ども指導いただいている防災会議の先生方のほうからも、この組み合わせを一番効果的な中身で議論してくれという指導をいただいております。

【島田】 3 年たってもまだまだ沢山の課題があるかと思います。各市町村の避難計画が策定をされて、順次国の指針もだされてヨウ素配布、方法も含めて計画はあるけれども具体策でリアルに想定されていない、検討中ということもあると思います。ヨウ素配布については検討中と思いますが、私言いたいのは、事前配布にあたり説明会を行うことになって住民にしっかりと理解をしてもらって配るということですが、これは調整

中でしょうね。しかし、一番影響を受けやすい子どもたちのところは健康診断をいつもやっているわけで、あらかじめヨウ素過敏があるかどうか、アレルギー禁忌者はいないかどうかとか、あらかじめ健康診断でできることですので、これは即おこなうべきだという風に思うんです。市町村が主体でありますけれども。この検討状況はいかがでしょうか。

【管理監】 健康福祉部で所管しているのですが、私の知っている範囲で申し上げますが、いわゆるPUZ 5^キ圏内。ここににつきましてはヨウ素剤の事前配布となっております。それ以外の30^キ圏、これについては避難途上で配布をします。ヨウ素剤の服用はアレルギーの副作用がございますので、服用指示は国が行うとなっております。PUZというのは本来放射線物質が放出する前に避難しますので、いつ飲むのという問題があるんですが、万日のことを考えまして5^キ圏内は事前に配る。この5^キ圏内は物理的な人数で77人なんですが、一応避難経路の関係で舞鶴の方では600人ほどを想定しておりますので、この方々に事前に説明をして、副作用がありクスリとして気を付けなければいけませんので、そこの十分な説明をしてまたアレルギーの関係を調べた上での配布ということで、これを早期にすると健康福祉部からは聞いております。

【島田】 急いでしていただきたいと思います。せめて子どもたちはいつ何時どうなるかわかりませんので、健康審査をやって整えておくということが必要だと。そういう緊迫感をもって取り組んでいただきたいと思います。

マザーズジョブカフェ女性再就職支援について

最後にマザーズジョブカフェ女性再就職支援についてでございます。

・運營業務委託契約で、平成25年4月1日にこの女性再就職支援コーナー運營業務委託契約は、オムロンパーソネル株式会社との随意契約となって、1349万円。プロポーザブル方式による委託であります。他に提案者はなかったのか。それから26年度の同事業の予算案、さらにマザーズジョブカフェ総合プロデュース業務委託契約。平成25年3月26日に同じくオムロンパーソネル株式会社と随意契約2084万円。これも、他の企業の提案はなかったのか。26年度の予算案はどうかと。今回、北部サテライトを拡充するので、マザーズジョブカフェの機能も拡充をされると説明がありますが、予算も膨らむと思いますがあわせてお答えいただきたいと思います。ちなみに時間もありませんので、最初に聞いておきますが、マザーズジョブカフェの開設当初はどこの事業所と契約をされてきたのか経過も含めてお教えてください。

【課長】 マザーズジョブカフェについてですけれども、開設当初から女性再就職支援コーナーのプロデュースについてはオムロンパーソネルに委託契約をしております。プロポーザブルの段階でもオムロンパーソネル1社の提案となっております。

【島田】 26年度の同事業の予算案はどのように組んでおられますか。

【課長】 女性再就職支援コーナーは1350万です。女性再就職事業といたしまして630万を計上いたしております。北京都ジョブパーク北部サテライトの分ですけれども396万5千円という予算額を計上しております。

【島田】 高い知識と専門性、高いコミュニケーション能力が相談員には必要だということですが、しかし京都府としては事業としては全部委託をしてやっているということで、これ進行管理ですよ。最近では相談件数も増えてますし、就業に結び付く件数もご努力いただいているようですが、この辺は評価ですね、それから現場とのやりとり。京都府の職員として担当者はどういう体制となって、ここを支援しているのか教えてください。

【参画監】 マザーズジョブカフェの運営についてでございますが、成長戦略のなかでものべられていますように、M字カーブ解消は国家的な課題ということで、特にいったん離職された方の復職ということでは、従来の就職支援プラス保育の問題であるとか研修もブランクをどう埋めるかと、非常に高い専門性が必要となっております。マザーズジョブカフェ開設当時から、私どもの男女参画課の職員は現地、テルサの方に常駐しておりまして日日の運営についての協議をしながら全体として進めております。利用者の方も年間2万人と非常に増えておりまして、個々の取り扱いといたしますか対応が評価をいただいているのではないかという風に思っております。

【島田】 引き続き女性の再就職の課題については、こうした事業の中でどういうことがあるかお答えください。

【参画監】 国おきましても分析されているとおりと見ているのでございますが、このマザーズジョブカフェ、いったんM字カーブ解消されていないということで、いったん離職された人の就職をどういう風に支援していくかということで、たんに就職先という問題だけでなく保育の問題、ブランクをどう埋めるかということでどうしっかりした訓練をしていくかということが引き続き課題と思っておりますので、それを一人一人のかたにあう形でどういう形で支援していくかと一人一人に寄り添う形が非常に重要だと感じております。

成宮真理子委員

ひきこもり支援について

【成宮】 まず、ひきこもり支援についてうかがいます。平成21年の12月に策定された「青少年すこやか育成プラン」の時点では、府内のひきこもりは推計約8000人とされ、「多くが潜在化し、相談・支援が十分に利用されていない」という分析でした。その後これまでの相談・訪問件数や支援家族の数というのは、どのようになっているのでしょうか。

【課長】 ひきこもり支援でございますが、21年の5月に初期型ひきこもり訪問応援「チーム絆」として立ちあげまして、それ以降だいたい実件数で50件から70件の支援を年間やってきています。それに加えて地域チームということで地域の民間支援団体に委託をしまして行っておりますのが、こここのところだいぶ増えておりまして当初は200件前後だったのですが、24年度500件というような形で、それに加えて健康福祉部のところで電話相談をやっておりまして昨年度ですと実件数で713件という支援になってございます。これらを含めまして、重なりあう部分もありますが、6000件程度の支援をこれまでしてきたというようなことになってございます。

【成宮】 この間の相談の中身が少しホームページにも出ておりましたけれども、引きこもってからの経過年数の平均が4.3年となっていると。10年以上の方も約4分の1おられて、本人の年齢も30歳以上が3割を超えているとなっております。そうすると家族の高齢化も深刻になりつつあり、一方で学齢期の「不登校」から始まって「ひきこもり」に至るケースも多いという風にうかがっております。支援はこの間やってこられたなかで、今課題になっている点はいかがでしょうか。

【課長】 まずは出来るだけ早期に支援することが重要でございまして、長期化すれば引きこもった年数と同じくらいの年数が回復にかかるといわれておりますので、そういうような形で取り組むことが必要かなと考えております。そのためにも初期型ということで「チーム絆」はそういうコンセプトで立ち上げました。実際のところ最近、ご相談にこられる年齢が30代の方もいらっしゃいますし、40代になってからもご相談というのかなり比率でございまして。そういう意味では学校との連携とかをきちんと、今までからやってきておりますけれども、所属がなくなるような形、退学とか卒業という時点で出来るだけタイムリーに支援団体につなげていくことが必要かなと考えております。

【成宮】 お答えいただいたように、出来るだけ早期にとこちらはするんだけれども、実際は10年を超えられている方、30代、40代の方も多いということで本当に深刻になっていると思います。同時に全国的にひきこもりの推計が平成19年41万人と厚労省がしたときから22年では推計70万人に急増しておりますね。京都にあてはめると平成21年当時推計8000人と紹介しましたが今は1万4千人にのぼってくるということで、今ご紹介のあった相談の中身も含めて、ご本人、抱える家族の苦しみ、悩みというのは大きいと思えますし、もうなんとかしたいと相談や電話をしてこられるご家族というのは、その全体のなかでいえば、ごく一部にまだとどまっていると思うんですね。平成21年の時点も相談支援が十分に利用されていないという事態はあまり変わっていないのではないかと。そこでですね、すみずみまで支援の手を広げる必要があると思うんですけれども、現在の体制、強化されてきているとはいえ十分なのかどうかということで家庭支援総合センターや今お話があった地域の「チーム絆」などを含めてどれくらいのチーム数になり、どれくらいの総人数であたられるとなっているのかお答えいただけますか。

【課長】 各所の個別の人数は手元に資料がありませんのですけれども、家庭支援総合センターでは常勤の職員2名と臨床心理士、非常勤ですけれども2名の体制でおこなっております。「チーム絆」のほうは、地域チームのほうは府内4団体に相談窓口の委託をしております、綾部、亀岡、京都市内、宇治市と4カ所でやっておりますけれども、そのうち3団体につきましてはエリアが広いことでもありますので出張相談ということで、月2回程度の出張相談をおこなっていただく。さらには北部家庭支援センターでは、これは福知山の児童相談所ですけれども、個別相談会を開催されたり家族教室をされたりというようなところもございまして、一定の体制はとれているという風に考えているところでございます。

【成宮】 今少しご紹介いただきましたけれども、それぞれのチームも2、3人から5人ぐらいの程度と事前にかがいましたし、家庭支援総合センターの本体も非常勤を含めたという体制で、紹介しましたように推計1万4千人にものぼるひきこもりとの現状の関係ではね、もっともっと強化が必要だと思います。ちなみに就労体験の職親の受け入れ施設もですね、地域的には北部の丹後地域だとか、南部の木津川・相楽というの

は本当に少なくなってまして、こういう点でも地域含めやっぱり体制の強化をしていく必要が、今本当にあると思います。それには民間支援団体への支援をいっそう広げるとともに府自身の体制強化がどうしても必要になってくると思いますので、この点は求めておきたいと思います。

非行少年の立ち直り支援について

もう一点、非行少年の立ち直り支援についてうかがいます。府内の刑法犯少年の検挙・補導状況が、減ってはいるものの全国の人口比で常に高くなっております。14～19歳少年人口比で1,000人あたり、平成24年に11.8人で刑法犯検挙「全国ワースト5位」。23年は「ワースト1位」でありました。さらにこの低年齢化。刑法犯で検挙された少年のうち、中学以下が約半分。高校生とあわせると全体の7割以上にのぼると。さらに再犯者の割合でも、平成24年に42.2%と全国「ワースト2位」と大変な状況です。ちなみに23・22年が38.1%で「ワースト3位」ということですから、割合でいえば高まってきてしまっているという実態でありますね。この間「立ち直り支援チーム」の体制強化などしてこられたということは承知しておりますけれども、依然、京都が本当に深刻な事態にある。その原因をどのように分析しておられるのでしょうか。

【課長】 非行の京都の原因と言うのは不明の部分があります。ただ地域のいろいろな絆がうすまっている部分ですとかいうのは、前回非行のプランを立てるときにいろいろとご意見を頂戴しているところです。また一方で調査の中で、たしか小学校か中学校の意識調査のなかで、ちょっと規範意識が若干薄いというようなデータも全国調査の中ではあったように記憶しておりますので、そういうようなところもありましてお話の状況にあるのではと考えております。

【成宮】 原因の分析は単純ではないとももちろん承知しておりますけれどもね。近年例えば支援学校などの先生方やまた少年院関係者から「少年非行の背景に、発達障害の問題があるのではないか。その支援が十分でないことがある。ぜひ対策を」という強い要望をお聞きします。また、もう一点、貧困の問題ですね。家庭なんかの。中学生でも朝ごはんも食べられず弁当も給食もないとか。家に帰って家庭で学習できる環境でなくて結局宿題もずっとできないとか。そういった貧困の問題。それから発達障害への理解と支援。この2点は非常に重要になっていると考えるのですが、現在の立ち直り支援のなかではどのように取り扱っておられるのでしょうか。

【課長】 様々なチームのなかで対応しておりますので、一人親家庭の方々とかいうあたりのケースもありますし、様々なケースがございます。それにつきましては児童相談所なり関係のところと連携をしながら原因を分析したりするなかで、支援をおこなっている状況でございます。

【成宮】 さきほど規範意識というお話もありましたが、発達障害の子どもたちにだめよというだけでは全然前にすすまないわけで、こうした視点は非常に大事になっていると思います。貧困の問題も含めて。そして居場所という議論がありましたが、実は場所の問題だけでなく信頼できる人にあえるかどうか。自分のことをわかってくれる先生とかにあえるかどうか大事だと思います。そういう点では立ち直り支援チームなどによる寄り添い型支援が重要だと思うんですけど、さきほど数字をお聞きをしましたら24年度が35人ぐ

らい 25 年度 49 人くらい時起案した。再犯の少年の数は 24 年度で約 700 人くらいいますから、もちろん本人の承諾が必要ですが、これも含めてしっかり体制強化が必要だということを求めて終わります。

⑫政策企画部 2014 年 3 月 3 日

島田敬子委員

南北格差、地域間格差の認識と今後の政策推進にあたって

【島田】今委員会では南北格差が指摘をされ、府域の均衡ある発展を願う提案、質疑が活発に行われてきたところであります。京都の市町村民経済計算推計結果が毎年報告されていますが、これを見ますと、年度によって凸凹はありますが、府内各地域で分配所得が減少していました。地域格差という点で、2010 年の分配所得で京都市内が 278 万 9 千円、丹後は 177 万 5 千円と京都市内と丹後では実に 101 万円もの差がある。そして私が着目したのは、関西学研開発をすすめた相楽地域は 14%の減少という事実、ついで丹後は 12.7%の減、山城で 11.6%減という状況でございます。分配所得格差の解消には企業誘致に期待が集まるわけですが、経済産業省の工場適地動向調査をみますと、企業がその土地を選定する理由にあげる最大の点は、本社や他の自社工場に近いかをあげ、高速道路が利用できるという理由は 11 位となっています。ですから、南北の高速道路が完成するといっても道路頼みでは企業立地もままならないと思うわけです。これらの府内の経済状況と南北格差、地域間格差、この状況認識と、今後の政策推進のあたりの考え方についてうかがいたいと思います。

【部長】府域の経済の状況につきましては、確かに地域的なばらつきはあると思います。分配所得につきましても、この間の景気の落ち込みによりまして、全国的にも落ちているという話でありまして、今後しっかりと、京都縦貫であるとか、そういった効果はしっかり出てくればそれなりの効果が出てくるのではと思っております。また北部地域では「海の京都」であります。南部であれば「お茶」であります。中部につきましては「にそと」の開通、京都縦貫の開通をとらまえた政策をいろいろと打っていくことによってしっかりと地域振興をはかっていく。それによって分配所得等の増加をはかっていくということにしようと思っております。

【島田】深刻な地域の実情に立ってですね、施策の検討はもっと真摯に、リアルに行うべきだと思うわけです。みやこ構想、地域振興局の独自予算について、片山議員から指摘がありましたけれども予算規模がだいたい少ないし、地域の独自性がないとの指摘がございます。地域づくりは上から目線ではなく、市町村や地域住民の声をしっかり吸い上げた地域発が重要であり、また合併で広がって、ともすれば行政の手もなかなかとどかないような周辺地域を作らぬようきめ細かな地域政策が必要だし、京都府職員も引き上げるなどこういう意見も四方さんからありました。地域経済の活性化は呼び込み型や工業誘致に依存したものでなく

て、地域資源を活用した取り組みが必要ということも明らかではないかという風に思うわけです。この点で端的に見解をうかがいたいと思います。

【部長】 地域が豊かになるためには、上から目線的に事業を落とすというよりは地域の中からそういう資源を、地域の方が発掘する、地域の方が自らそれを展開していくということが非常に大事だと思っております。大学の北部機構なども通じまして、地域で活躍できる人材を育成していく。こういった取り組みもしておりますし、またそれでもなかなか手の届かないところには「命の里」事業であるとか、そういったものを投入することによって、地域を苦しいところをしっかりと底上げしていくというようなことです。

【島田】 「命の里」事業の話がでましたが、ずいぶん京都府職員に対する評価は高く、ずっと地域を応援してほしいという声がありましたが、それに予算も人も、府職員じゃなくて地域にという流れもあって、そういう点ではさらに検証していただきたいしご努力いただきたいと思うんです。

関西学研都市開発について

関西学都市開発についてうかがいます。「けいはんなエネルギー未来都市創造事業」「けいはんな未来都市創造推進費」4772万円についてどういう地域経済への波及効果と地元雇用を増やす、計画なのか。未来都市をつくるという話ではなくて、現に今の中企業にどういう効果をもたらすのかお聞かせください。

【理事】 未来都市創造推進費につきましては、まず地域の中でエネルギーが自給できるような再生可能エネルギーの導入、あるいは見える化による省エネ、こういった取り組みが進むような基盤づくりを進めております。こういった取り組みを通じまして将来的にはスマートシティを作っていこうというのが学研の主旨でございますが、こういった取り組みは大企業だけではなくて、いろんな要素技術がからんでおりますので、協同企業、あるいは中小企業もどんどん参加していただけるものと考えております。今、そのための研究会等も開催しておりますが今後はこういった取り組みを通じまして、けいはんなにエネルギー自給が出来るような未来都市を作っていく。そういった未来都市づくりを通じて企業の参入も増やし特に中小企業等の参入も増やして地域経済に還元していく。こういったことを狙いに取り組むものでございます。

【島田】 丘の上だけが立派になってと、未来都市だと、旧村ほったらかしと従来から言われておりますけれども、やはり地域で雇用を増やす、地域の経済の活性化につなげるという立場をしっかりとって目標を持って取り組むということが必要ではないかと思うんです。

けいはんなオープンイノベーション拠点整備事業

それから「けいはんなオープンイノベーション拠点整備事業費」5020万円について、どういう事費の内訳かお聞かせください。この4月から、任期付き職員1名を募集されておりますが、その人件費も含むのか。また、固定資産税などの負担はこの5020万円に含まれるか。さらに、国は無償譲渡の条件を10年間示しておりますが、どういう内容で示されているのかお聞かせください。

【部長】 詳細は担当の方から述べますが、基本的なオープンイノベーション拠点の今回当初でお願いしている予算につきましては、現在のところ年度当初から京都府の方に譲位していただけるのではないかと。もちろ

ん今議会の方をお願いして譲与の件の議決をいただいたらということでもありますけれども、そういうことを前提といたしまして京都府が所有するということになったときの最低限必要な管理費、こういったものを現在厚生労働省、国の方が負担しておる額に見合った形で計上しておるところでございます。

【推進監】 任期付職員につきましては、さきほど募集いたしまして、4月1日から採用する方向で現在検討を進めておりますけれども、26年当初予算のこの額にはその予算は入っておりません。また指定の期間でございますけれども実際に供用開始が始まってから10年間ということで、国の法定様式で決められた期間でございます。この期間中につきましてはイノベーション拠点を国際的な協同研究開発の拠点に寄与することで活用を図っていくこととされているところでございます。

【島田】 ただ建っているだけで5220万円が毎年いると。そして任期付職員1名はまた違う、固定資産税は答弁がなかったんですが、お聞かせいただきたいと思うわけです。文化学術研究都市推進課の体制は、平成21年度13人が現在は、19人体制になっておりますが、平成25年に室から課に格上げされて、エネルギー未来都市創造事業推進は1名増、オープンイノベーションは新技術拠点整備で3名増やし、4人体制になって、さらに任期付職員1名を採用するということですが、これはこの任期付の方は、もうメドは決まっているんですか。普通の一般職員ではなくてイノベーション推進のための人だとおもうんですが、このあたりいかがでしょうか。

【部長】 任期付職員はご案内のとおりしっかりとこのイノベーション拠点を切り盛りしていただかないとダメなので、専門的な知見をもった、もしくは経験をもった方、ということで公募しておりますので、そのなかで選ばしていただこうと思っております。

【推進監】 固定資産税の関係ですが、現在は国有財産ということでございますし、また4月以降は京都府の財産ということでございますので固定資産税がかからないということになるわけでございます。

【島田】 540億円もかけて破たんした国の建物の再生を引き受けて、そして東京の株式会社インテージに840万円で随意契約して、そしてまた、専門的見地から企画立案等ができる知識、情報、経験を有する事業者との契約が必要とのことで、またそういう人を雇ってですね、入札もいないということでございますし。そしてこれが人もたくさん入れて地域経済にどんなに大きな波及効果があるのかという点では。経過を見るととても期待おぼつかないという風に思うんですよ。それで施設改修については、基礎基盤は京都府が実施し、共同研究などの個別の用途による改修は実施主体が国の資金を活用して行う。可能なものから段階的に供用を開始、ということですが、あれ全体をどういう風にまわしていくのか、見通し、計画、さらに基盤基礎のための京都府の費用はいくら必要になると計算されているのですか。

【部長】 私のしごと館はですね、非常に多額の費用を投じて建設された施設であることはまちがいありません。ただ、学研都市ということを考えますとその精華大通りのど真ん中に、あの大きな建物が無人でしかも荒廃されるにまかせてあっていいのか、というようなことを非常に大きく考えました。また、それとあわせてこの関西イノベーション戦略総合特区の募集もありましたので、そういったところにあわせて、その拠点としてちゃんと整備していこうと。それをもって京都府域、もしくはひいては日本経済のけん引役になっていけないや、こういうところががんばっていこうとしておりますので、今後はそこに入ってくるいろんな研

究の分野でありますとか、研究室の志向する、どんな研究するかによっていろんな整備についてもいろんな整備についても変わってこようかと思っております。現時点でのくわしい経費の見積もりはございませんですけれども、6月の補正予算の際にはしっかりとお示しできるようにいきたいと思っております。

【島田】 答弁ももれている風に思うんですけれども、今後の施設改修等、基礎基盤の部分は京都府が役割を果たすというたはるので、うかがったのですがご答弁がありませんでした。

実際にこれ学研がスタートして30年。精華町は「学研開発をばねに」と産業振興を目指してこられましたけれども、人口は確かに増えて、個人住民税と固定資産税は伸びたものの、法人住民税は2億円のまま20年間横ばいと。学研開発が地元経済に波及していない、しききれていない、のが現在の到達ではないかと思うんです。学研企業に働いている人は、たとえば、精華町の決算議会の数字で、2012年の数字は1038人の雇用、うち精華町内は169人、正規が96人、非正規73人という状況でございます。推進機構の資料によりますと、2013年4月1日現在で学研全体での就業者・研究者の数は7038人とのことですが、京都府内と地元雇用はどれくらいなっているのか。奈良県、大阪府も含めた数字だと思うのでお教えいただきたいと思えます。

【部長】 整備費の関係でございますが、入ってくる研究の内容によって変わってこようかと思っておりますので、今、それ調整中ですので今申し上げられないと答弁さしあげたところであります。

【推進監】 推進機構が毎年調査しております数字につきましては、委員ご紹介のとおりでございますけれども、そのうち居住地が京都府内の方かどうかということにつきましては調査ございませんので、こちらの方で数字をもちあわせてございません。

【島田】 今後の施設改修費用について研究などの個別の人による改修は実施主体がおこなうということですね。まだ具体的に決まっていないという風に思います。もともと計画自体が地元自治体発ではありませんし、地元商工団体ぐるみでやるということにはなっていない。大手企業の研究所中心で企業秘密と高度な専門性の前にベールに包まれた存在であるというのが、だいたい地域のですね…そりゃ草ぼうぼうになっているのはよくありませんが、本当にそういう状況下と思うんです。しかしですね、進出した企業には、やはり地元に着して、地元企業に地域経済循環の一端を担っていただくということでご努力をいただきたいと思えます。

一方木津川市では宅地開発で人口が急増して、好調なのは不動産会社だけで。市は新しい学校、保育園、幼稚園等、基盤整備ばかりが大きな負担となって、学校給食費センターをつくるのにも国の支援は1割しかないということで、ほんとうにもっと支援すべきではないのかと思うんです。

しかも、インフラ整備に莫大な負担があって、そのお金は木津川市中心に投資される結果、加茂とか山城は置き去りで、高齢者福祉手当の廃止、チャイルドシート補助金廃止、修学旅行・林間学習補助金廃止、敬老祝い金、障害者福祉手当の廃止、保育園送迎バスの廃止、加茂地域コミュニティバスの民営化など本当に住民にしわ寄せが行っているという風に思います。

こうした国の学研都市開発に依存する財界の求めに応じた町づくりではなくて、本当に地域住民が旧村も新しい町も住み続けられるような生産力も地域活動も整った成熟都市になるべく政策を考える必要がある風

に思います。議会として海外調査でドイツのハイデルベルグをうかがってバイオテクノロジーライフサイエンスの取り組みを勉強してきましたけれど、開発から使いたいところへの技術を移転をして運営、商工会議所とタイアップしてしっかりと働く人も学び、研究、仕事ができるという町づくりをみてまいりました。研究内容がしっかり地元の産業に雇用として生まれる。そこまで応援することが必要ではないかという風に思います。人という問題でいきますと、さきほど申し上げましたけれども、関西学術研究都市推進室がどんどん体制が増えていく一方で命の里推進の事業、あるいは第一次産業を支援をする農林水産業の各センター等の府職員はどんどん削られていっている。これは府内の地域振興、均衡ある発展ということであれば、第一次産業をはじめとして底上げが必要であるし、そういうところはしっかりと人を配置して支援をいただくことが必要ではないかと思います。以上で質問を終わります。

加味根史朗委員

少子化の要因について

【加味根】 まず「明日の京都」の進行状況を点検をして次年度以降の京都の新規施策の立案をすすめるというベンチマークレポートについておうかがいをいたします。ベンチマークレポートでは、主要な課題についていろいろ総括をしておりますが、まず少子化対策ですね。具体的な政策の中身は健康福祉部であると思いますが、基本的な考え方をお伺いをしたいと思います。全国特殊出生率、ベンチマークレポートでも全国ワースト2位と書いてありまして、総人口に占める29歳以下の人口の割合も減り続けておりまして、30%を切った状況ということで、社会の活力低下の大きな原因になってきているかと思います。この12年間の、3期12年間の府政で少子化はますます進んだというのが実態ではないかと。そういうなかでベンチマークレポートに「実効性のある少子化対策」ということを課題をあげているんですけども、その原因をしっかりと分析をしてそれにあった対策を講じなければ実効ある対策にならないと思います。まず主要な原因についてどんな風に考えておられるでしょうか。

【教育監】 ベンチマークレポートの関係ですけれども、私どもの方は全体のマネージメントを担当している部局ですので、全体の体系的施策を進めていくうえでどの部分が課題であるかと、こういうことをベンチマークレポートによりまして指摘をいたしまして、その対策を打っていくことをやっておるところでございます。少子化につきましては、確かにこの間全国的な傾向として歯止めがかからないと。そのなかでも京都府はここ2年連続して特殊出生率がさがっておるという状況でございますので、これに対して徹底的に対策を打っていく必要があるだろうということで、原因究明も含めまして今後力をいれてやっていくという指摘をしたところでございます。

【加味根】 ここに大きな原因があるという風には検討されていない風であります。私は雇用の問題が大きいという風に思っております。非正規雇用の割合が41.8%というところまで増えまして、全国ワースト3位ということでありまして。青年の半分は非正規ですね。そうなりますとどんなに一生懸命がんばっても年収200万円をなかなか超えられないということで、結婚が出来ない、子どもを作りたくても作れない。こういう状況になっておりまして、しかもいつ首を切られるかわからないということですからね。不安定な状況に追い

やられていると。こういう不安定な雇用を京都府も進めてきたということがあるわけで、私は不安定雇用の拡大が少子化の最大の原因だと思いますが、この点はいかがでしょう。

【部長】 少子化の原因につきましては、様々な要素があろうかと思っております。雇用問題と言うのも一つあるかもしれませんが、近年の若い子たちの意識というのが変わってきたのであろうかとも思っております。家族への帰属意識が非常に薄くなっている、もしくは地域への帰属意識もないかもしれません。それと出会いの場がない。自ら進んでそういう出会いを求めていくのおおっくうがあるというか、そういうものがあつたり。それから会社での働き、正規、非正規問わず、会社での働きについていろいろと障害があるんじゃないか、ですね。家事においてお互いの配偶者の協力が得られないのではないかと、とか。そういったいろんな複合的なものが重なっている。これはひとり京都府だけの問題ではなくて、日本全体が抱えている問題かなと思っております。さきほど答弁さしあげましたように、どれが一番大きな要素になっているのか。またそのなかで京都府が打てる対策は何なのかということをしっかり検討、研究して政策に反映していこうということにしておりますので、その具体的施策につきましては担当部局の方でお聞きいただけたらと思うのですが、われわれはそういったものをしっかりとデータを提供したり、課題を提供したりというような立場で支援をさせていただいております。

【加味根】 ベンチマークレポートのなかにもね、「なぜ子どもを作れないのか」、その統計調査をベンチマークレポートは紹介していますよね。経済的な負担が大きくなる。経済的な理由が一番大きいとベンチマークレポートでも書いてあるわけですよ。なぜ経済的な理由をあげなければいけないのか。やはり収入が少ないからなんですよ。それが一番大きいんじゃないでしょうか。そういう意味でしっかり原因を分析をして、それにかみあった対策を講じていただかないと少子化は防げないということ申し上げておきたいと思っております。

それで課題としてベンチマークレポートでも「正規雇用対策の推進」を掲げておられます。これはその通りだと思っているんです。あらゆる事業を進めるうえで、正規雇用につなげる意識的努力が京都府には特に求められているという風に思いますし、その点でのこれまでの取り組みを抜本的に強化していく、転換をはかっていく、ということが必要だと思うんですけど、この点についての基本的な認識をお聞きしたいと思います。

【部長】 正規雇用についてであります。多様な働き方を求めるニーズも一方にあるということも事実でありまして、それを通して自己実現をそれぞれはかっていくということに答えている側面もあろうかと思っております。一方で非正規雇用が拡大しすぎるということも、それはベンチマークレポートでかかげましたとおり課題であらうかと思っておりますので、これについてはそれぞれの部局で、ジョブパークでの正規雇用拡大事業であるとか、ものづくり、特に正規雇用が大きいところのものづくり産業での正規雇用の拡大であるとか、こういったもの予算を本委員会でもお願いしているところであります。

【加味根】 ベンチマークレポートに主要な課題として「正規雇用対策の推進」ということを初めて掲げられたんですから、ここに真剣に取り組んで頂きたいと思っております。

福祉人材の確保について

それから高齢化対策ですね。この主要な課題としてベンチマークレポートで書かれたのは「超高齢社会に不可欠な介護・福祉人材の確保・育成・定着」ということですが、私はこの福祉人材の確保を進めるうえで、やはり低賃金の働き方、ここを是正するということが最も必要な対策だと考えているんですが、この認識はいかがでしょうか。

【部長】 高齢社会を支える福祉人材というのは、なかなか確保しづらい状況があらわれているということも指摘をさしていただいているわけですが、その一つの要素として処遇問題というのがたしかにあるかと思います。それは賃金であるのか、もしくは労働の量であるのか、いろいろあるかと思います。ただわれわれとしては、賃金をあげるとなると、だれが負担するのか問題に直結してきますので、社会保障全体の視野のなかでどういう使い勝手があるのか、財源をつかっていくのか、そういう議論もしながらやっていく必要があるかなと思っておりまして、一人京都府だけがなにかすごいホームラン的な策を打てるかということになると、なかなかそういうわけにはいかないかなあと思ったりしまして。ここでは人材をしっかりとか育成していく。とくに足りないような北部であるとか、そういったところでしっかりと手を伸ばしていく。そういったことをうたおうとしています。

【加味根】 福祉人材を確保できない背景に低賃金があるということで、賃金の引き上げのための特別な予算措置を行ったわけですが、一時的だったんですね。国にしっかりした対策を求めながらも、かつて京都府自身も福祉施設の職員の処遇改善で特別な予算措置を行った経過もあるわけで、京都府ができないこともないわけなんで、そこは真剣に取り組んでいただくよう求めておきたいと思います。

それから地域経済の問題ですが、地域内総生産のデータが出てます。この10年で地域内総生産がほとんどの地域でマイナスとなっております。2001年を100として100を少し超えているのは中丹地域だけで、ほかはマイナスで、なかでも丹後地域は85と極端に落ち込んでいます。中小企業の減少率が被災県を除いて全国で一番多いということとあわせて、京都経済が全体としてマイナスとなっているのが実態ではないかと、全国的に見ても。その認識はいかがなんでしょうか。

【部長】 非常に大きなマクロの話かと思いますが、京都府の産業構造を見ますと、こうした国全体の経済の状況、特に悪いときの状況を受けやすいという構造、中小企業が多いということですね、そういった構造であることは確かであります。そういうことに重心を置いた政策を打っていく必要があるんだろうと思っております。また京都府が飛びぬけて全国と比べて悪いということまではいえないのかなと。確かに順位的には非常に悪いところがありますけれど、そういういろんな施策を打つ中ではしっかりそこを打たせて次の右肩上がりの成長の方にもっていくような施策を打っていく必要があるかなと思っております。

丹後地域経済の底上げを

【加味根】 特に丹後地域につきましては、基幹産業である織物業や機械金属業が低下しているというのが原因とベンチマークレポートにも指摘をされております。したがってここを始めとして丹後地域全体の経済の底上げに向けましてね、特別な支援対策や予算措置がいるのではないかなと。特にその中心を担う織物・機械金属振興センター、この取り組みが強化されなければならないのではないかなと思っております。来年度、

若干予算が増えて2億8468万円ということになっているんですけれども、10年前には3億6559万円ほどあったので、この予算を増やして振興対策を強めるべきだということを求めておきたいと思います。

中丹地域につきましては、長田野工業団と綾部工業団地の企業と地元の中小企業との連携をはかっていくことを課題にかかげておられます。そのとおりだと思うんですが、実績としては4件の連携にとどまっているということになっています。これをどう拡大していくのか。この方向性について、丹後のことと併せて基本的な考え方をお答えください。(～01:41:17)

【山下副知事】我々は今、綾部に京都府の試験場を作っておりますが、その試験場を中心に産学官で新しい産業起こしだとか、それはまったく新しいものを入れるということではなくて、地域が持っているポテンシャルを伸ばす方向での新しい産業起こしでございますけれども、そういうような事業を実施するなかで出来るだけ今、綾部の工業団地も長田野工業団地も埋まっているわけで、そういうところから地元へ発注が行くというようなことに取り組んでいきたいと思います。

【加味根】その工業団地の企業と地元の機械金属を始めとした企業との連携をね、いっそう強めること。それが底上げにつながります。同時に自分たちの力で新製品を開発をするということで、産業支援センターが重要な役割を果たしております。私も何度かお話をきいたことがありますし、地元の中小企業の方々の意見も聞いたことがあります。そういう取り組みをしっかりとやって北部の経済の底上げをはかることが今後求められていると思います。

府民満足最大化プランについて

次に府民満足最大化プランについてであります。人件費や公債費の抑制を主な目標に掲げて取り組んでこられたんですが、公債費は平成21年度857億円から毎年増え続け26年度は過去最高の1180億円、構成比も13.2%と過去最高になってきているんですね。逆に財政が硬直化してきているんじゃないか。このプランはいったいどういう効果をあげたのか。こう言わざるを得ないのですが、いかがですか。

【部長】公債プログラムはですね、まずひとつには府債残額を25年度から減少に転じさせる。それまでは一定の公共投資が続きます。こういう前提のもとにやっています。またその際にもですね、実質的な投資的経費である公債費と普通建設を合算したもの、これが原則17年度ベースに抑制していきましょう、こういうなかで公債費を無尽蔵に増やすのではなくてコントロールしていきましょう。こういうプログラムでありまして。これ自体府債残高を減少に転じる見込みでありますので、有効に機能しているのではと思っております。

【加味根】有効に機能しているとおっしゃるのですが、実際に毎月借金を返済するための公債費は増え続けてきているということで。総務のときに聞かしても、来年度はどうなるのかと聞いても、もうひとつお答えをいただけなかったのですが、さらに増えていく可能性がある。やっぱりこの間、経済対策ということで国が予算を積んだことに見習って、公共事業中心の経済対策をやってきたことは大きな原因としてあるんじゃないか。このやり方でいいのか。やっぱり見直す必要が、財政面からあるんじゃないかと指摘をしておきたいと思います。

人件費の抑制は確かに続いております。これは正規職員を 1500 人減らしてきたからなのですが、逆に仕事をしていく上で、減らさなければ仕事が出来ないということで非正規の方をたくさん増やす結果になりまして、1000 人を超えているということでもあります。嘱託職員など専門性を持って、正規職員と同じ仕事をしながら、実際給与は極めて劣悪と。私かつて児童相談所で嘱託職員として働いておられる方の実情を直接お聞きをしたんですが、生活が苦しくて「これで生活保護はうけられないんでしょうか」と福祉事務所に相談に行かれてね、「あなたの給料なら生活保護、当然受けられますよ」という、そんな給料というお話もありました。人件費を抑制するというを一貫してやっているんですが、臨時職員や嘱託職員の方が劣悪な労働条件、生活を余儀なくされている現実に、ちゃんと目をむけられているのか。部長は非正規の方々の平均給与がどれくらいだと。これ、つかんでおられるんでしょうか。

【部長】 非正規職員につきましては、国の方が 4 兆円という大きな削減をしてくるなかで、この間人件費を維持したままで事業費の方に影響させていいのか。府民サービスをへこませていいのか、という二者択一というようなことをずっと迫られてきているわけです。そういう迫られてきている中で行政サービスを落とさないで、なんとか踏ん張ろうということで、正規職員の首をきるということではなくて退職者の中で非正規でもきちんと府民サービスが維持できるところ。こういったところには非正規の非常勤職員をお願いをして埋めていただいている状況でありまして。いずれにしろ税金でいただいている我々の財源というか原資がありますから、これをしっかり府民の皆さんにどうやって返すのかというときの全体のバランスの中でやらせていただいているわけで、それを担うマンパワーの部分が正規なのか非常勤職員なのかとすれば、しっかりとサービスが維持できるのであれば、フルタイムでないような働き方の部分で埋まるところであれば、非正規というのもいいんじゃないかなという風に思っております。またこの非正規職員の割合というのは、概ね全国平均と変わらないという状況です。特に京都府が多いということではございません。府県の職員の働き方、構成と言うのはこういうものかなと存じております。平均給与については存じておりません。

【加味根】 その人件費を下げていく給与費プログラムや満足最大化プランのね、執行を進める中心部署ですから知らないというのは、ちょっとね、おかしいのではないかと思います。ぜひしっかりと非正規の方々がどんな生活にあうのか、ここを踏まえていただきたいし、これが当然という姿勢では正規雇用拡大という政策企画部が掲げられた方向とも違ってきますので、そこは見直していただくよう求めておきたいと思います。

最後に行政運営として、プロポーザル方式が増えてきておりますが、24 年度、25 年度で何件ぐらいになっているのか。少なくない部分で他府県に発注する件数が増えているのではないかと思います。他県への発注はどうなっているのか。それはわかりませんか。

【部長】 契約を全般的に所管する部局は総務部の方だと思いますが、私どもではつかみかねております。

【加味根】 終わりますが、プロポーザルという形で他府県の企業に仕事をどんどん出す傾向に強まっているように見受けられます。全部見たわけでありませんが、この間主要な事業がそうなっておりますのでこういう事業についてはいかがなものかと指摘をしておきたいと思います。終わります。